

第3期足立区 子ども・子育て支援事業計画 (案)

令和6年11月

足立区教育委員会子ども政策課

目 次

第 1 章	計画の策定にあたって.....	1
1	計画策定の背景.....	2
2	これまでの足立区の取り組み.....	3
3	計画の位置付け.....	4
4	計画の期間.....	5
5	計画の策定体制.....	5
6	計画の推進体制.....	6
第 2 章	足立区の子ども・子育て家庭を取り巻く現状と課題.....	7
1	足立区の概況.....	8
2	子どもや子育て家庭を取り巻く状況.....	12
3	第 2 期計画各施策の進捗状況.....	22
4	第 2 期計画全体の評価.....	24
第 3 章	計画の基本理念、基本目標.....	27
	計画の体系.....	28
1	基本理念.....	29
2	体系の構成.....	29
3	計画の評価・指標について.....	29
4	施策の体系図.....	30

第4章 各施策の取り組み..... 33

施策群1 家庭・地域と連携し、子どもの学びを支え育む

施策1－1 子どもの心身の健全な発達支援..... 34

施策1－2 就学前からの学びの基礎づくり..... 36

施策1－3 子どもの状況に応じた支援の充実..... 38

施策1－4 子どもが社会と関わる力を育むための成長支援..... 40

施策群2 妊娠から出産・子育てまで切れ目なく支える

施策2－1 妊娠、出産、子育てへの切れ目のない支援の充実..... 42

施策2－2 多様なライフスタイルに応じた教育・保育サービス等の充実..... 44

施策2－3 配慮を要する子育て家庭への支援..... 46

施策2－4 安全・安心に子育てのできる生活環境の整備..... 48

資料編

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策..... 51



計画の策定にあたって

1 計画策定の背景

「子どもの誕生前から就学前」は、人の生涯にわたるウェルビーイング¹の基盤となる最も重要な時期であり、この時期に、こどものウェルビーイング向上を支えていくことが、「こどもまんなか社会²」の実現に最も重要であると考えています。

一方、地域社会の結びつきの希薄化に伴い、子育て家庭の孤立が顕在化していること、また、児童虐待やヤングケアラーなど必ずしもすべての乳幼児の権利や尊厳の保障がなされていないという現状があります。

足立区ではこれまで、子育て家庭や妊産婦が身近な場所で相談し、必要な支援を受けることができる支援体制の充実や、子育て中の親子が気軽に集まって相談や交流などを行う拠点の整備など、多様化するニーズに応じた様々な子育て支援策の拡充に取り組んできました。

「こどもまんなか社会」の実現には、これまでの子育て支援策に加え、支援が届きにくい子育て家庭にも必要な支援が行き届く仕組みを構築していくことが必要です。そこで、令和6年度に計画期間が終了する「第2期子ども・子育て支援事業計画」を改訂し、支援体制の充実を図っていきます。

1 Well（よい）と Being（状態）が組み合わされた言葉で、個人の権利や自己実現が保障され、身体的、精神的、社会的に良好な状態にあることを意味する概念。

2 こどもや若者の権利が保障され、健やかな成長を社会全体で後押しすることで、将来にわたって幸せに生活できる社会のこと。

2 これまでの足立区の取り組み

足立区では、『子ども・子育て支援法』に基づき、平成27年3月に『足立区子ども・子育て支援事業計画』を策定し、さらに令和2年3月に『第2期足立区子ども・子育て支援事業計画』を策定しました。そして、「夢や希望を信じて生き抜く人づくり」という教育大綱の基本理念のもと、様々な取り組みを展開してきました。

1 施策群1：子どもの心身の健全な発達の支援

(1) 身近で気軽に相談できる仕組みや体制の強化

ASMAP（保健師が寄り添いながらサポートしていく、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援）や保育コンシェルジュ、子育てサロン等の事業を充実させ、身近で気軽に相談できる仕組みや体制を強化しました。

(2) むし歯予防及び早期の治療に繋がる取り組みの推進

「足立区糖尿病対策アクションプラン—歯科口腔保健対策編—」の一環として、むし歯が増えやすい年少児（4歳）～年長児（6歳）全ての子どもを対象に、「あだちっ子歯科健診」を実施し、むし歯予防及び早期の治療に繋がる取り組みを進めてきました。

(3) 発達障がいなど様々な悩みや課題を抱える子どもたちへの支援体制の充実

こども支援センターげんきや保健センター、就学前施設において、保護者の子育て不安に対する支援や就学先・関係機関との連携を図ってきました。

2 施策群2：妊娠から出産・子育てまで切れ目なく支える

(1) 待機児童の解消

保育定員の拡大や幼稚園の預かり保育を推進し、令和3年4月には待機児童ゼロを達成しました。

(2) 学童保育室の整備

学童保育室は申請数が大幅に増加し、待機児童率は増加しています。不足する地区への整備を早急に進めています。

(3) 困難を抱える子育て家庭への支援と虐待予防の取り組み

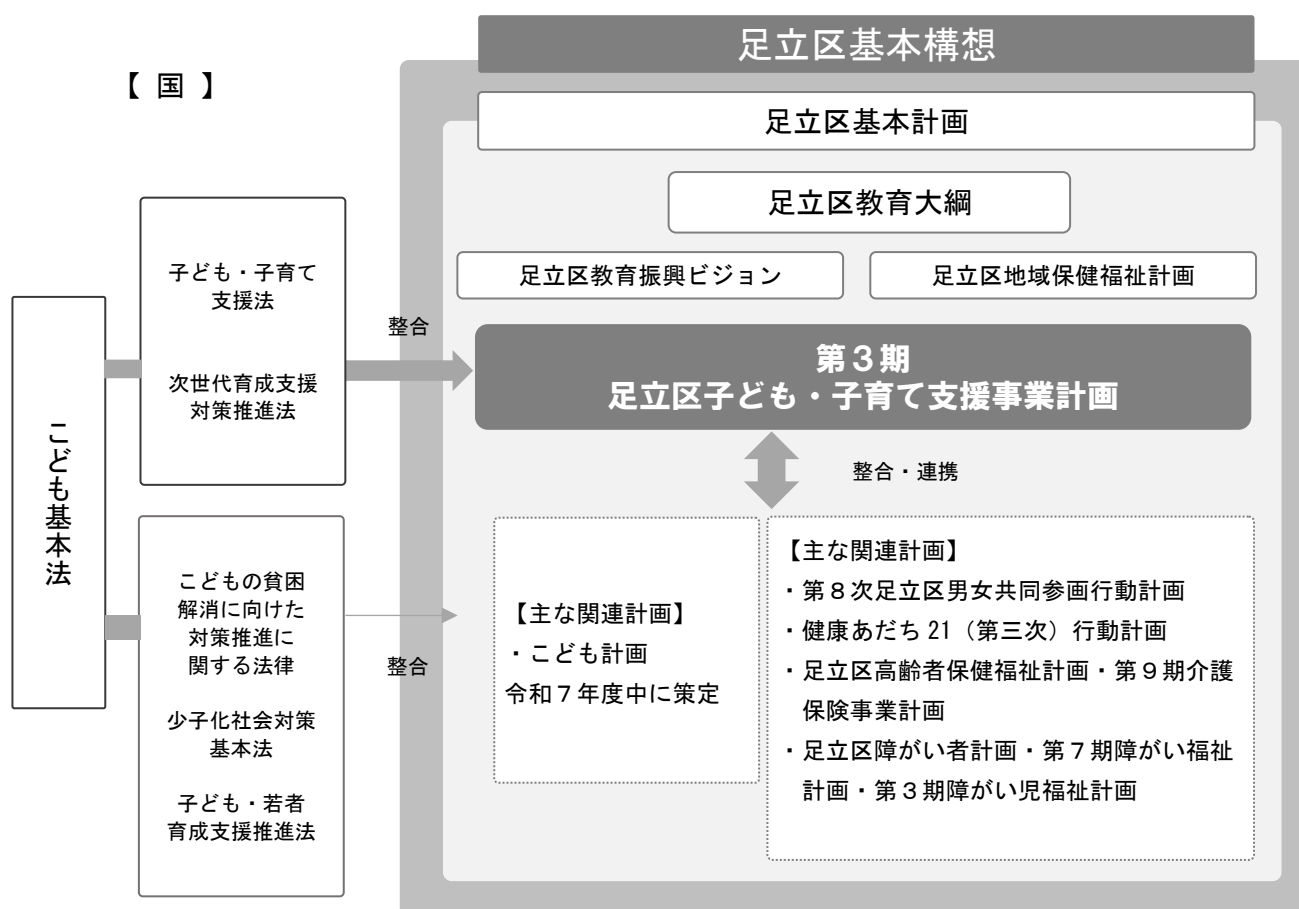
児童虐待に関する事案が複雑かつ多様化し、長期的支援を要する家庭が増加し、虐待対応が終結しない状況です。引き続き虐待の未然防止や再発防止に向けて取り組み、専門人材の育成も進めていきます。

3 計画の位置付け

(1) 法的な位置付け

本計画は、「足立区基本計画」の子ども・子育てに関連する分野別計画です。

さらに、子ども・子育て支援法第61条に基づく「区市町村子ども・子育て支援事業計画」として策定するとともに、次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「市町村行動計画」を兼ねた計画です。



(2) 計画の対象

本計画の対象は、就学前児童（0～6歳）とその保護者を基本としますが、青少年の成長支援である「ジュニアリーダーの育成」、「学童保育室」や「放課後子ども教室」といった子どもの居場所、「ユニバーサルデザイン教育」に関することは関連事業として小学校1年生から6年生の児童とその保護者を対象としています。

4 計画の期間

国は、「子ども・子育て支援事業計画」を5年ごとに策定するものとしていることから、令和7年度から令和11年度までを第3期計画期間と定めます。



※ 年度別の評価を経て、計画内容と実態に乖離が生じた場合には、適宜計画の見直しを行います。

5 計画の策定体制

(1) 区民ニーズ調査の実施

令和7年度からの5年間を計画期間とする「第3期足立区子ども・子育て支援事業計画」の策定に伴い、国の基準に基づき、子育て世帯の保護者の就労状況や教育・保育施設等の利用意向、その他の実状を把握するため、「子ども・子育て支援に関するニーズ調査」を実施しました。

① 調査対象

就学前児童（0～5歳児）の保護者から6,670件、小学生（1～6年生）の保護者から3,280件、合計9,950件を住民基本台帳より無作為に抽出して実施しました。

② 調査期間

令和6年1月24日（水）から2月13日（火）

③ 回収状況

	調査方法	配布数	有効回答数	有効回答率
全体	配布：郵送配付	9,950通	4,271通	42.9%
就学前児童の保護者	回収：郵送回収及びインターネット回答	6,670通	2,814通	42.2%
小学生の保護者		3,280通	1,457通	44.4%

(2) 足立区子ども・子育て会議による審議

計画の策定にあたり、子育て当事者等の意見を反映するとともに、子どもたちをとりまく環境や子育て家庭の実状を踏まえた計画とするため、学識経験者、教育・保育関係者、子育て当事者等から構成される「足立区地域保健福祉推進協議会（子ども支援専門部会を含む。以下、「推進協」という。）」を子ども・子育て支援法に基づく「子ども・子育て会議」と位置付け、計画内容を協議しました。

(3) パブリックコメントの実施

令和6年11月1日から12月16日まで、パブリックコメントを実施し、計画案に対して幅広いご意見をいただきました。

6 計画の推進体制

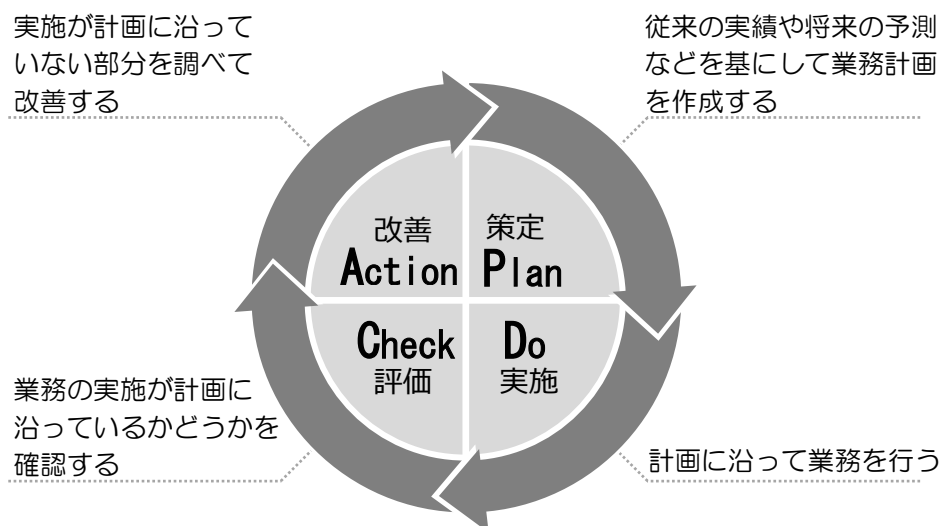
(1) 推進組織

本計画で定めた目標に基づき、計画的に子ども・子育て支援施策を推進していくため、「推進協」にて点検・評価を行っていきます。

(2) 計画の進捗状況の管理

本計画で定めた子ども・子育て支援施策を実効性のあるものとするため、定期的に「推進協」を開催し、PDCAサイクルのもと対象事業の実施状況等について客観的かつ専門的な立場から意見交換、調査・審議を行います。各年度に実施する計画の実施状況の点検・評価については、「推進協」での調査・審議を経た後、区ホームページ等で公表します。

PDCAサイクルのイメージ





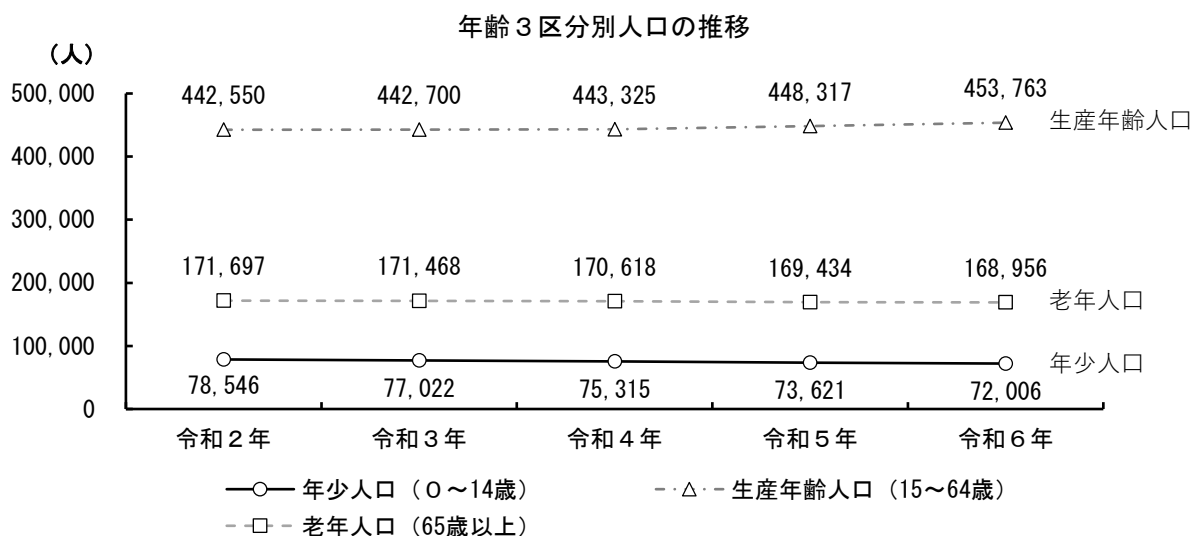
足立区の子ども・子育て家庭を 取り巻く現状と課題

1 足立区の概況

(1) 人口の状況

年齢3区分別人口の推移

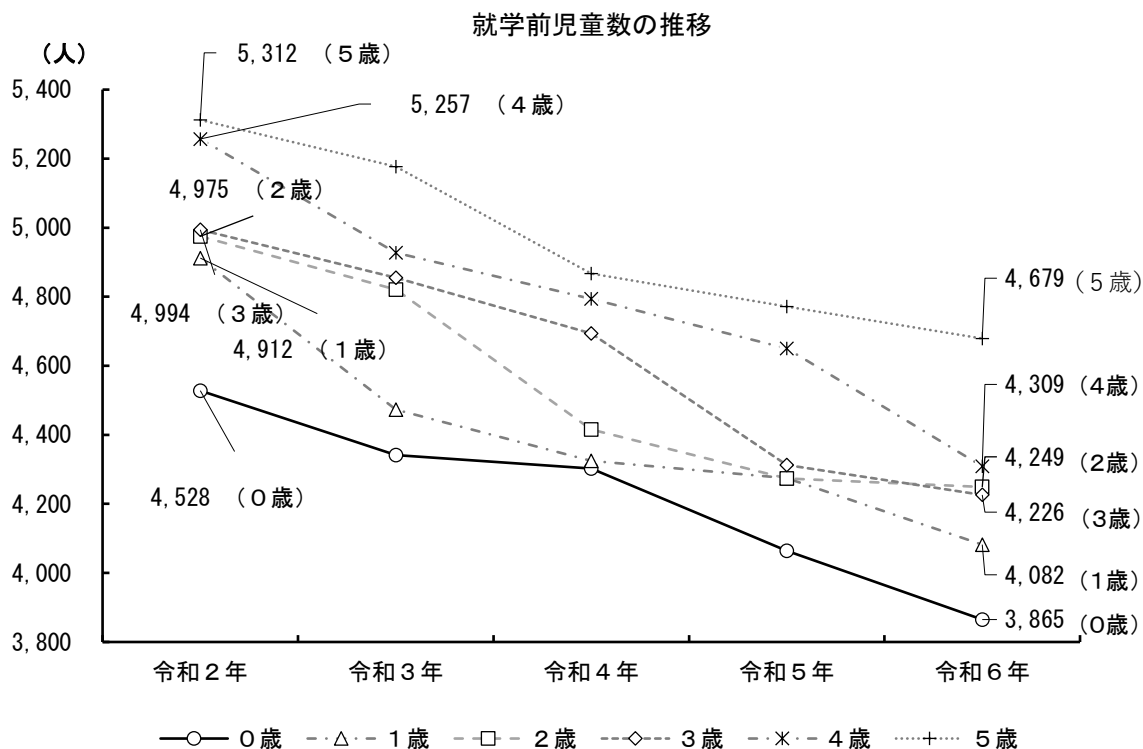
- ① 令和6年4月時点の総人口は約69.5万人で、令和2年から約2千人増加しています。
- ② 令和6年4月時点の年少人口（0～14歳）は約7.2万人で、令和2年と比較して約8.3%減少しています。
- ③ 令和6年4月時点の生産年齢人口（15～64歳）は約45.4万人で、令和2年と比較して約2.5%増加しています。
- ④ 人口推計によると、年少人口（0～14歳）は2023年（令和5年）をピークに、その後は緩やかに減少し、生産年齢人口（15～64歳）は2027年（令和9年）をピークに減少に転じ、老年人口（65歳以上）人口は2066年（令和48年）をピークに、その後は減少に転じます。



資料：足立区住民基本台帳（各年4月1日現在）

年齢別就学前児童数の人口推移

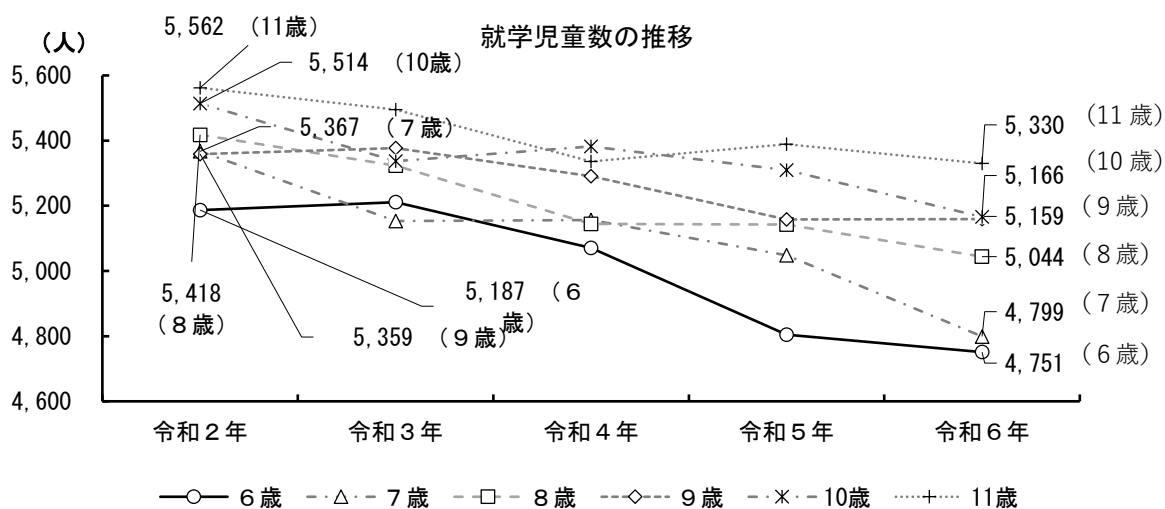
- ① 令和6年4月時点の0歳から5歳の子どもの人口は25,410人です。
- ② 令和2年4月時点と比較して約15.2%減少しています。



資料：足立区住民基本台帳（各年4月1日現在）

年齢別就学児の人口推移

- ① 令和6年4月時点の6歳から11歳の子どもの人口は30,249人です。
- ② 令和2年4月時点と比較して約6.7%減少しています。

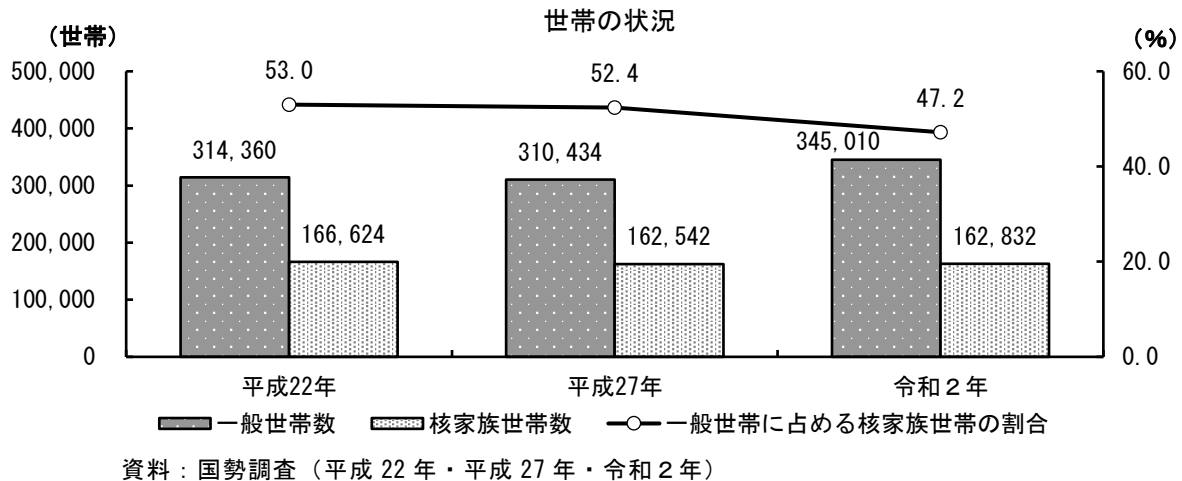


資料：足立区住民基本台帳（各年4月1日現在）

(2) 世帯の状況

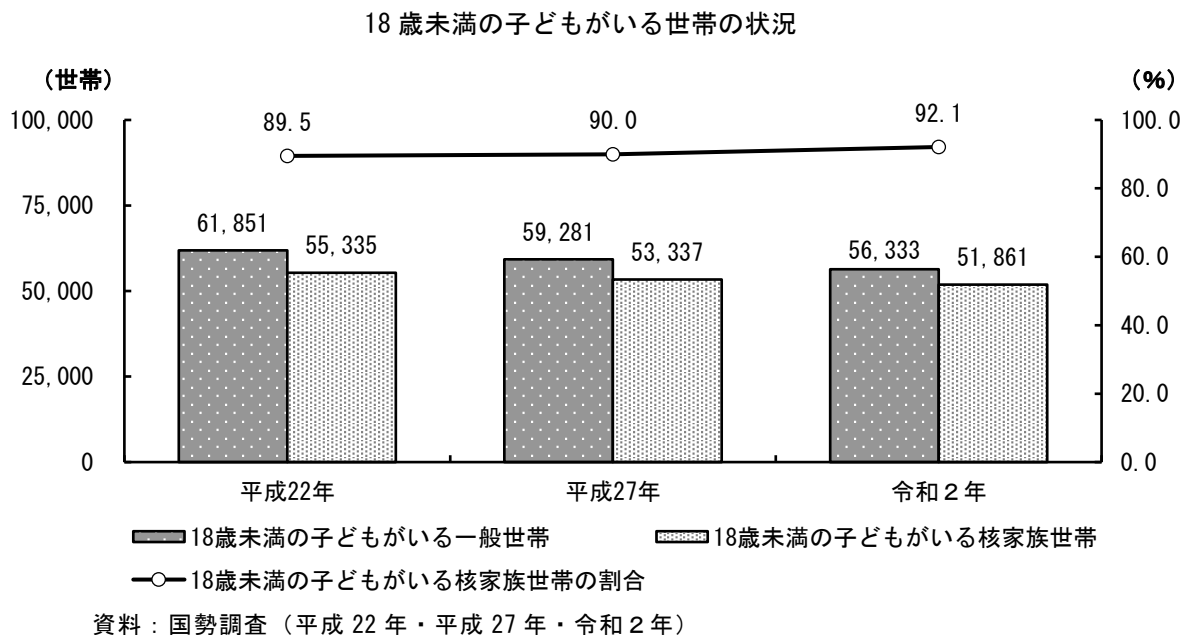
世帯の状況

- ① 令和2年の一般世帯¹は345,010世帯で、平成22年から約9.8%増加しています。
 ② 令和2年の核家族世帯²は162,832世帯で、平成22年から約2.3%減少しています。



18歳未満の子どもがいる世帯の状況

- ① 令和2年の18歳未満の子どもがいる一般世帯は56,333世帯で、平成22年から約8.9%減少しています。
 ② 令和2年の18歳未満の子どもがいる核家族世帯は51,861世帯で、平成22年から約6.3%減少しています。



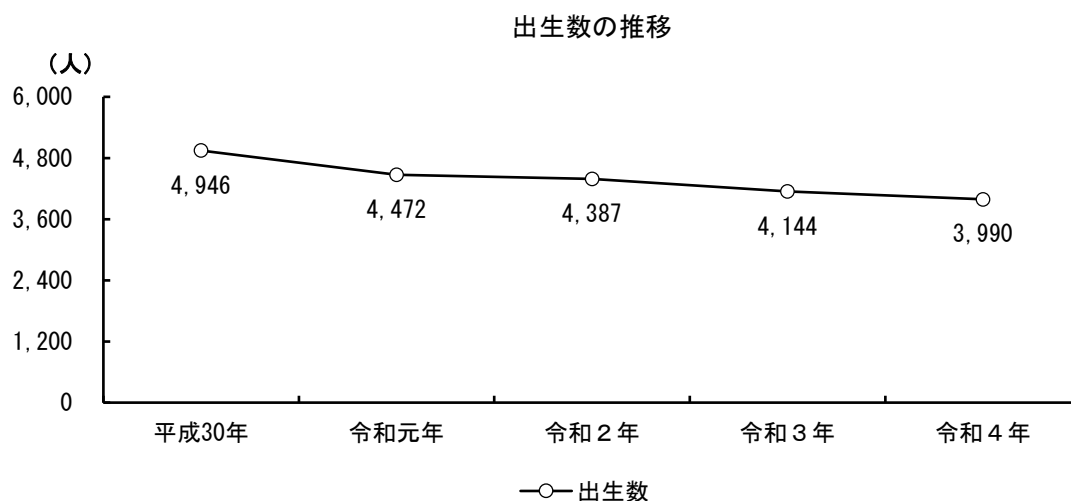
1 住居及び生計を共にする者の集まり又は独立して住居を維持し、若しくは独立して生計を営む単身者。

2 夫婦のみの世帯、夫婦と子供から成る世帯、男親と子供から成る世帯、女親と子供から成る世帯。

(3) 出生の状況

出生数の推移

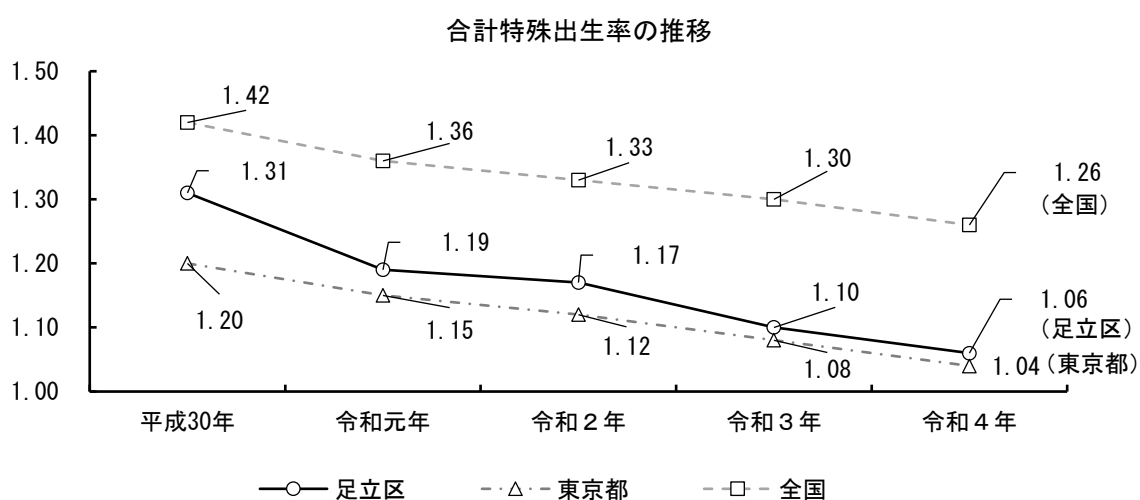
足立区の出生数は、令和4年に3,990人と、過去5年間で約2割減少しています。



資料：東京都保健医療局 人口動態統計

合計特殊出生率の推移

足立区の「合計特殊出生率³」は平成30年より大きく減少し、令和4年で1.06となっています。また、全国と比較すると低い値で推移しています。



資料：東京都保健医療局 人口動態統計（区、都）厚生労働省 人口動態統計（国）

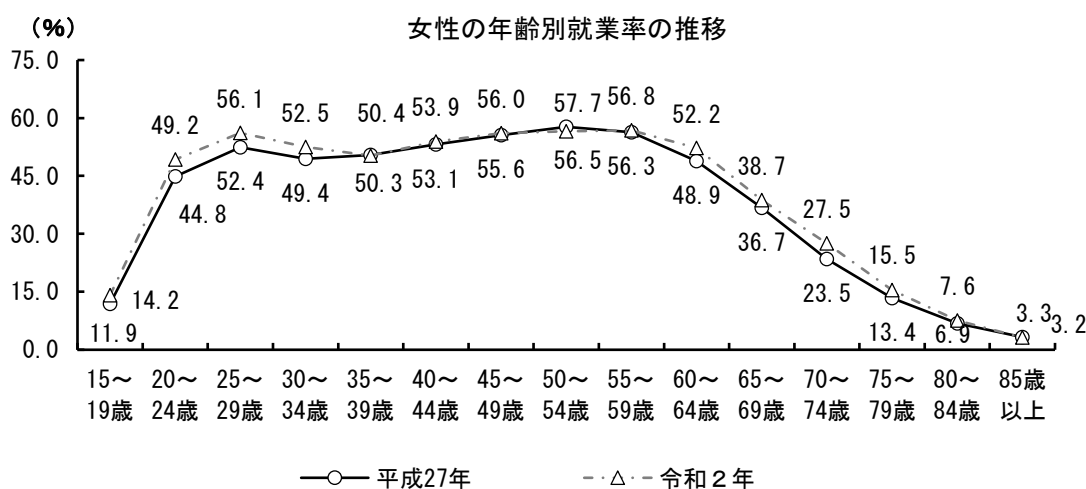
3 15歳から49歳までの女子の年齢階級別出生率を合計したもの。一人の女子が仮にその年次の年齢別出生率で一生涯の間に産むとしたときの合計数に相当する。

2 子どもや子育て家庭を取り巻く状況

(1) 女性の就業率の状況

女性の年齢別就業率の推移（足立区）

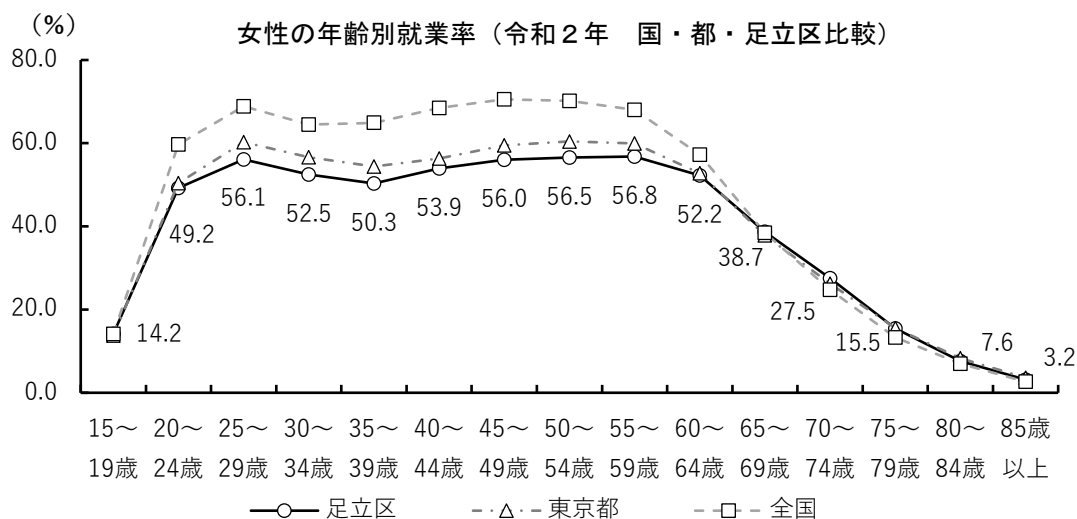
- ① 足立区の女性の年齢別就業率は、出産・育児期に落ち込み、再び増加するM字カーブを描いています。
- ② 近年M字カーブは緩やかになっていますが、落ち込みの大きい25～34歳で見ると、25歳～29歳の就業率は平成27年52.4%、令和2年は56.1%と3.7p高く、30歳～34歳の就業率は平成27年49.4%、令和2年は52.5%と3.1p高くなっています。



資料：国勢調査（平成27年・令和2年）

女性の年齢別就業率（令和2年 国・都・足立区比較）

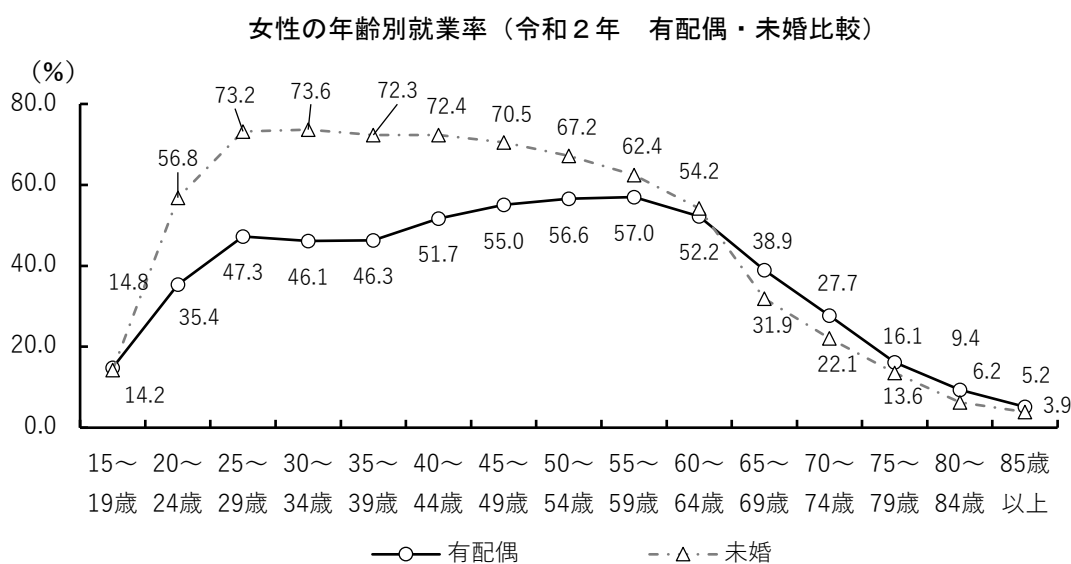
足立区の令和2年の女性の年齢別就業率を国、都と比較すると、20～64歳で全国、都より低く、65歳以降では同程度となっています。



資料：国勢調査（令和2年）

女性の年齢別就業率（令和2年 有配偶・未婚比較）

足立区の令和2年の女性の有配偶⁴・未婚別就業率をみると、20歳代から50歳代の有配偶者と比較し、未婚者の就業率が高くなっています。



資料：国勢調査（令和2年）

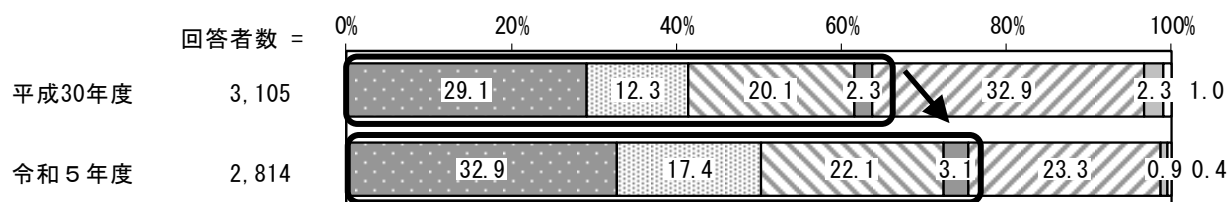
4 妻又は夫のある人。

区内の母親の就労形態は、フルタイムやパートアルバイトが増加

- ① 「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護等で休業中ではない」の割合が32.9%と最も高くなっています。
- ② フルタイムやパート・アルバイトなど、形態を問わず就労している母親の割合は、平成30年度は63.8%、令和5年度75.5%と11.7p増加しています。

母親の就労状況

- フルタイムで就労しており、産休・育休・介護等で休業中ではない
- ▨ フルタイムで就労しているが、産休・育休・介護等で休業中である
- ▤ パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護等で休業中ではない
- ▧ パート・アルバイト等で就労しているが、産休・育休・介護等で休業中である
- ▩ 以前は就労していたが、現在は就労していない
- これまで就労したことがない
- 無回答



※回答対象は就学前児童対象調査の全員（父子家庭を除く）

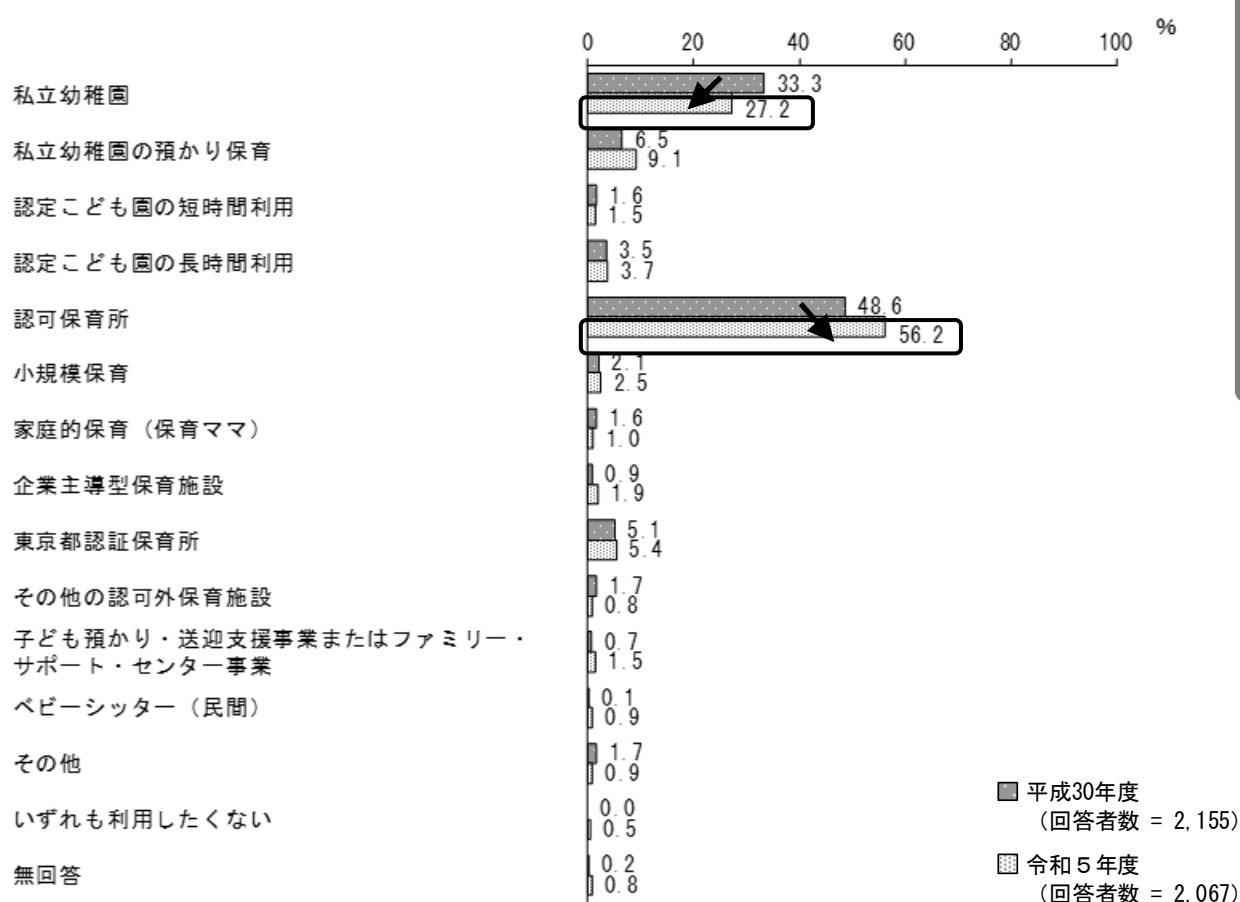
資料：足立区子ども・子育て支援に関するニーズ調査（令和5年度）

(2) 保育サービス等の利用状況

認可保育所の利用が増加（就学前児童の保護者）

- ① 「認可保育所」の割合が55.9%と最も高く、次いで「私立幼稚園」の割合が27.1%となっています。
- ② 平成30年度と比較すると、認可保育所の利用割合が7.3p増加している一方で、幼稚園の利用割合が6.2p減少しています。

利用している教育・保育事業の内容

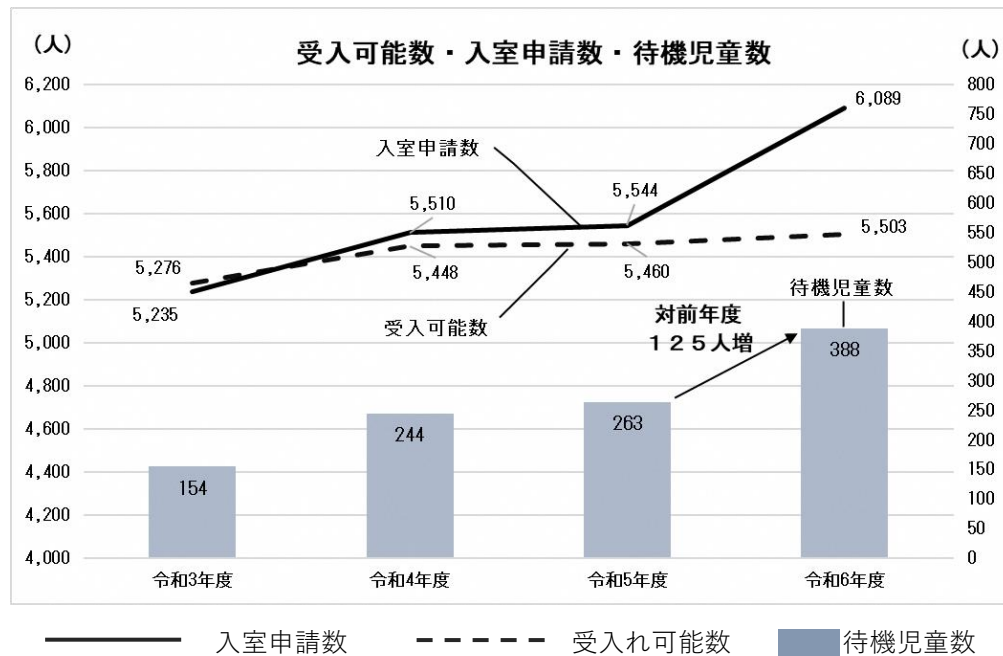


※複数回答のため、合計は100%に一致しない
 ※回答対象は教育・保育事業を「利用している」と答えた人
 ※平成30年度調査で選択肢になかった項目は「－」としている。

資料：足立区子ども・子育て支援に関するニーズ調査（令和5年度）

学童保育室の申請者数が受入可能数を上回り、待機児童数は増加傾向

- ① 令和6年度学童保育室の申請者数は6,089人、受入可能数は5,503人です。
- ② 令和6年度の待機児童数⁵は388人で、令和5年度から約47.5%増加しました。



資料：子ども支援専門部会資料（令和6年度学童保育室の入室申請受付状況について）

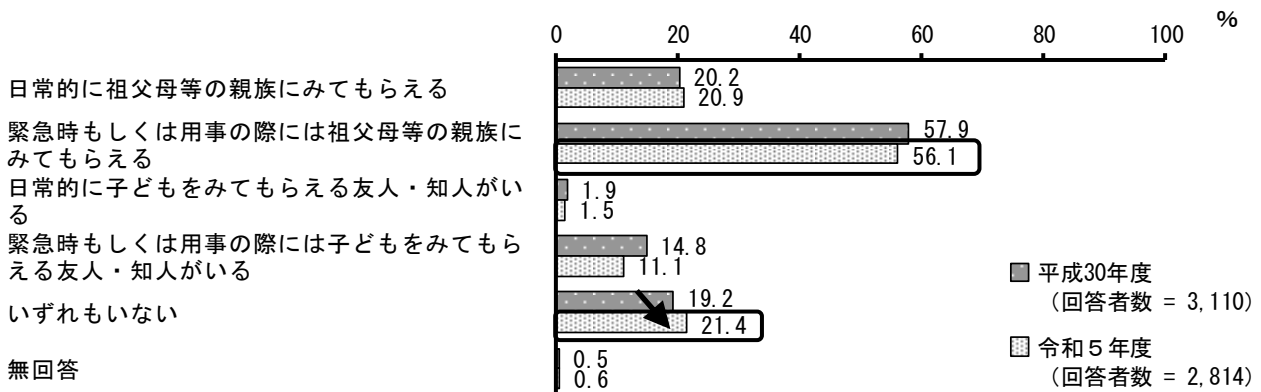
⁵ 児童館特例利用に登録せず学童保育室の入室を家庭内で待っている児童の数。

(3) 子育て環境について

親族や知人に子どもをみてもらえない保護者が2割（就学前児童の保護者）

- ① 「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」の割合が56.1%と最も高くなっています。
- ② 子どもをみてもらえない保護者が約2割いることがわかりました。

子どもをみてもらえる親族・知人の有無



※複数回答のため、合計は100%に一致しない

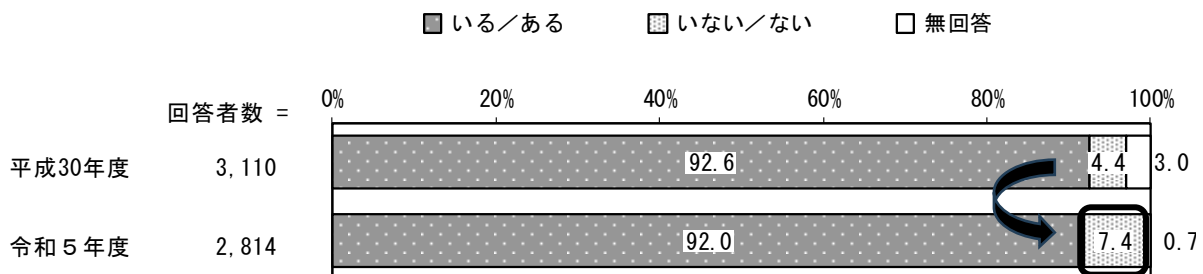
※回答対象は就学前児童対象調査の全員

資料：足立区子ども・子育て支援に関するニーズ調査（令和5年度）

子育てについて相談できない保護者は約7%存在している

- ① 「いる／ある」の割合が92.0%と高い割合となっています。
- ② 「いない／ない」の割合が7.4%で、平成30年調査の4.4%から3p増加しました。

子育てについて相談できる人・場所の有無（就学前児童の保護者）



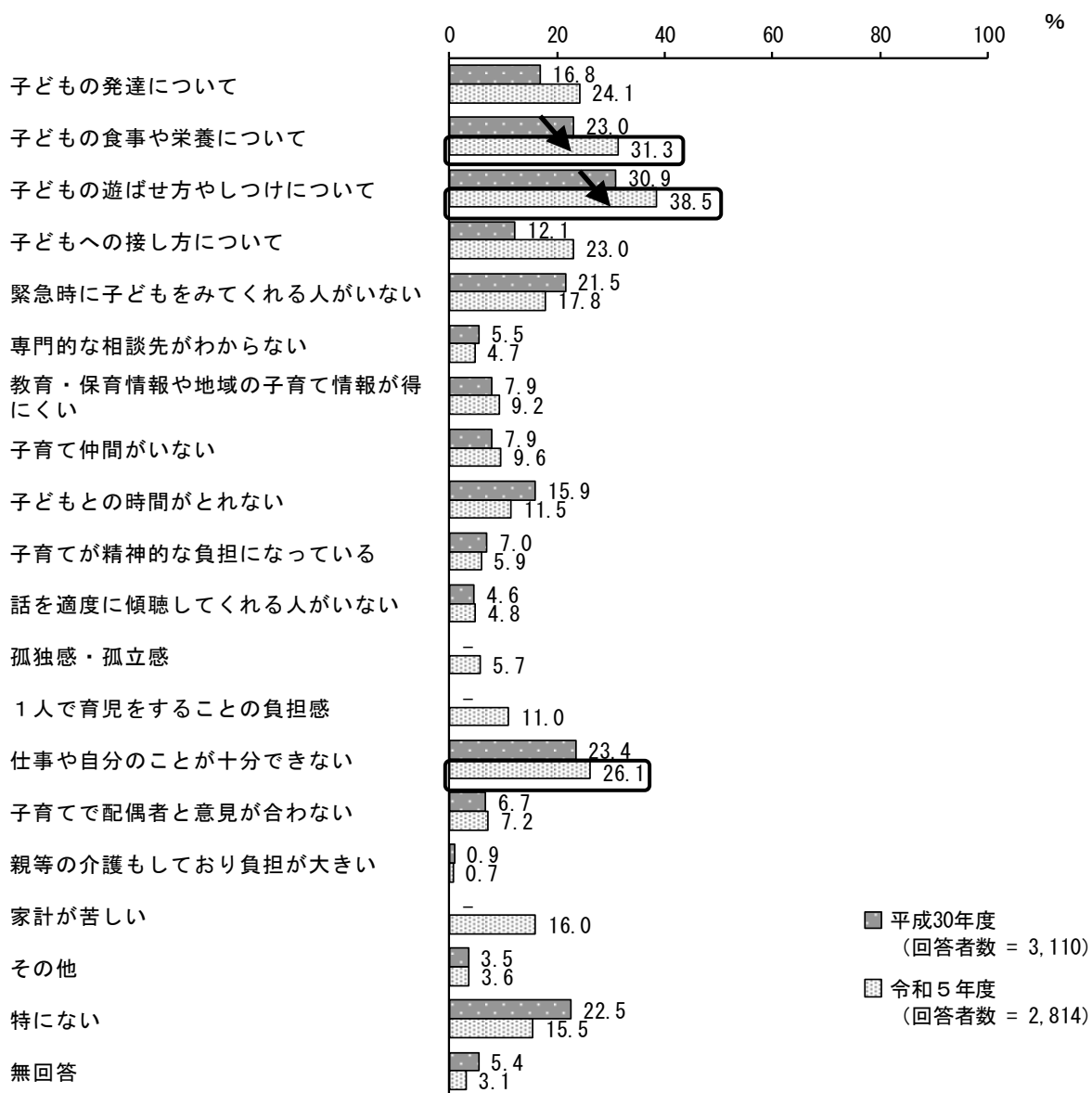
※回答対象は就学前児童対象調査の全員

資料：足立区子ども・子育て支援に関するニーズ調査（令和5年度）

「子どもに関する悩み」は増加傾向

「子どもの遊ばせ方やしつけについて」の割合が38.5%と最も高く、次いで「子どもの食事や栄養について」の割合が31.3%、「仕事や自分のことが十分できない」の割合が26.1%となっています。

子育てに関する悩み（就学前児童の保護者）



※回答対象は就学前児童対象調査の全員、複数回答のため、合計は100%に一致しない
 ※平成30年度調査で選択肢になかった項目は「-」としている。

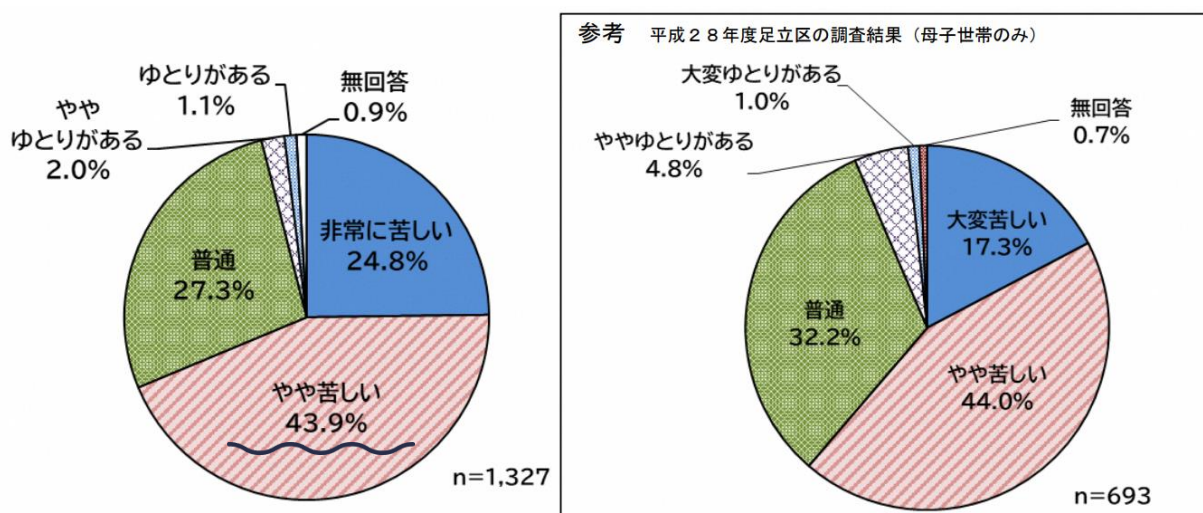
資料：足立区子ども・子育て支援に関するニーズ調査（令和5年度）

(4) 配慮を要する子育て家庭の状況

ひとり親家庭の経済状況はやや苦しい状況にある

現在の暮らしの総合的な経済状況について、「やや苦しい」が43.9%で最も高くなっています。次いで、「普通」が27.3%、「非常に苦しい」が24.8%となっています。

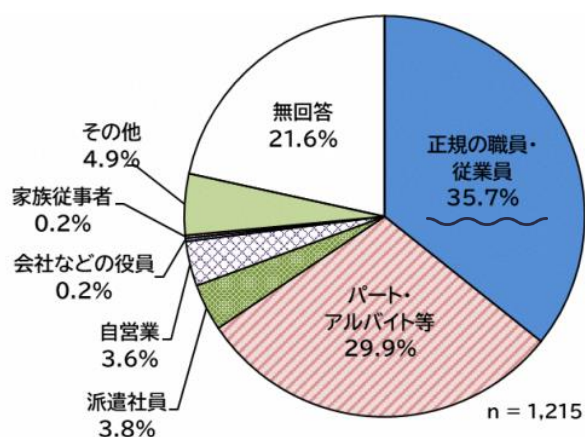
現在の暮らしの総合的な経済状況



正規職員・従業員は4割弱、現在の仕事・働き方を変えたい割合が約4割

現在の雇用形態について、「正規の職員・従業員」が35.7%で最も高く、次いで「パート・アルバイト等」が29.9%となっています。

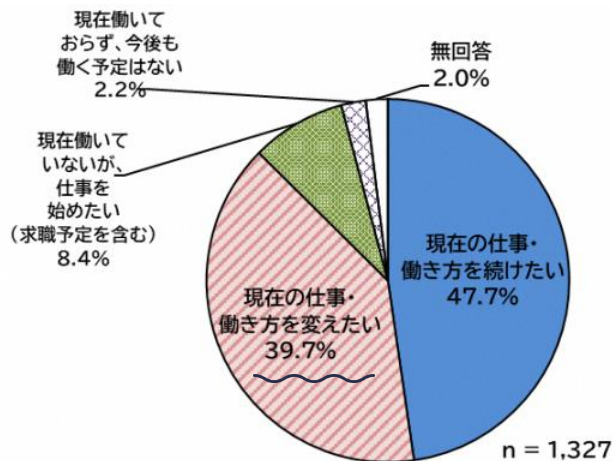
現在の雇用形態



資料：令和5年度足立区ひとり親家庭アンケート調査（豆の木アンケート調査）報告書の概要

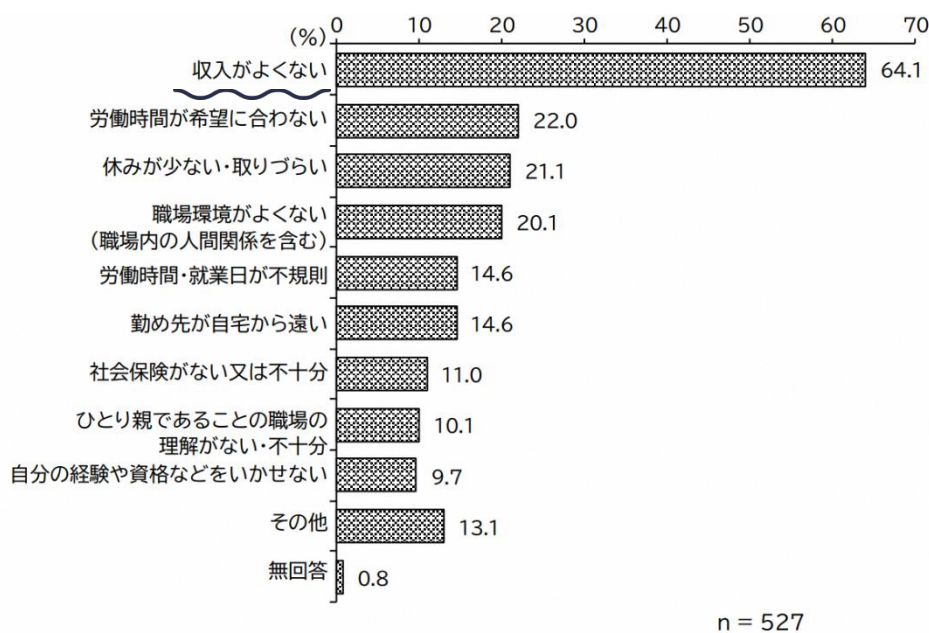
現在の仕事・働き方について、「現在の仕事・働き方を続けたい」が47.7%で最も高く、次いで「現在の仕事・働き方を変えたい」が39.7%となっています。

現在の仕事・働き方を変えたいか



現在の仕事・働き方を変えたい理由について、「収入がよくない」が64.1%で最も高くなっています。次いで「労働時間が希望に合わない」が22.0%、「休みが少ない・取りづらい」が21.1%となっています。

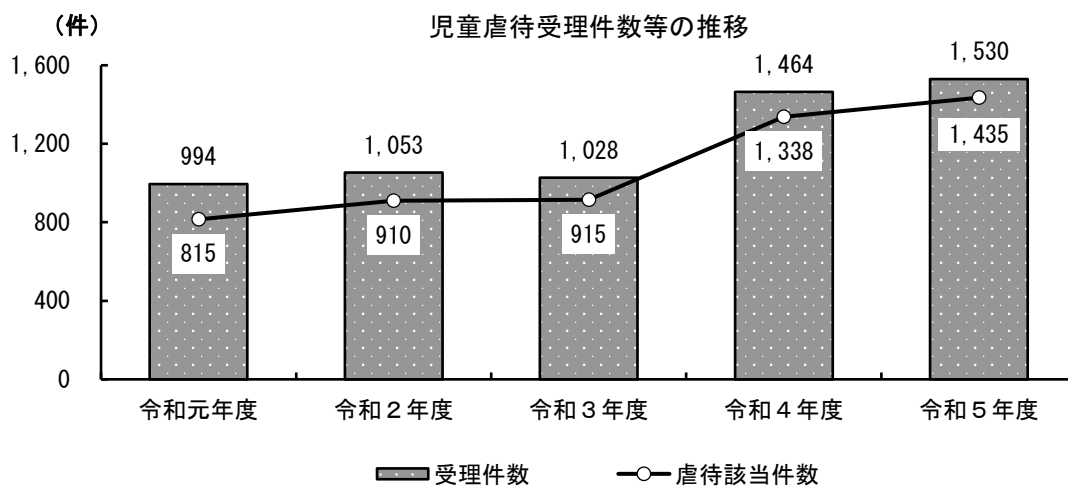
現在の仕事・働き方を変えたい理由



資料：令和5年度足立区ひとり親家庭アンケート調査（豆の木アンケート調査）報告書の概要

児童虐待受理件数、虐待該当件数ともに増加傾向

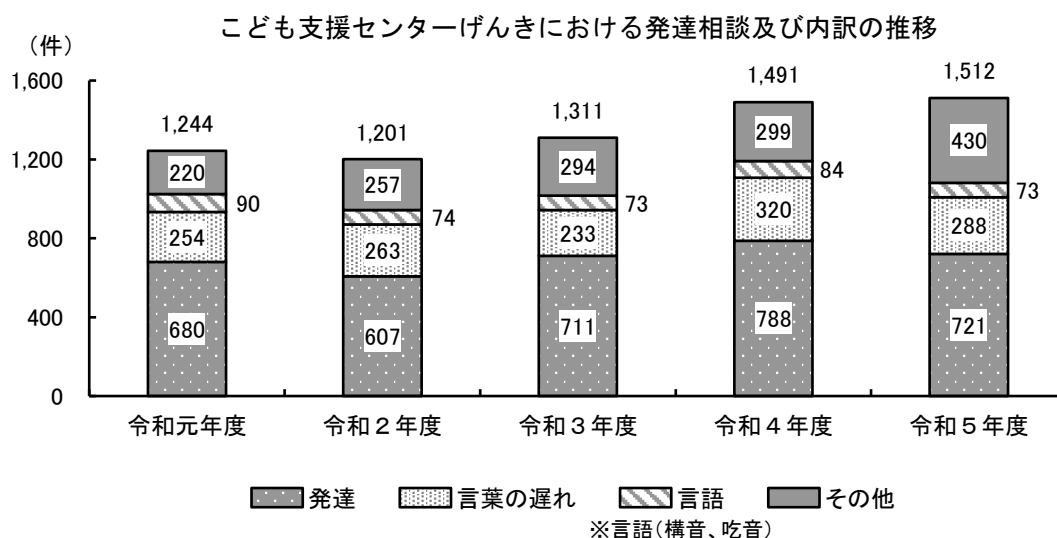
- ① 児童虐待受理件数及び虐待該当件数⁶ともに増加傾向です。
- ② 令和4年度の受理件数は1,464件と令和3年度と比較して約42.4%と大幅に増加しています。
- ③ 令和4年度の虐待該当件数は1,338件と令和3年度と比較して約46.2%と大幅に増加しています。



資料：こども支援センターげんき令和5年度実績報告

発達相談の件数は増加傾向

- ① 区内在住の0歳から18歳未満までの発達に関する悩みや心配ごと（発達障がいを含む）の相談件数は増加傾向です。
- ② 令和3年度の相談件数は1,311件で令和2年度と比較して約9%増加し、令和4年度は1,491件で令和3年度と比較して約14%と大幅に増加しています。



資料：こども支援センターげんき令和5年度実績報告

6 身体的虐待・性的虐待・心理的虐待・ネグレクト各件数の合計。

3 第2期計画 各施策の進捗状況

「第2期足立区子ども・子育て支援事業計画」において、各施策の達成状況は外部評価を受けています。経年ごとの評価点⁷は以下の通りです。

(1) 施策群1：家庭・地域と連携し、子どもの学びを支え育む

(5点満点)

施策	成果指標	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
1-1 子どもの心身の健全な発達の支援	早寝・早起き・朝ごはんを心がけるようになったと回答した方の割合				
	1日3食、野菜（おかず・汁物など）を食べる幼児の割合	4.0	4.0	3.5	↓ 3.0
	「親子で絵本を読む」と回答した方の割合				
1-2 就学前からの学びの基礎づくり	指導検査で「文書指摘」または「口頭指導」となった項目が、次の巡回訪問等の際に改善されていた保育施設等の割合	4.0	4.0	4.0	↑ 5.0
	基本的生活習慣が身についている小学校1年生の割合				
1-3 特別な支援を要する子どもの状況に応じた支援の充実	相談児童数のうち、関係機関と連携できた割合	5.0	4.0	5.0	→ 5.0
	発達支援児の行動上の課題が軽減した割合				
1-4 子どもが社会と関わる力を育むための成長支援	アンケートで「新しいことを知ったり、チャレンジしたい」と思った子どもの割合	4.0	4.0	4.0	↑ 5.0
	あだち放課後子ども教室利用者満足度				

《各施策の達成状況》

各施策の取り組みは成果をあげており、施策1-2、1-3、1-4の評価点は5.0という結果となりました。今後は、これまでの取り組みの成果や課題点を洗い出し、各事業をさらに磨き、子どもの自己肯定感の向上に資する施策を継続して推進していきます。

- ① 【施策1-1】評価は下降傾向です。1つの要因として、「早寝・早起き・朝ごはん」1年間版カレンダーは期間が長いことから負担感を感じ、導入の取り組みを躊躇する園も一定数みられます。今後はアンケートなどで事業改善を行い、子どもの心身の健全な発達を支援していきます。

7 足立区地域保健福祉推進協議会（子ども支援専門部会含む）における評価結果。

(2) 施策群2：妊娠から出産・子育てまで切れ目なく支える

(5点満点)

施策	成果指標	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
2-1 妊娠、出産、 子育てへの切 れ目のない 支援の充実	子育ては楽しいと感じる割合	5.0	4.0	4.0	→ 4.0
	保育コンシェルジュへの相談が役 にたった方の割合				
2-2 子育てと 仕事の 両立支援	保育需要に対する待機児童率 【低減目標】	3.0	4.0	3.0	→ 3.0
	学童保育室の待機児童率 【低減目標】				
	「男女が対等な立場で意思表示や 活動をすることができ、また責任 を分かち合っている」と感じてい る区民の割合				
2-3 困難を抱える 子育て家庭へ の支援と虐待 の防止	虐待対応終結率	4.0	3.0	4.0	→ 3.0
	高等職業訓練促進給付金受給後の 正規雇用者数				
2-4 安全・安心に 子育てのでき る生活環境の 整備	ユニバーサルデザイン推進計画の 個別事業の評価点の平均値 【子ども子育てに関する事業】	5.0	5.0	5.0	→ 4.0
	よく行く、または行きたい公園が ある区民の割合				

《各施策の達成状況》

取り組みを推進したものの、施策2-1、2-4の評価は4.0点、施策2-2、2-3の評価は3.0点という結果となりました。

- ① 【施策2-1】妊産婦への訪問や相談等を通じてきめ細かな支援が継続されていることから、令和5年度は令和4年度と同評価となっています。
- ② 【施策2-2】学童保育室の整備は進めているものの、待機児童の解消に至っておらず、令和5年度評価は令和4年度と同評価となっています。
- ③ 【施策2-3】評価は下降しています。要因は、相談件数の増加および複雑かつ多様化する家庭の増加により支援が長期化し、虐待対応が終結しないためです。今後も困難を抱える家庭に対し、長期的に支援を続けていきます。
- ④ 【施策2-4】評価は下降しています。要因は、コロナ禍である令和3年度以前に設計し令和4年度に整備した区立公園等について、整備前に区民の意見を聞く仕組みが整っておらず、意見が反映できていないことが理由で、令和5年度のユニバーサルデザイン推進会議で令和4年度事業実施分の評価が下がったためです。今後は、公園等を整備する前に地域や子育て世代を含めた利用者の意向を広く取り入れ、安心して利用できる公園等の整備を行っていきます。

4 第2期計画全体の評価

計画全体の評価

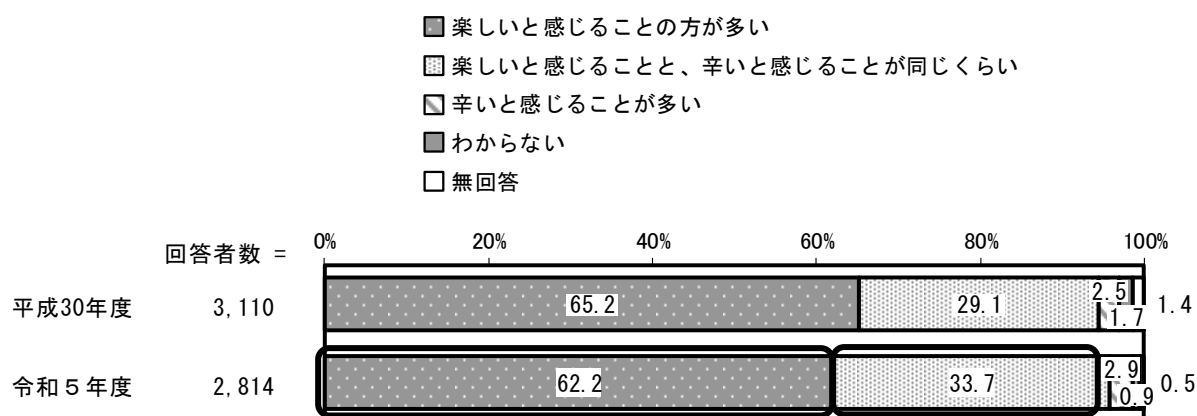
『子ども・子育て支援法に基づく基本方針』において、計画全体の成果（アウトカム）について、利用者の視点に立った指標を設定し、点検及び評価を行い、施策の改善につなげていくことが望ましいと明記されています。

そこで足立区では、令和5年度に実施した「子ども・子育て支援に関するニーズ調査」結果を第2期計画全体の成果としました。

① 約6割の方が「子育ては楽しい」と感じている。

「楽しいと感じることの方が多い」の割合が62.2%と最も高く、次いで「楽しいと感じることと、辛いと感じることが同じくらい」の割合が33.7%となっています。

図表 16 子育てについての感想



※回答対象は就学前児童対象調査の全員

資料：足立区子ども・子育て支援に関するニーズ調査（令和5年度）

《ニーズ調査結果から見た成果ポイント》

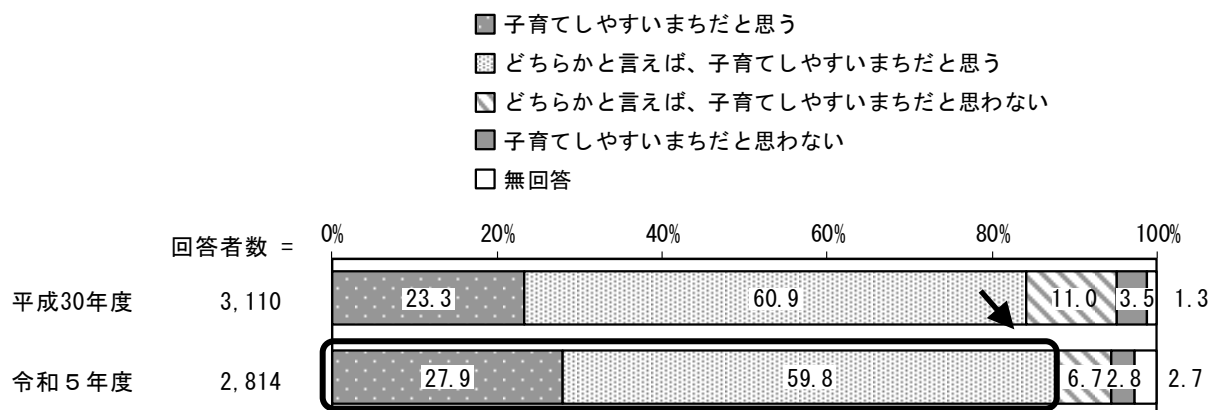
○ 約6割の方が「子育ては楽しい」と感じています。

○ 「楽しいと感じることと、辛いと感じることが同じくらい」と感じている方は、平成30年度と比較して4.6p増加しています。

② 約9割の方が子育てしやすいまちだと感じている。

「どちらかと言えば、子育てしやすいまちだと思う」の割合が59.8%と最も高く、次いで「子育てしやすいまちだと思う」の割合が27.9%となっています。

足立区における子育てのしやすさ（就学前児童の保護者）



※回答対象は就学前児童対象調査の全員

資料： 足立区子ども・子育て支援に関するニーズ調査（令和5年度）

《ニーズ調査から見た成果ポイント》

○約9割の方が子育てしやすいまちだと感じています。

○子育てしやすいまちだと思っている方の割合は平成30年度調査から 3.5p 増加しています。

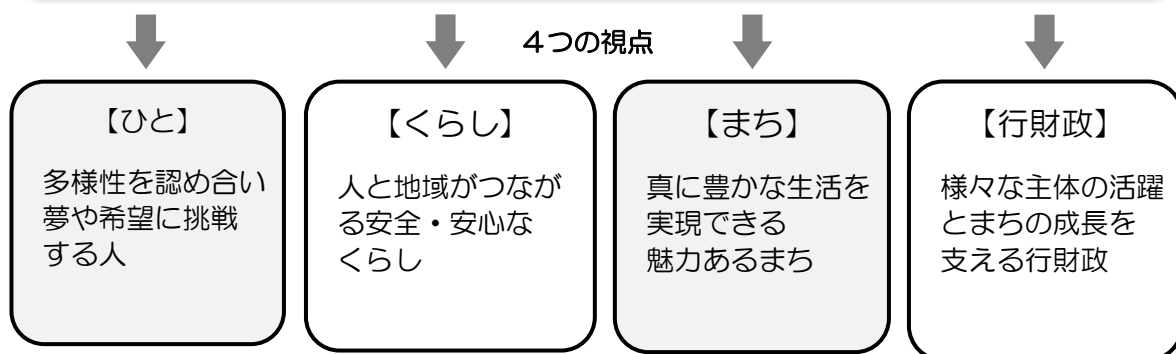


計画の基本理念、基本目標

■ 足立区子ども・子育て支援事業計画の体系

基本理念：夢や希望を信じて生き抜く人づくり （＝足立区教育大綱）

“これからを生き、将来、社会の担い手となる子どもたちをどのように育てあげるか” という、足立区の基本的な姿勢を示すもの



子ども・子育て支援事業計画の施策体系

柱立て	自己肯定感を持ち、生き抜く力を備えた人							
施策群	1 家庭・地域と連携し、子どもの学びを支え育む				2 妊娠から出産・子育てまで切れ目なく支える			
施策	1-1 発達支援 子どもの心身の健全な	1-2 就学前からの学びの基礎づくり	1-3 支援の充実 子どもの状況に応じた	1-4 子どもが社会と関わる力を育む ための成長支援	2-1 妊娠、出産、子育てへの切れ目の ない支援の充実	2-2 多様なライフスタイルに応じた教育・ 保育サービス等の充実	2-3 配慮を要する子育て家庭への支援	2-4 安全・安心に子育てのできる 生活環境の整備
	子支援				親支援・子育て支援			
各施策 参照 ページ	P34	P36	P38	P40	P42	P44	P46	P48

施策展開の横断的な視点

- ①子育て支援の質の向上
- ②ライフステージ間のつながりの強化

1 基本理念

教育大綱で掲げられた『夢や希望を信じて生き抜く人づくり』を基本理念とします。
この基本理念には、迷いや困難に直面してもそれを乗り越え、自ら信じる夢や希望に向かっていけるたくましさを持って生きて欲しいという思いが込められています。

夢や希望を信じて生き抜く人づくり

(足立区教育大綱の基本理念)

2 体系の構成

(1) 基本理念の目指す姿を実現する4つの視点

まちづくりの担い手でもある「ひと」、その人々が営む日々の「暮らし」、その暮らしが展開される舞台となる「まち」、さらには「行財政」の4つの視点が必要です。

(2) 柱立て、施策群、施策

足立区基本計画の柱立ての一つ『自己肯定感を持ち、生き抜く力を備えた人』と、2つの施策群『1 家庭・地域と連携し、子どもの学びを支え育む』『2 妊娠から出産・子育てまで切れ目なく支える』に分類し、それぞれ4つの施策を体系付けています。

(3) 第2期計画からの継承

施策群評価や事業評価を通じて、引き続き各施策を重点的に進めていく必要があることから、横断的な2つの視点を第2期計画から継承します。

① 子育て支援の質の向上

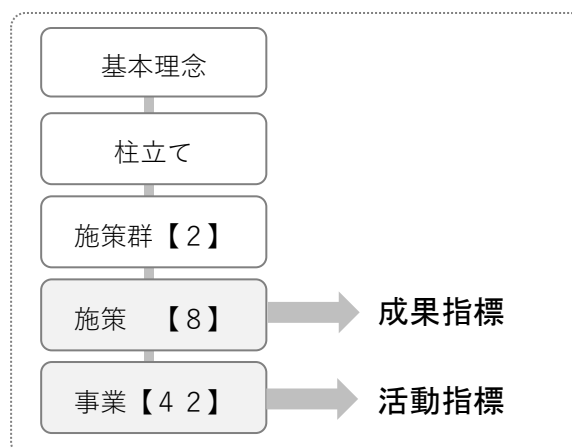
教育・保育サービス等が利用できる環境を整備するとともに、質の向上を図ります。

② ライフステージ間のつながりの強化

子どものライフステージ間のつながりがスムーズに行われるよう、仕組みづくりを進めます。

3 計画の評価・指標について

各施策群に連なる8つの施策に成果指標を、施策に連なる事業に活動指標を設定し、施策や事業の進捗を可視化し、スピード感をもって計画の実現にあたります。



4 施策の体系図

[柱立て]

[施策群]

[施策]

自己肯定感を持ち、生き抜く力を備えた人

<子支援>

- 1 家庭・地域と連携し、子どもの学びを支え育む

<親支援>
<子育て支援>

- 2 妊娠から出産・子育てまで切れ目なく支える

- 1 子どもの心身の健全な発達支援

- 2 就学前からの学びの基礎づくり

- 3 子どもの状況に応じた支援の充実

- 4 子どもが社会と関わる力を育むための成長支援

- 1 妊娠、出産、子育てへの切れ目のない支援の充実

- 2 多様なライフスタイルに応じた教育・保育サービス等の充実

- 3 配慮を要する子育て家庭への支援

- 4 安全・安心に子育てのできる生活環境の整備

施策展開の
横断的な視点①子育て支援
の質の向上②ライフステージ
間のつながりの強化

〔 施策の方向性 〕

家庭や関係機関との連携を通じて、子どもの心と体の基盤となる生活習慣づくりを推進します。

教育・保育の質の維持・向上を図り、保育者の指導力を強化し、子どもたちの学びに向かう力を育みます。

様々な悩みや課題を抱える子どもたちが、それぞれの特性に応じた支援が受けられるよう、支援体制の充実を図ります。

家庭や地域と連携しながら、様々な学び、体験の場を広げ、子どもたちが自らの可能性を伸ばしていけるよう支援します。

子育て支援を充実させ、安心して妊娠、出産、子育てができるよう、切れ目なく支えていきます。

安定的な保育サービスや学童保育室の整備により、保護者の働き方に応じた教育・保育を提供していきます。

児童虐待の発生予防や相談等にきめ細かに対応していくとともに、ひとり親家庭の経済的自立を促していきます。

妊産婦、子育て家庭等が安心して外出できるよう、ユニバーサルデザインの視点に立ったまちづくりを進めるとともに、全ての人が子どもの育ちを応援できる環境を醸成していきます。



各施策の取り組み

施策1-1 子どもの心身の健全な発達支援



家庭や関係機関との連携を通じて、子どもの心と体の基盤となる生活習慣づくりを推進します。

成果指標

No.	項目名	現状値 令和5年度	目標値 令和11年度
1	早寝・早起・朝ごはんを心がけるようになったと回答した方の割合（％）	84.2％	90.0％
2	むし歯がない6歳（年長児）の割合（％）	78.4％	82.0％
3	6歳（年長児）のむし歯り患率が0％の教育・保育施設の割合（％）	8.9％	15.0％
4	1日3食、野菜（おかず・汁物など）を食べる幼児の割合（％）	26.2％	30.0％
5	「親子で絵本を読む」と回答した方の割合（％）	78.0％	85.0％

現 状

課 題

1	① 子どもの健全な発達を促進するため、「早寝・早起・朝ごはん」の取り組みを実施 ② 保護者アンケートで、「心がけるようになった」割合は令和2年度の68.2％から令和5年度には84.2％と16p増加	子どもが健やかに成長するため、規則正しい生活習慣の定着をさらに強化することが求められています。
2	① むし歯のない年長児の割合は、特別区平均を下回るものの、令和5年度に78.4％と平成30年度の66.9％から11.5ポイント増加	歯科健診データから年少児以降のむし歯増加が課題とされ、低年齢からの取り組み強化が重要です。
3	① 幼いころから健康的な食習慣を身につけるため、4歳から「ひと口目は野菜から」を推奨 ② 取り組み園数は令和2年度の156園から令和5年度175園と19園増加	取り組みを導入していない園には、その重要性を園に働きかける必要があります。また、家庭での定着も課題です。
4	① 令和3年度の小・中学生アンケートで、過去1か月に本を読んだ割合は、就学前に読書習慣があった子どもは95.5％、習慣がなかった子どもは77.9％で17.6pの乖離	図書館にこない人や来られない人に対し本に親しめる環境を整え、また保護者が読書や読み語りの重要性を認識できる取り組みを強化する必要があります。
5	① 楽しさや心地よさを体験し、健康を維持しつつ積極的な意欲を育むことができる、子どもたちの運動遊びの実施	運動遊びに関する研修を年5回開催していますが、参加人数が少ないことが課題です。

施策を構成する主な事務事業

No.	事業名	活動指標	現状値 令和5年度	● 目標値 令和11年度	
1	早寝・早起き・朝ごはんの推進	早寝・早起き・朝ごはんカレンダーの取り組み園数（園数） ≪【】内は対象園（全園）≫	126 園 【214 園】	170 園 【217 園】	+44 【+3】
2	歯みがき習慣づくり	年少児クラスから給食後の歯みがきに取り組む園の割合（％）	37.8%	90.0%	+52.2
		年長児で仕上げみがきをほぼ毎日している保護者の割合（％）	80.1%	90.0%	+9.9
3	食育の推進事業	「ひと口目は野菜から」の取り組み園数（園数） ≪【】内は対象園（全園）≫	175 園 【214 園】	184 園 【217 園】	+9 【+3】
4	保健所での健康教育・食育の推進	3～4か月児健康診査、育児学級、健やか親子相談の実施回数（回）≪【】内は参加者数≫	555 回 【5,885 人】	600 回 【6,000 人】	+45 【+115】
5	図書館のアウトリーチ事業	実施回数（回）	255 回	320 回	+65
6	あだちはじめてえほん	絵本を受け取った人数（1歳6か月児）（人） ≪【】内は全健診対象者≫	2,876 人 【4,260 人】	3,520 人 【4,000 人】	+644 【△260】
【再掲】	就学前教育の推進（施策1-2）				

● 令和11年度目標値を達成するための取り組み

1	① 家庭での取り組みを推進するため、各園で行われているカレンダーの利用方法の紹介や使い方の工夫を含めた提案を保護者向けにするなど、規則正しい生活習慣の定着に向けた啓発の強化
2	① 年少児以降にむし歯になりやすい乳歯の奥歯をターゲットとした健康教室・啓発の実施 ② むし歯がある子どもの割合が高い施設に支援を行い、施設間の格差縮小を目指す ③ 小規模保育・家庭的保育事業者と連携し、3歳以前からの規則正しい生活習慣づくりの定着
3	① 幼い頃から健康的な食習慣を身につけるため、取り組みを導入していない園に対し「ひと口目は野菜から」の重要性を丁寧に働きかける ② 家庭での定着を目指すため、取り組みを導入している園に「ひと口目は野菜から食べることの大切さを伝える」リーフレットを配布するなど、園から家庭への啓発を強化
4	① 商業施設や子育てサロン等で読み語りイベントや出張による貸し出し、あだち電子図書館の利用を促進し、図書館に來ない人・來られない人が絵本に触れる機会の提供 ② 区立図書館や幼稚園・保育園で、子どもに「読書の楽しさ」を伝え、保護者には「就学前の読書習慣が今後の読書週間に影響を与えること」を案内 ③ 親子で楽しめる成長や発達段階に応じた本の紹介の実施
5	① 運動遊びは、子どもの意欲を育むために保育者の援助や環境づくりが大切であることを事前に周知し、「遊びを通して」身に付く運動能力を高めるため、指導計画を基に学識経験者と研修を実施 ② 保育者が子どもの発達や興味に応じた環境構成を工夫し、子どもが自発的に身体を動かす機会を引き出す援助ができるよう、専門性を高められる研修の充実



施策1-2 就学前からの学びの基礎づくり

教育・保育の質の維持・向上を図り、保育者の指導力を強化し、
子どもたちの学びに向かう力を育みます。

成果指標

No.	項目名	現状値 令和5年度	目標値 令和11年度
1	指導検査で「文書指摘」または「口頭指導」となった項目が、次の巡回訪問等の際に改善されていた保育施設等の割合（％）	99.0%	100%
2	学童保育室の保護者満足度（％）	64.3%	70.0%
3	基本的生活習慣が身についている小学校1年生の割合（％）	89.8%	90.0%

施策を構成する主な事務事業

No.	事業名	活動指標	現状値 令和5年度	● 目標値 令和11年度
1	教育・保育の質の維持・向上（教育・保育施設）	子ども・子育て支援法に基づく指導検査または巡回訪問等を実施した特定教育・保育施設等の割合（単位）％ ≪【 】内は保育施設等の数≫	100% 【355 施設】	100 % 【371 施設】
	教育・保育の質の維持・向上（学童保育室）	全学童保育室のうち、実地調査を実施した学童施設の割合（単位）％	56.0%	±0 【+16】
				+9

現 状

課 題

1	① 保育施設等に対し、適正な運営を確認し指導する子ども・子育て支援法等に基づく「指導検査」の実施 ② 施設に寄り添う支援「巡回訪問」の実施	保育施設等の検査対象施設の増加に伴い、実施体制等を見直していく必要があります。
2	① 学童保育室において、学童保育支援員による「自己評価」「保護者アンケート」の実施 ② 2年ごとに区職員による「実地調査」の実施	運営主体による保育の質に差があり、どの学童保育室でも安全で安心な保育を提供できる仕組みが必要です。
3	① 保育士離職防止のため、「住居借上げ支援事業」や「奨学金返済支援事業」に取り組み、利用者は平成30年度の562人から令和5年度には899人と337人の増加 ② ハローワークや参加事業者と連携して各種SNS等で周知するなどPR活動も実施	私立保育園での平均勤続年数が5年未満の割合は約8割です。保育士が定着し、安心して働くことができる職場環境を創設することが重要です。
4	① 幼児教育から小学校教育への滑らかな接続を推進しており、4月に入学した小学校1年生を対象にしたアンケートで、基本的生活習慣が身につけている割合は約90%だった。 ② 子どもたちの「学ぶ力」の基礎となる。「あだち幼保小接続期カリキュラム」を活用した連携活動や研修の実施	職員の教育・保育力向上に取り組むとともに、幼児教育から小学校教育への接続を一層強化し、子どもの基本的生活習慣や他者との関わり方、学びに向かう力などを育むことが重要です。

施策を構成する主な事務事業

No.	事業名	活動指標	現状値 令和5年度	● 目標値 令和11年度	
2	保育士確保・定着対策	保育士等への経済的支援補助金利用者数（人）	899人	1,000人	+101
3	就学前教育の推進	年齢別研修のうち、集合研修（運動）の参加割合（％）	48.3％	70％	+21.7
		幼保小連携ブロック会議におけるあだち幼保小接続期カリキュラムの活用割合（％）	90.3％	90.0％	△0.3
【再掲】	図書館のアウトリーチ事業				
【再掲】	あだちはじめてえほん				

● 令和11年度目標値を達成するための取り組み

1	① 指導検査や巡回訪問の強化に向けた体制整備による継続的な教育・保育の質の向上
2	① 実地調査で明確になった課題について、各施設で「事業改善計画」を策定し、計画的に改善 ② 保育の質の向上及び保護者の満足度向上のため、区職員による定期的な「巡回訪問」の際の助言・支援等の実施
3	① 保育士確保・定着対策の継続実施 ② 保育事業者が率先して働きやすい職場環境づくりを進めるための各種研修等による支援
4	① 教員・保育者に対する研修や幼保小連携活動を通じ、互いの教育・保育の理解を深め、子どもたちの探求心や創造力を育む体験機会の提供



施策1-3 子どもの状況に応じた支援の充実

様々な悩みや課題を抱える子どもたちが、それぞれの特性に応じた支援が受けられるよう、支援体制の充実を図ります。

成果指標

No.	項目名	現状値 令和5年度	目標値 令和11年度
1	相談児童数のうち、関係機関と連携できた割合(%)	98.0%	98.0%
2	発達支援児の行動上の課題が軽減した割合(%)	91.0%	95.0%

施策を構成する主な事務事業

No.	事業名	活動指標	現状値 令和5年度	● 目標値 令和11年度
1	発達支援児の早期発見・支援の取り組み (子どもの健康診査)	3歳児健康診査受診率(%) ≪【】内は受診者数≫	95.2% 【4,159人】	96.0% 【4,000人】 +0.8 【△159】
2	乳幼児経過観察健康診査・乳幼児療育指導	乳幼児経過観察健康診査実施回数(回) ≪【】内は受診者数≫	76回 【459人】	80回 【480人】 +4 【+21】

現 状

課 題

1	① 3歳児健康診査では、医師や心理職などの専門職が支援の必要な子どもを早期に発見し適切な支援につなげ、乳幼児経過観察健康診査により経過観察が必要な子どもをさらにフォローするなど、子ども一人ひとりの発達特性に応じた支援の実施 ② 保健センターでの相談やこども支援センターへの来所・電話相談が令和2年度の4,255人から令和5年度の5,885人と1,630人増加	① 各健康診査の受診率向上を図りながら、早期発見・早期支援に努める必要があります。 ② 迅速に対応するため、支援体制を充実させることが重要です。また、保育者や保護者の発達支援児に対する関わり等の理解をさらに深める必要があります。
2	① 区内の保育施設等で、外国にルーツを持つ子ども※を受け入れ、言語や習慣、食事に特別な対応を実施	外国にルーツを持つ子どもが教育・保育施設や子育て支援サービスを円滑に利用できるよう、支援や配慮が必要です。

施策を構成する主な事務事業

No.	事業名	活動指標	現状値 令和5年度	● 目標値 令和11年度	
3	発達支援児の総合的支援	相談児童数（人）	1,512人	1,560人	+48
4	従事職員のスキルアップ研修	講座実施回数（回） ≪【】内は延べ参加者数≫	12回 【626人】	12回 【900人】	±0 【+274】

※ 外国にルーツを持つ子ども・・・国籍を問わず、両親またはそのどちらか一方が外国出身である子ども

● 令和11年度目標値を達成するための取り組み

1	① 発達相談や巡回訪問時に専門職が助言することで、保護者及び保育者が子どもとの適切な関わり方を理解し、不安を軽減 ②-1 増加する発達相談に対する速やかな相談や専門職派遣等の支援体制の充実 ②-2 発達支援児一人ひとりの状況を的確に把握し、保育施設等での指導内容や指導方法の工夫を計画的に行い、健やかな発達を促すための職員に対する発達障がい児保育に関する研修内容の充実
2	① 外国にルーツを持つ子どもや保護者が安心して様々な子育てサービスを利用できるよう、関連所管が連携した案内冊子の多言語化をはじめ、通訳者の派遣やタブレット端末の活用による多言語相談支援の実施

施策1-4 子どもが社会と関わる力を育むための成長支援



家庭や地域と連携しながら、様々な学び、体験の場を広げ、子どもたちが自らの可能性を伸ばしていけるよう支援します。

成果指標

No.	項目名	現状値 令和5年度	目標値 令和11年度
1	アンケートで「新しいことを知ったり、チャレンジしたい」と思った子どもの割合(%)	81.0%	90.0%
2	あだち放課後子ども教室利用者満足度(%)	99.0%	99.0%

施策を構成する主な事務事業

No.	事業名	活動指標	現状値 令和5年度	● 目標値 令和11年度
1	体験活動（大学連携事業）の推進	大学連携によるプログラムの提供回数(回) ≪【】内は参加した子どもの延べ人数≫	84回 【11,376人】	90回 【11,500人】 +6 【+124】
2	ギャラクシティでの多様な体験活動の提供	イベント・ワークショップ実施回数(回) ≪①【】内は、上記のうち地元企業やボランティアとの協働による企画数≫ ≪②【】内は延べ総参加者数≫	2,486 ①【199】 ②【111,710】	ギャラクシティは、大規模改修工事により休館中 -

現 状

課 題

1	① ギャラクシティでは、文化芸術に触れるイベント・ワークショップの延総参加者数は、令和2年度の約11千人から令和5年度には約111千人と約100千人増加	文化芸術に関する体験や創作活動等を創出する機会を増やし、子どもたちの文化芸術に対する興味を高めることが求められています。
2	① 放課後子ども教室は、全学年実施校が令和2年度の51校から令和5年度には56校に増加 ② 延べ参加児童人数も約198千人から約427千人へと約229千人増加 ③ ニーズ調査※では、小学生が放課後過ごす場所として「放課後子ども教室」の割合が平成30年度23.4%から令和5年度32.1%と8.7p増加	放課後子ども教室では、放課後における安全・安心な居場所を確保する上で、全小学校で全学年を対象に実施されることが重要です。また、多様な体験プログラムが実施されることも求められています。
3	① 大学連携事業では、各大学の特色を活かした体験講座を実施 ② 参加した児童・生徒の80%以上にとって、チャレンジする意欲を育む有効な機会を創出	大学連携事業では、児童・生徒の興味関心や普段馴染みの少ない分野や内容が流行等の社会背景により変化していくことから、引き続き児童・生徒のニーズを捉えた講座内容の検討が求められます。
4	① ジュニアリーダーになるための育成研修会への参加者は、令和2年度の203人から令和5年度には290人と87人増加	子ども会を中心に活動する若いリーダーを育成するため、ジュニアリーダー育成研修会への参加者のさらなる増加が求められています。

施策を構成する主な事務事業

No.	事業名	活動指標	現状値 令和5年度	● 目標値 令和11年度	
3	あだち放課後子ども教室	実行委員会と公社の話し合いにより全学年対象の実施校数（校）	56校	67校	+11
		実行委員会と公社の話し合いにより開催する体験プログラム実施校数（校） ≪【】内は異なる分野の体験プログラムを複数実施している校数（校）≫	41校 【20校】	67校 【35校】	+26 【+15】
4	ジュニアリーダーの育成	子ども会のリーダーを育成する研修会の開催回数（回） ≪【】内は延べ参加者数≫	58回 【1,288人】	67回 【1,660人】	+9 【+372】

※ ニーズ調査・・・令和5年度に就学前児童の保護者及び小学生の保護者を対象に、世帯の就労状況や教育・保育施設等の利用に関する意向等の調査を実施

● 令和11年度目標値を達成するための取り組み

1	① ギャラクシティでは体験参加者を増やすために、施設利用者のアンケート結果の他、区民まつり等へのアウトリーチ事業開催時のギャラクシティを利用したことのない方からのアンケート結果も活用しながら、時代や年齢ごとのニーズを正確に捉えた事業を実施 ② 令和9年度から11年度まで大規模改修工事により休館する予定で、その間の文化芸術に関する体験機会の創出方法を検討
2	① 放課後子ども教室の運営を担う実行委員会と運営支援を行う足立区生涯学習振興公社が事業内容の拡充に向けて綿密な話し合いを行い、全学年対象の実施校の増 ② 充実した体験プログラム実施校の増
3	① 参加者アンケート等をもとに、大学側と協議し大学の特色を活かしながら、児童・生徒のより興味・関心が高い内容・分野での講座の実施
4	① ジュニアリーダー育成研修会の内容を充実させるとともに、ジュニアリーダーとして活動することの魅力が広く理解されるような情報発信

施策2-1 妊娠、出産、子育てへの切れ目のない支援の充実



子育て支援を充実させ、安心して妊娠、出産、子育てができるよう、切れ目なく支えていきます。

成果指標

No.	項目名	現状値 令和5年度	目標値 令和11年度
1	子育ては楽しいと感じる割合（％）	74.7％	77.5％
2	保育コンシェルジュへの相談が役にたった方の割合（％）	98.0％	99.0％

施策を構成する主な事務事業

No.	事業名	活動指標	現状値 令和5年度	● 目標値 令和11年度	
1	妊婦健康診査	妊婦健康診査受診回数（回）	48,634 回	49,400 回	+766
2	ファミリー学級	ファミリー学級学級数（数） ≪【】内は参加者数（実人数）≫	93 回 【2,107 人】	100 回 【2,150 人】	+7 【+43】
3	妊産婦家庭訪問事業	妊娠期から生後3か月までの支援対象者への訪問件数（件） ≪【】内は対象訪問件数（特に支援が必要な妊産婦×訪問4回）≫	1,678 件 【1,504 件】	1,600 件 【1,600 件】	△78 【+96】
4	こんにちは赤ちゃん訪問事業	こんにちは赤ちゃん訪問事業訪問件数（件）≪【】内は希望件数≫	3,936 件 【3,941 件】	3,650 件 【3,650 件】	△286 【△291】

現 状

課 題

1	① 「あだちスマイルママ&エンジェルプロジェクト（ASMAP）」を通じて、妊産婦に寄り添った支援の実施 ② 地域や制度とのつながりが持てず、孤立しがちな子育て世帯に対する支援が今後必要	妊娠中や出産の際、不安や悩みを解消する支援や孤立・孤独な状況にならないよう、支援が届きにくい家庭にもアプローチし、適切な支援につなぐことが必要です。
2	① 子育てサロンの利用年齢は0歳及び1歳が6割以上を占めている ② 年齢が上がると教育・保育施設に預ける人が増え、子育てサロンの利用者は減少傾向	育児のスタート期である0歳児親子の子育て不安を軽減するために、保健センター等との連携の強化が重要です。
3	① 保育コンシェルジュの相談延人数は令和5年度は4,120人と年々増加傾向 ② 保育施設利用申し込みのオンライン化による保活中の保護者とつながる機会が減少	より多くの保護者に支援が届くよう、事業の認知度を高めていくことや、未就園児の家庭への支援も必要です。
4	① 「あだち子育てガイドブック」で、子どもの月齢や年齢に捉われない子育て支援事業を発信	妊娠から出産・子育てまでの区の子育て支援施策を幅広く情報発信する必要があります。

施策を構成する主な事務事業

No.	事業名	活動指標	現状値 令和5年度	● 目標値 令和11年度	
5	乳幼児健康診査 (3～4か月児・1歳6 か月児歯科・3歳児)	乳幼児集団健康診査実施回数 (回) ≪【】内は受診者数≫	413 回 【11,973 人】	413 回 【11,620 人】	±0 【△353】
NEW・令和7年度開始					
6	子育て家庭訪問事業	子育て家庭訪問事業訪問件数 (件)	—	2,370 件	+2,370
7	産前・産後家事支援事業	年間延べ利用件数 (件)	1,026 件	1,550 件	+524
8	あだちファミリー・サポ ート・センター事業	年間延べ利用件数 (件)	5,364 件	6,036 件	+672
9	子ども預かり・送迎等 支援事業	年間延べ利用件数 (件)	17,088 件	19,308 件	+2,220
10	子育てサロン	イベント回数 (回) ≪【】参加者総数≫	5,093 回 【60,798 人】	5,904 回 【105,408 人】	+811 【+44,610】
11	保育コンシェルジュ	保育コンシェルジュ利用 延べ人数 (人)	4,120 人	4,600 人	+480
12	あだち子育てガイド ブックの普及	あだち子育てガイドブックの 配布場所数 (か所) ≪【】は配布冊数≫	67 か所 【21,300 冊】	80 か所 【18,500 冊】	+13 【△2,800】
		区ホームページのあだち子育 てガイドブックアクセス数 (回)	4,047 回	5,200 回	+1,153
NEW・令和7年度開始					
13	子育て支援アプリの提供	子育て支援アプリの登録者数 (人)	—	19,000 人	+19,000

● 令和11年度目標値を達成するための取り組み

1	① 妊娠中の健康診査や家庭訪問、出産後の赤ちゃん訪問や健康診査など、母子の健康管理や訪問指導などを通じて、親子の健やかな成長を支援 ② 新たなアプローチとして、0歳5か月～1歳4か月(3～4か月健診と1歳6か月健診の間の1年間)の子どもがいる全世帯に訪問し、子育て相談やよろずごとの傾聴、絵本の配付と読み語りをを行い、子育てに関する寄り添い支援を強化
2	① 保健センター等との連携を図り、多様化する育児家庭の情報収集と子育てサロンの周知を強化 ② 収集した情報をもとに、幅広い利用者層の拡大に向けて多彩な子育て講座やイベントを実施
3	① 保護者の保活に対する負担感を減らすための取り組みを引き続き実施 ② 保護者が不安感や孤立感を感じることなく、安心して子育てができるよう、対面の相談ができる当事業を継続
4	① 冊子を配布する施設を拡充するとともに、電子ブックの周知を強化し、妊娠時から出産・育児などの子育てに関する支援を継続 ② 新たにICTを活用し、子育てに関する情報を容易に受け取れるよう、プッシュ通知などの機能を備えた子育て支援アプリの導入(令和7年度開始)

施策2-2 多様なライフスタイルに応じた教育・保育サービス等の充実



安定的な保育サービスや学童保育室の整備により、
保護者の働き方に応じた教育・保育等を提供していきます。

成果指標

No.	項目名	現状値 令和5年度	目標値 令和11年度
1	保育需要に対する待機児童率（％） 【低減目標】	0.04％	0％
2	学童保育室の待機児童率（％）【低減目標】	4.7％	0％
3	「男女が対等な立場で意思表示や活動をする ことができ、また責任を分かち合っている」 と感じている区民の割合（％）	27.0％	50.0％

施策を構成する主な事務事業

No.	事業名	活動指標	現状値 令和5年度	● 目標値 令和11年度	
1	就学前施設の 建て替え・改修	就学前施設建て替え・改修数（数）	2件	14件	+12
2	学童保育室の運営	学童保育室受入可能数累計（人）	5,460人	6,466人	+1,006

現 状

課 題

1	① 平成27年度から6年間で4,352人分の保育定員を拡大し、令和3年4月以降、待機児童はほぼゼロの状態を継続	地域ごとの詳細な需要分析に基づく待機児童対策の継続により、今後必要な保育定員を確保・維持していく必要があります。
2	① 共働き世帯の増加に伴い、学童保育のニーズが高まり、令和6年5月1日の待機児童率は6.4％と年々上昇 ② 待機児童が多い区域と定員割れの区域があり、需要と供給にアンバランスが発生	各地区のニーズを見極めながら、学童保育室を整備していく必要があります。
3	① 令和3年度の足立区男女共同参画に関する区民意識調査で、配偶者との役割分担に対する満足度はいずれの年代も女性が低く、また男女間の意識差は、30代以下では13.2、40代では21.2、50代では26.7と年齢が上がるにつれ拡大傾向	一人ひとりのワーク・ライフ・バランスの意識を高め、企業も含めた足立区全体の意識を醸成していく必要があります。

施策を構成する主な事務事業

No.	事業名	活動指標	現状値 令和5年度	● 目標値 令和11年度	
3	ワーク・ライフ・バランス（WLB）の推進	WLBを推進するため区内企業へ働きかけした件数（件）	— 【制度見直しの為、募集無】	2,000件	+2,000
		男性向け講座の実施回数（回） ≪【】内は参加者数≫	5回 【52人】	5回 【160人】	±0 【+108】

● 令和11年度目標値を達成するための取り組み

1	① 人口推計や保育ニーズの詳細な分析により、保育需要を正確に把握 ② 保育需要に応じた定員規模の適正化により、私立保育園運営事業者の経営を支援し、保育施設全体で年間を通じた安定的な保育サービスを提供し、待機児童ゼロを継続
2	① 新規事業者が参入しやすい環境を整備し、積極的に誘致 ② 利用者の需要が多い小学校内学童保育室の整備を実施 ③ 放課後子ども教室との一体的実施や連携強化等により、子どもが安全安心に過ごせる居場所の確保
3	① ワーク・ライフ・バランス制度の見直しを行い、認定という「制度」ではなく、すべての区内企業が多様で柔軟な働き方を実現するため、更に充実した取り組みを進められる新たな支援事業の実施 ② 講座等の啓発を継続し、老若男女誰もが仕事・家庭生活・地域活動など様々な活動について、自らが希望するバランスで展開できるよう、ワーク・ライフ・バランスの着実な普及と啓発 ③ 性別に関わらず誰もが様々な活動にやりがいや充実感を感じながら責任を果たせる社会の実現のため、様々な場面で父親の育児参加を促します。妊娠中の生活や食事、出産・子育て等について、母親と父親が共に学ぶ日曜ファミリー学級の回数の拡充や、パパと子どもが図書館で「おはなし会と体験活動」が楽しめる取り組みを実施

施策2-3 配慮を要する子育て家庭への支援



児童虐待の発生予防や相談等にきめ細かに対応していくとともに、ひとり親家庭の経済的自立を促していきます。

成果指標

No.	項目名	現状値 令和5年度	目標値 令和11年度
1	虐待対応終結率(%)※1	59.1%	70.0%
2	ひとり親家庭向け就労支援(資格取得・求職支援)事業修了者の就業率(%)	93.1%	100%

施策を構成する主な事務事業

No.	事業名	活動指標	現状値 令和5年度	● 目標値 令和11年度
1	きかせて子育て訪問事業	支援回数(回) ≪【】内は利用者数≫	145回 【63人】	300 【120人】 +155 【+57】
2	児童扶養手当	児童扶養手当認定件数(件)	654件	620件 △34
3	ひとり親家庭応援メールの配信	メール配信の情報件数(件) ≪【】は登録世帯数≫	210件 【4,509世帯】	225件 【4,000世帯】 +15 【△509】

現 状

課 題

1	① 令和5年度の児童虐待年間相談対応件数は1,530件で、令和元年度の994件と比較して約1.5倍に増加 ② 虐待が社会問題化する中、情報提供件数も増大し、令和5年度に寄せられた情報の約9割にあたる1,435件に虐待の事実を確認	全国的に事業虐待の件数が増加傾向にあり、虐待の未然防止や再発防止の取り組み、早期発見、早期対応が課題となっています。児童虐待対応では、虐待に対する自覚がない場合や、行政の援助を拒否する養育者も見受けられます。このような中でも、通告や相談の内容から虐待リスクを読み取り、関係機関と連携しながら養育者を支援できる、専門人材の育成が重要です。
2	① 令和5年度に児童育成手当※2を受給している母子・父子世帯6,069世帯を対象に実施したアンケートでは、約7割の世帯が現在の経済状況を「苦しい」と回答 ② 仕事や働き方を「続けたい」と「変えたい、仕事を始めたい」の割合は約48%で同程度	ひとり親家庭は子育てと生計の維持を一人で担っており、時間的な制約が厳しい状況から、非正規での就労等を選択されることもあります。就労支援の様々な情報の提供をはじめ、個々のライフスタイルに合ったより良い条件での就業につながるよう、サポートや手当の支給等により、ひとり親家庭の生活を支え、経済的自立に向けて寄り添っていく必要があります。
3	① 地域とのつながりが持てない世帯の情報提供や支援の孤独・孤立防止	子育て家庭が孤立・孤独な状況に陥らないよう、支援が届きにくい家庭にもアプローチし、適切な支援につなぐことが必要です。

施策を構成する主な事務事業

No.	事業名	活動指標	現状値 令和5年度	● 目標値 令和11年度	
4	就労支援事業	ひとり親家庭向け就労支援事業を活用した人数（人）	190人	210人	+20
5	（区民の方向け） 児童虐待予防講座 の実施	講座の開催回数（回） ≪【】内は参加者数≫	10回 【181人】	10回 【200人】	±0 【+19】
6	児童虐待対応	児童虐待受理件数（件）	1,530件	1,530件	±0
【再掲】	子育て家庭訪問事業 （施策2-1）				

- ※1 虐待解決数（訪問指導や関係機関との連携により、虐待を起こす要因が解消された数）÷虐待件数
 ※2 ひとり親世帯等（父または母が重度障がい者の場合を含む）で、お子さんを養育している方を対象に支給。手当の支給は、お子さんが18歳になった日以降の最初の3月分まで。

● 令和11年度目標値を達成するための取り組み

1	① 発生予防に向けた啓発活動とともに、子育て世帯の養育状況の把握、育児不安の早期解消や養育支援の継続実施 ② 児童相談関連研修の積極的な参加や、児童相談所への派遣による専門相談員の育成 ③ 要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）で必要な情報を交換し、各関係機関が持つ役割と専門性を活かしながら、子どもと養育者等の支援を実施
2	① ハローワークと連携した就労支援をはじめ、自立支援教育訓練や高等職業訓練給付金等、就職や転職に結びつきやすい有利な資格や技術の取得支援により、個々の家庭状況に合った多様な働き方を支援 ② ひとり親家庭に対する就労支援情報について、窓口での相談対応時やホームページ、広報紙、豆の木メール等により周知
3	① 0歳5か月～1歳4か月（3～4か月健診と1歳6か月健診の間の1年間）の子どもがいる全世帯を対象に訪問し、子育て相談やよろずごとの傾聴、絵本の配付と読み語りの支援を行い、子育てに関する不安や悩みを寄り添う支援の実施



施策2-4 安全・安心に子育てのできる生活環境の整備

妊産婦、子育て家庭等が安心して外出できるよう、ユニバーサルデザインの視点に立ったまちづくりを進めるとともに、全ての人が子どもの育ちを応援できる環境を醸成していきます。

成果指標

No.	項目名	現状値 令和5年度	目標値 令和11年度
1	ユニバーサルデザイン推進計画の個別事業の評価点の平均値（点） 【子ども子育てに関係する事業】	3.8点	4.2点
2	よく行く、または行きたい公園がある区民の割合（％）	46.8％	53.5％

施策を構成する主な事務事業

No.	事業名	活動指標	現状値 令和5年度	● 目標値 令和11年度	
1	ユニバーサルデザイン（バリアフリー）の推進	ユニバーサルデザイン推進計画の個別事業の評価点（点）	3.8点	4.2点	+0.4
		小学校高学年向けのユニバーサルデザイン出張講座の実施延べ回数（校）	12回	10回	△2

現 状

課 題

1	① 道路、公園、公共建築物等のバリアフリー化 ② すべての人が利用しやすいユニバーサルデザインへの整備の実施	妊産婦、子育て家庭等が安心して外出できるよう、ユニバーサルデザインの視点に立ったまちづくりを進めるとともに、全ての人が子どもの育ちを応援できる環境を醸成していくことが必要です。
2	① 目的に合わせて選べる公園整備、計画的で効率的な公園改修、公園利用のきっかけづくりを3つの柱とし、パークイノベーションの取り組みを実施 ② 改修を実施した公園での利用実態調査では『改修前より良い公園になった』と約9割が回答	世論調査では「よく行く、行きたい公園がある」区民の割合は4割から5割で推移しています。この回答には地域差が見られ、規模の大きい公園や特色のある公園が配置されている綾瀬、中川地区などは約6割、公園の規模が小さく公園数の少ない千住、足立地区などは約4割となっています。

施策を構成する主な事務事業

No.	事業名	活動指標	現状値 令和5年度	● 目標値 令和11年度	
2	パークイノベーションの取り組みの推進	パークイノベーションの考えに基づく、公園の改修、整備数（か所）※1	69 か所	139 か所	+70
	公園の魅力発信（パークイノベーションの取り組みの推進）	公園の魅力を伝える企画数（件）※2	18 件	22 件	+4
3	公園等遊具の安全対策と修繕への取り組み	足立区公園遊具維持管理計画による年1回の遊具点検「早めに対処を要する遊具」のD判定とE判定※3 数（基）【低減目標】 ≪【】内は全遊具数≫	6 基 【2,390 基】	0 基 【2,450 基】	△6 +60

※1 年間10か所整備を目標とする

※2 ニュースレター12回/年及び公園整備目標数10か所/年の合計を目標とする

※3 D判定：劣化、摩擦が進行しているため、3か月を目安に補修または撤去する

E判定：劣化、摩擦が著しく進行しているため、直ちに使用中止し補修または撤去する

● 令和11年度目標値を達成するための取り組み

1	① 既存施設の改築や改修を進めるとともに、歩道の拡幅、誘導ブロック等の設置などの整備の推進 ② 子どもが授業や課題活動を通じて、ユニバーサルデザインの理念に触れることで、「思いやりのところ」を持ち、「ところづかい」のできる子どもの育成
2	① 公園施設の定期的な点検に基づく補修等を行い、安全な遊具の維持管理 ② 公園ごとにテーマを設定し、親しみやすく、特色や個性をイメージしやすい、目的に合わせて選べる公園の整備 ③ 魅力ある地域の公園を増やすため、安全を第一に考え、公園の老朽化した遊具等を優先的に改修するなど、更生・更新を計画的に推進

資料編

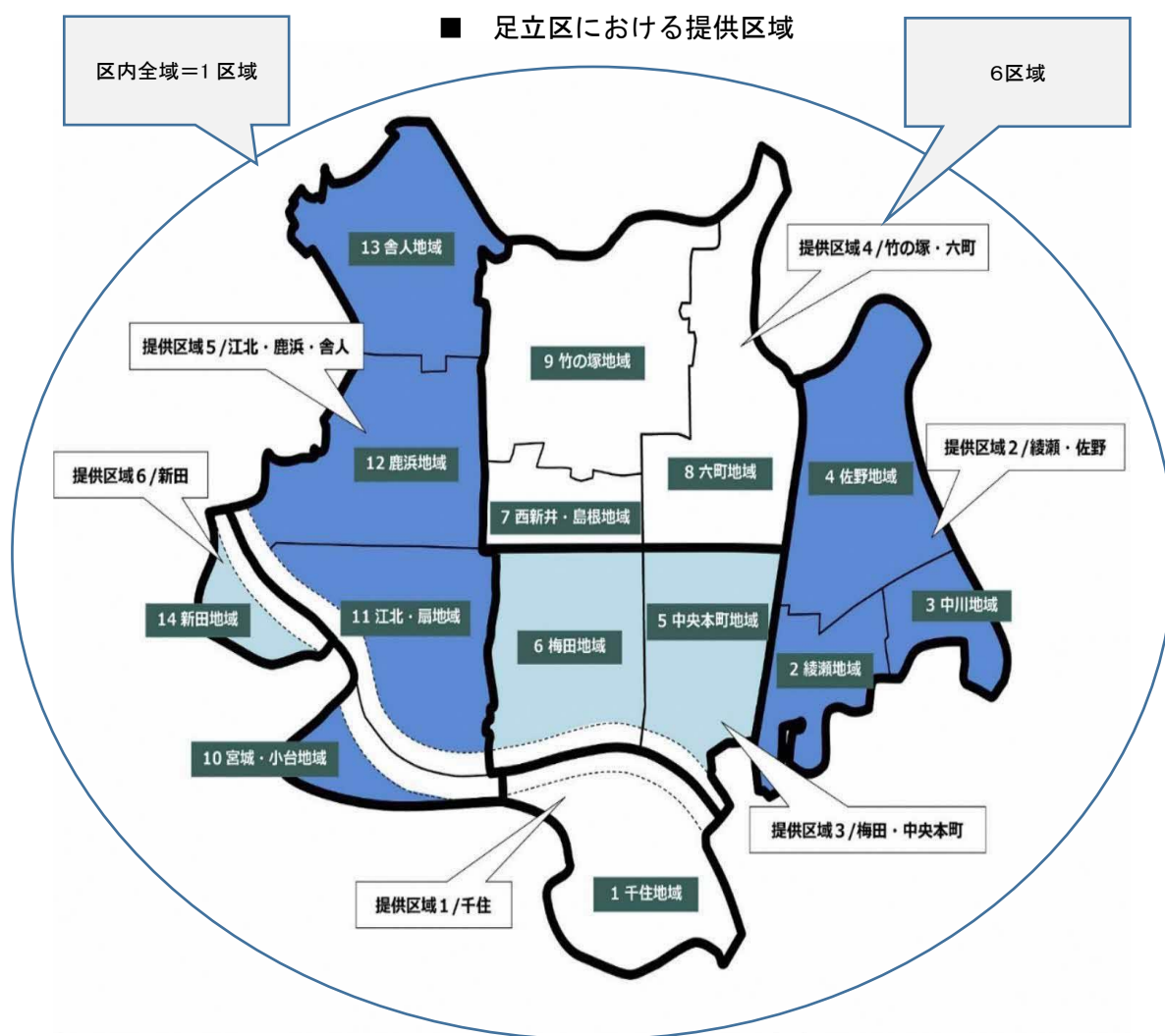
1 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

国が示す令和6年10月10日「第3期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方（改訂版 ver.2）」を受けて、令和7年度から11年度の量の見込み（需要）と確保方策（供給）を示します。

2 区域の設定

（1）区域設定の基本的な考え方

- ア 保育（保育所、認定こども園、地域型保育（家庭的保育・小規模保育））、子育てサロン事業、延長保育事業を保育施設の利用実態を基本として【6区域】と設定
- イ 教育（幼稚園、認定こども園）、一時預かり等は区内全域とし【1区域】と設定



(2)「教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」の体系と区域設定

ア 教育・保育の体系と区域設定

施設・事業名（国が示す基本指針※に規定する事業）	該当ページ	提供区域
1 教育（幼稚園、認定こども園）	57	1 域
2 保育（保育所、認定こども園、地域型保育（家庭的保育・小規模保育））	58	6 区域

※ 園バスによる広域利用が多い実態を考慮し、1 区域としています。

イ 地域子ども・子育て支援事業の体系と区域設定

事業名（国が示す基本指針※に規定する事業）	該当ページ	提供区域
(1) 放課後児童健全育成事業（学童保育室）	72	11 区域
(2) 子育てサロン事業	85	6 区域
(3) 平日の定期的な延長保育事業（18 時 30 分以降）	93	6 区域
(4-1) 【幼稚園型】一時預かり等の利用	100	1 区域
(4-2) 【幼稚園型を除く】不定期の一時預かり等の利用	101	1 区域
(5) こどもショートステイ事業（在宅型・施設型）	102	1 区域
(6) あだちファミリー・サポート・センター事業／子ども預かり・送迎等支援事業（小学生）	103	1 区域
(7) 病気の際の対応	104	1 区域
(8) 要保護児童等に対する支援及び児童虐待予防の周知・啓発事業	105	1 区域
(9) 乳児家庭全戸訪問事業	106	1 区域
(10) 妊婦に対して健康診査を実施する事業	107	1 区域
(11) 利用者支援に関する事業	108	1 区域
(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業	108	1 区域
(13) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業	109	1 区域
(14) 子育て世帯訪問支援事業	110	1 区域
(15) 妊婦等包括相談支援事業	111	1 区域
(16) 産後ケア事業	112	1 区域
(17) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	113	1 区域
(18) 児童育成支援拠点事業	114	1 区域
(19) 親子関係形成支援事業	114	1 区域

※ 「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」

教育・保育施設の概要

◆ 幼稚園

幼児期における教育を行う、学校教育法に基づく学校です。

- ・ 対象年齢：満3歳～就学前
- ・ 開 所 日：月～金曜日（土曜日に開所している園もあります）
※ 夏・冬・春休みがあります

◆ 認定こども園

教育と保育を一体的に行う施設です。幼稚園のように教育を行う「短時間利用」と、保育サービスも併せて提供する「長時間利用」の2つがあります。

- ・ 対象年齢：0歳～就学前
- ・ 開 所 日：月～金曜日（土曜日に開所している園もあります）

◆ 認可保育所

保護者の就労等の理由で、保育を必要とするお子さんをお預かりします。保育士の数や施設の設備など一定の基準を満たし、児童福祉法に基づき、都道府県知事に認可を受けた施設で、子どもの成長や発達過程を踏まえた養護及び教育を一体的に行うことを特性としています。

- ・ 対象年齢：0歳～就学前
- ・ 開 所 日：月～土曜日

◆ 小規模保育

保護者の就労等の理由で、保育を必要とするお子さんを小集団でお預かりする施設です。

A 型	従事者に占める保育士の割合が 10 割の施設
B 型	従事者に占める保育士の割合が 6 割以上の施設。

- ・ 対象年齢：0歳～2歳児
- ・ 開 所 日：月～土曜日
- ・ 開所時間：7時30分から18時30分

◆ 家庭的保育（保育ママ）

保護者の就労等の理由で、保育を必要とするお子さんを家庭的保育者（市区町村長が行う研修を終了した保育士または保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市区町村長が認める者）の自宅等でお預かりします。

- ・ 対象年齢：0歳～2歳児
- ・ 開 所 日：月～土曜日（土曜日保育は家庭的保育者により異なります。）
- ・ 開所時間：家庭的保育者により異なります。

教育・保育等の円滑な利用及び質の向上

1 幼児期の教育・保育の一体的な提供及び推進

- ① 子どもが教育・保育を一体的に受けることのできる認定こども園への移行支援について、引き続き、私立幼稚園等の意向を確認しながら、認定こども園の制度内容や情報提供を行い、移行に向けた説明、相談を実施していきます。

2 幼児期の教育・保育と小学校教育の円滑な接続の在り方

- ① 0歳～2歳児を対象とする小規模保育や家庭的保育（保育ママ）については、連携施設の設置の他、一般の申込受付に先行して行う利用調整により、卒園となる3歳児以降の預け先へ円滑につなげていきます。
- ② 「あだち幼保小接続期カリキュラム」の実践をはじめとした幼保小連携活動を充実させ、就学前の子どもたちの学びの基礎力を育み、幼児教育から小学校教育への円滑な接続を図ります。

3 教育・保育施設等に対する適切な指導監督、評価等の実施

- ① 子ども・子育て支援法に基づく基準に沿って、適正な保育や施設の運営がなされているかを確認し、必要な助言・指導等を行っていきます。
- ② 「教育・保育」の基本的事項を示した「足立区教育・保育の質ガイドライン」に基づき巡回訪問等や職員研修を行うとともに、各施設では別冊『保育実践振り返りシート』を用いて、振り返りを行い、質の高い教育・保育を実践していきます。

4 幼保小連携アドバイザーの配置

- ① 幼児教育の専門的な知見や豊富な実践経験を有した者を教育委員会に配置します。
- ② 区職員（園長級保育士）とともに園や小学校を訪問し、幼保小、幼保、保保連携活動及び移行期の子どもへの適切な対応について助言及び支援を行っていきます。

3 「量の見込み」と「確保の方策」の算出

(1) 量の見込みの算出

ア 量の見込み算出にあたっての基本的な考え方

(ア) 国が定める「量の見込み」の算出等のための手引き（以下、「国の手引き」）に基づき、ニーズ調査の結果を踏まえて算出する方法

例：教育（幼稚園、認定こども園）や子育てサロン事業等

(イ) ニーズ調査によらず、過去の実績値等を参考にして算出する方法

例：保育（認可保育園、小規模保育等）や学童保育室等

【ニーズ調査の概要】

- 調査時期 令和6年1月24日～令和6年2月13日
- 調査対象及び回収数

調査種別	配布数	回収数	回収率
就学前児童（0～5歳児）の保護者 【住民基本台帳から無作為抽出】	6,670 通	2,814 通	42.2%
小学生（1～6年生）の保護者 【住民基本台帳から無作為抽出】	3,280 通	1,457 通	44.4%
合 計	9,950 通	4,271 通	42.9%

イ 量の見込みの算出方法（例：教育（幼稚園を希望）の量の見込み）

「量の見込み」＝「家庭類型別児童数※1」×「利用意向率※2」

※1 ニーズ調査結果から、対象となる子どもを父母の有無、父母の就労状況から家庭類型ごとに分類し、その分類した家庭類型別の児童数のこと。算出式は、次のとおり。

「推計児童数(R7～11年度)」×「ニーズ調査による家庭類型(フルタイム×パート世帯、フルタイム×専業主婦(夫)世帯、パート×パート世帯など)の割合」

※2 ニーズ調査で、「幼稚園」「認定こども園（短時間）」を利用したいと回答した世帯の割合

(2) 確保の方策の算出

算出した「量の見込み」に対して、令和11年度までにその需要量を確保できる方策を算出しました。

(3) 障がい児福祉計画との調和

障がい児の子ども・子育て支援等の利用ニーズの把握及びその提供体制については、足立区第3期障がい児福祉計画で設定していきますが、必要に応じて当計画の確保方策の見直しを検討します。

4 「教育・保育」の量の見込みと確保方策

(1) 「教育」の量の見込みと確保方策

単位：人

		令和7年度		令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度	
		1号※1 認定	2号 認定 (教育を希望)※2	1号 認定	2号 認定 (教育を希望)	1号 認定	2号 認定 (教育を希望)	1号 認定	2号 認定 (教育を希望)	1号 認定	2号 認定 (教育を希望)
量の見込み(A)		2,642	649	2,613	642	2,614	642	2,593	637	2,599	638
確保方策											
特定教育・ 保育施設	幼稚園	2,865	0	2,865	0	2,865	0	2,865	0	2,865	0
	認定こども園 (区立)	93	151	93	151	93	151	93	151	93	151
	認定こども園 (私立)	305	205	305	205	305	205	305	205	305	205
確認を受けない幼稚園※3		6,467	0	6,467	0	6,467	0	6,467	0	6,467	0
幼稚園及び預かり保育(長時間・通年)		0	1,713	0	1,713	0	1,713	0	1,713	0	1,713
確保方策合計(B)		9,730	2,069	9,730	2,069	9,730	2,069	9,730	2,069	9,730	2,069
過不足(C)=(B)-(A)		7,088	1,420	7,117	1,427	7,116	1,427	7,137	1,432	7,131	1,431

※1 1号：幼稚園教育（幼児期における教育）を希望する3～5歳のうち、保育の必要がない者

※2 2号（教育を希望）：保育を必要とする3～5歳（2号）のうち、幼稚園教育の利用意向がある者

→子ども・子育て支援法に基づく教育・保育施設を利用する場合、区市町村から認定を受ける必要があります。

※3 確認を受けない幼稚園：子ども・子育て支援新制度に移行しない私学助成園のこと

○ 私立幼稚園は、各園の判断により「子ども・子育て支援新制度」に移行した園と移行しない園に分かれます。

○ 「1号認定」「2号認定」いずれも、「量の見込み」に対して、十分な供給量が「確保」されています。

ア 新制度に移行した園（特定教育・保育施設）

- 私立幼稚園【18園】
- 認定こども園（公立）【3園】
- 認定こども園（私立）【3園】

⇒利用定員※1（認定こども園は短時間利用児の利用定員）に基づき、確保方策を算出

※1 認可定員の範囲内で、実績をもとに設定する定員（園の補助金単価区分に反映）

イ 新制度に移行しない園（私学助成園）

- 私立幼稚園【27園】

⇒令和6年4月現在の認可定員※2に基づき、確保方策を算出

※2 施設・設備・職員配置の基準を規定した幼稚園設置基準等に基づく認可を受けた定員

(2) 「保育」の量の見込みと確保方策

ア 保育における量の見込みと確保方策に関する基本的な考え方

(ア) 提供区域は6区域とし、過去5年間の保育需要率をもとに、令和7年度以降の量の見込みを算出しました。令和7年度～11年度を通して、区全体では量の見込みに対して十分な保育定員が確保される見込みです。

(イ) 今後、大規模マンション開発等の不確定要素による影響が想定されるため、令和7年度以降も十分な保育定員が確保できるよう動向を注視していきます。

イ 量の見込みと確保方策（区全域）

(ア) 令和6年4月保育需要数（実績）

2号（3～5歳）	3号（1・2歳）	3号（0歳）
7,537	5,557	977

(イ) 令和7年度～11年度の量の見込みと確保方策

単位：人

				令和7年度			令和8年度			令和9年度			令和10年度			令和11年度		
				2号 保育	3号 1・2歳	3号 0歳	2号 保育	3号 1・2歳	3号 0歳	2号 保育	3号 1・2歳	3号 0歳	2号 保育	3号 1・2歳	3号 0歳	2号 保育	3号 1・2歳	3号 0歳
量の見込み(A)				7,384	5,417	993	7,280	5,262	986	7,107	5,216	982	6,898	5,172	978	6,752	5,149	972
確保方策	年度当初定員	特定教育・保育施設※	認可保育所	8,268	4,428	1,023	8,287	4,461	1,031	8,284	4,460	1,031	8,284	4,460	1,031	8,284	4,460	1,031
			認定こども園（区立）	151	67	0	151	67	0	151	67	0	151	67	0	151	67	0
			認定こども園（私立）	0	33	0	0	33	0	0	33	0	0	33	0	0	33	0
		特定地域型保育事業	家庭的保育	0	260	61	0	260	61	0	253	60	0	249	57	0	233	55
			小規模保育A型	0	314	123	0	314	123	0	314	123	0	314	123	0	314	123
			小規模保育B型	0	10	5	0	10	5	0	10	5	0	10	5	0	10	5
		認可外保育施設	認証保育所	145	627	212	145	627	212	145	627	212	145	627	212	145	627	212
			公設民営認可外	41	42	6	41	42	6	41	42	6	0	22	6	0	22	6
		確保方策合計(B)		8,605	5,781	1,430	8,624	5,814	1,438	8,621	5,806	1,437	8,580	5,782	1,434	8,580	5,766	1,432
		過不足(C)=(B)-(A)		1,221	364	437	1,344	552	452	1,514	590	455	1,682	610	456	1,828	617	460

※ 特定教育・保育施設の内訳には、施設型給付費の対象外となる区立認可保育所と区立認定こども園を含む

ウ 保育利用率の設定

国が示す基本指針※に基づき、計画期間内の3歳未満児童の対象年齢人口に対する認可保育所、認定こども園、地域型保育事業（足立区においては、家庭的保育及び小規模保育）の保育定員数の割合を示した「保育利用率」を下記のとおり定めました。

$$\text{定義： 保育利用率（％）} = \text{保育定員数} \div \text{児童人口（人口推計）}$$

※ 「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」

	令和7年度		令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度	
	1・2歳児	0歳児	1・2歳児	0歳児	1・2歳児	0歳児	1・2歳児	0歳児	1・2歳児	0歳児
児童人口	8,050	3,837	7,833	3,814	7,766	3,796	7,701	3,781	7,668	3,754
	11,887		11,647		11,562		11,482		11,422	
保育定員数	5,303	947	5,171	941	5,125	936	5,096	932	5,072	926
	6,250		6,112		6,061		6,028		5,998	
保育利用率	65.9%	24.7%	66.0%	24.7%	66.0%	24.7%	66.2%	24.7%	66.1%	24.7%
	52.6%		52.5%		52.4%		52.5%		52.5%	

※ 上記の保育定員数は目標値のため、P58の数値と一致しません

エ 量の見込みと確保方策（提供区域別）

(ア) 提供区域1（千住地域）

a 令和6年4月の施設・事業所数

保育施設	施設数
認可保育所	20 所
認定こども園（区立）	1 園
認定こども園（私立）	0 園
小規模保育	3 施設

保育施設	施設数
家庭的保育（保育ママ）	9 事業所
認証保育所	6 所
公設民営認可外	0 園

b 令和6年4月の保育需要数（実績）

2号（3～5歳）	3号（1・2歳）	3号（0歳）
905 人	670 人	103 人

c 令和7年度～11年度の量の見込みと確保方策

- ① 区域全体の定員は充足しています。
- ② 令和7年度完成予定の新築マンションからの局地的なニーズ上昇に対応するため、令和8年度に認可保育所1園を開設予定です。
- ③ 今後も新たな大規模マンション開発が進む可能性があるため、今後のニーズの動向を注視していきます。

単位：人

				令和7年度			令和8年度			令和9年度			令和10年度			令和11年度			
				2号 保育	3号 1・2歳	3号 0歳	2号 保育	3号 1・2歳	3号 0歳	2号 保育	3号 1・2歳	3号 0歳	2号 保育	3号 1・2歳	3号 0歳	2号 保育	3号 1・2歳	3号 0歳	
量の見込み(A)				917	658	110	916	636	110	888	631	109	840	623	107	824	620	107	
確保方策	年度当初定員	特定教育・保育施設	認可保育所	1,023	592	137	1,056	613	143	1,057	612	143	1,057	612	143	1,057	612	143	
			認定こども園（区立）	30	16	0	30	16	0	30	16	0	30	16	0	30	16	0	
			認定こども園（私立）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		特定地域型保育事業	家庭的保育	0	22	5	0	22	5	0	21	4	0	21	4	0	21	4	
			小規模保育A型	0	25	9	0	25	9	0	25	9	0	25	9	0	25	9	
			小規模保育B型	0	10	5	0	10	5	0	10	5	0	10	5	0	10	5	
	年度当初定	認可外保育施設	認証保育所	36	123	42	36	123	42	36	123	42	36	123	42	36	123	42	
			公設民営認可外	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	確保方策合計(B)				1,089	788	198	1,122	809	204	1,123	807	203	1,123	807	203	1,123	807	203
	過不足(C)=(B)-(A)				172	130	88	206	173	94	235	176	94	283	184	96	299	187	96

《年度中の整備計画》…年度中に整備された確保方策が次年度の確保に反映されます。

		令和7年度			令和8年度			令和9年度			令和10年度			令和11年度		
		2号 保育	3号 1・2歳	3号 0歳	2号 保育	3号 1・2歳	3号 0歳	2号 保育	3号 1・2歳	3号 0歳	2号 保育	3号 1・2歳	3号 0歳	2号 保育	3号 1・2歳	3号 0歳
年度中整備																
特定教育・保育 施設	認可保育所	33	21	6	1	△1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
特定地域型保 育事業	家庭的保育	0	0	0	0	△1	△1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
確保方策合計		33	21	6	1	△2	△1	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※ 2号：保育を必要とする3～5歳

※ 3号：保育を必要とする0～2歳

4 「教育・保育」の量の見込みと確保方策

(イ) 提供区域2（綾瀬・佐野地域）

a 令和6年4月の施設・事業所数

保育施設	施設数
認可保育所	31 所
認定こども園（区立）	1 園
認定こども園（私立）	0 園
小規模保育	5 施設

保育施設	施設数
家庭的保育（保育ママ）	17 事業所
認証保育所	6 所
公設民営認可外	0 園

b 令和6年4月の保育需要数（実績）

2号（3～5歳）	3号（1・2歳）	3号（0歳）
1,435 人	1,116 人	182 人

c 令和7年度～11年度の量の見込みと確保方策

- ① 区域全体の定員は充足しているため、現在、新たな確保方策は予定していません。
- ② 新たな大規模マンション開発により、局地的に人口・保育ニーズが急増する可能性があるため、今後のニーズの動向を注視していきます。

単位：人

				令和7年度			令和8年度			令和9年度			令和10年度			令和11年度		
				2号 保育	3号 1・2歳	3号 0歳	2号 保育	3号 1・2歳	3号 0歳	2号 保育	3号 1・2歳	3号 0歳	2号 保育	3号 1・2歳	3号 0歳	2号 保育	3号 1・2歳	3号 0歳
量の見込み(A)				1,395	1,086	193	1,393	1,006	191	1,370	999	192	1,321	992	190	1,255	986	188
確保方策	特定教育・保育施設	認可保育所		1,638	901	224	1,638	901	224	1,638	901	224	1,638	901	224	1,638	901	224
		認定こども園（区立）		49	27	0	49	27	0	49	27	0	49	27	0	49	27	0
		認定こども園（私立）		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	特定地域型保育事業	家庭的保育		0	47	14	0	47	14	0	47	14	0	44	12	0	40	11
		小規模保育A型		0	64	28	0	64	28	0	64	28	0	64	28	0	64	28
		小規模保育B型		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	認可外保育施設	認証保育所		42	112	40	42	112	40	42	112	40	42	112	40	42	112	40
		公設民営認可外		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	確保方策合計(B)			1,729	1,151	306	1,729	1,151	306	1,729	1,151	306	1,729	1,148	304	1,729	1,144	303
	過不足(C)=(B)-(A)			334	65	113	336	145	115	359	152	114	408	156	114	474	158	115

《年度中の整備計画》…年度中に整備された確保方策が次年度の確保に反映されます。

		令和7年度			令和8年度			令和9年度			令和10年度			令和11年度		
		2号 保育	3号 1・2歳	3号 0歳	2号 保育	3号 1・2歳	3号 0歳	2号 保育	3号 1・2歳	3号 0歳	2号 保育	3号 1・2歳	3号 0歳	2号 保育	3号 1・2歳	3号 0歳
年度中整備																
特定地域型保育事業	家庭的保育	0	0	0	0	0	0	0	△3	△2	0	△4	△1	0	0	0
確保方策合計		0	0	0	0	0	0	0	△3	△2	0	△4	△1	0	0	0

※ 2号：保育を必要とする3～5歳

※ 3号：保育を必要とする0～2歳

4 「教育・保育」の量の見込みと確保方策

(ウ) 提供区域3（梅田・中央本町地域）

a 令和6年4月の施設・事業所数

保育施設	施設数
認可保育所	29 所
認定こども園（区立）	0 園
認定こども園（私立）	0 園
小規模保育	4 施設

保育施設	施設数
家庭的保育（保育ママ）	21 事業所
認証保育所	7 所
公設民営認可外	1 園

b 令和6年4月の保育需要数（実績）

2号（3～5歳）	3号（1・2歳）	3号（0歳）
1,383 人	1,056 人	168 人

c 令和7年度～11年度の量の見込みと確保方策

- ① 区域全体の定員は充足しているため、現在、新たな確保方策は予定していません。
- ② 提供区域を細分化した地域ごとに、ニーズの動向を把握していきます。

単位：人

				令和7年度			令和8年度			令和9年度			令和10年度			令和11年度		
				2号 保育	3号 1・2歳	3号 0歳	2号 保育	3号 1・2歳	3号 0歳	2号 保育	3号 1・2歳	3号 0歳	2号 保育	3号 1・2歳	3号 0歳	2号 保育	3号 1・2歳	3号 0歳
量の見込み(A)				1,409	1,010	185	1,375	967	182	1,316	953	181	1,247	941	180	1,204	936	178
確保方策	年度当初定員	特定教育・保育施設	認可保育所	1,576	797	200	1,566	809	202	1,566	809	202	1,566	809	202	1,566	809	202
			認定こども園（区立）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			認定こども園（私立）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		特定地域型保育事業	家庭的保育	0	63	10	0	63	10	0	61	10	0	61	10	0	54	9
			小規模保育A型	0	47	20	0	47	20	0	47	20	0	47	20	0	47	20
			小規模保育B型	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	年度当初定員	認可外保育施設	認証保育所	12	139	42	12	139	42	12	139	42	12	139	42	12	139	42
			公設民営認可外	0	22	6	0	22	6	0	22	6	0	22	6	0	22	6
		確保方策合計(B)			1,588	1,068	278	1,578	1,080	280	1,578	1,078	280	1,578	1,078	280	1,578	1,071
	過不足(C)=(B)-(A)				179	58	93	203	113	98	262	125	99	331	137	100	374	135

《年度中の整備計画》・・・年度中に整備された確保方策が次年度の確保に反映されます。

		令和7年度			令和8年度			令和9年度			令和10年度			令和11年度		
		2号 保育	3号 1・2歳	3号 0歳	2号 保育	3号 1・2歳	3号 0歳	2号 保育	3号 1・2歳	3号 0歳	2号 保育	3号 1・2歳	3号 0歳	2号 保育	3号 1・2歳	3号 0歳
年度中整備																
特定教育・保育 施設	認可保育所	△10	12	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
特定地域型保 育事業	家庭的保育	0	0	0	0	△2	0	0	0	0	0	△7	△1	0	0	0
確保方策合計		△10	12	2	0	△2	0	0	0	0	0	△7	△1	0	0	0

※ 2号：保育を必要とする3～5歳

※ 3号：保育を必要とする0～2歳

4 「教育・保育」の量の見込みと確保方策

(工) 提供区域4 (竹の塚・六町地域)

a 令和6年4月の施設・事業所数

保育施設	施設数
認可保育所	35 所
認定こども園 (区立)	0 園
認定こども園 (私立)	1 園
小規模保育	9 施設

保育施設	施設数
家庭的保育 (保育ママ)	22 事業所
認証保育所	8 所
公設民営認可外	0 園

b 令和6年4月の保育需要数 (実績)

2号 (3~5歳)	3号 (1・2歳)	3号 (0歳)
1,915 人	1,392 人	278 人

c 令和7年度~11年度の量の見込みと確保方策

- ① 令和7年度から10年度にかけて1・2歳児で定員の不足が見込まれていますが、その後は少子化の影響により定員の充足が見込まれます。
- ② 1・2歳児の定員不足は、企業主導型保育施設で確保していきます。
- ③ 新たな確保方策は予定していませんが、提供区域を細分化した地域ごとに、より慎重にニーズの動向を把握していきます。

単位：人

				令和7年度			令和8年度			令和9年度			令和10年度			令和11年度		
				2号 保育	3号 1・2歳	3号 0歳	2号 保育	3号 1・2歳	3号 0歳	2号 保育	3号 1・2歳	3号 0歳	2号 保育	3号 1・2歳	3号 0歳	2号 保育	3号 1・2歳	3号 0歳
量の見込み(A)				1,879	1,398	263	1,865	1,408	262	1,870	1,399	261	1,871	1,392	261	1,874	1,389	259
確保方策	特定教育・保育施設	認可保育所		2,046	1,073	223	2,042	1,073	223	2,038	1,073	223	2,038	1,073	223	2,038	1,073	223
		認定こども園 (区立)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		認定こども園 (私立)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	特定地域型保育事業	家庭的保育		0	53	15	0	53	15	0	51	15	0	50	14	0	50	14
		小規模保育A型		0	121	46	0	121	46	0	121	46	0	121	46	0	121	46
		小規模保育B型		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	認可外保育施設	認証保育所		23	146	60	23	146	60	23	146	60	23	146	60	23	146	60
		公設民営認可外		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	確保方策合計(B)			2,069	1,393	344	2,065	1,393	344	2,061	1,391	344	2,061	1,390	343	2,061	1,390	343
	過不足(C)=(B)-(A)			190	△5	81	200	△15	82	191	△8	83	190	△2	82	187	1	84

《年度中の整備計画》・・・年度中に整備された確保方策が次年度の確保に反映されます。

		令和7年度			令和8年度			令和9年度			令和10年度			令和11年度		
		2号 保育	3号 1・2歳	3号 0歳	2号 保育	3号 1・2歳	3号 0歳	2号 保育	3号 1・2歳	3号 0歳	2号 保育	3号 1・2歳	3号 0歳	2号 保育	3号 1・2歳	3号 0歳
年度中整備																
特定教育・保育施設	認可保育所	△4	0	0	△4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
特定地域型保育事業	家庭的保育	0	0	0	0	△2	0	0	△1	△1	0	0	0	0	0	0
確保方策合計		△4	0	0	△4	△2	0	0	△1	△1	0	0	0	0	0	0

※ 2号：保育を必要とする3～5歳

※ 3号：保育を必要とする0～2歳

4 「教育・保育」の量の見込みと確保方策

(オ) 提供区域5（江北・鹿浜・舎人地域）

a 令和6年4月の施設・事業所数

保育施設	施設数
認可保育所	33 所
認定こども園（区立）	1 園
認定こども園（私立）	3 園
小規模保育	4 施設

保育施設	施設数
家庭的保育（保育ママ）	24 事業所
認証保育所	5 所
公設民営認可外	0 園

b 令和6年4月の保育需要数（実績）

2号（3～5歳）	3号（1・2歳）	3号（0歳）
1,662 人	1,159 人	221 人

c 令和7年度～11年度の量の見込みと確保方策

- ① 区域全体の定員は充足しているため、現在、新たな確保方策は予定していません。
- ② 提供区域を細分化した地域ごとに、ニーズの動向を把握していきます。

単位：人

				令和7年度			令和8年度			令和9年度			令和10年度			令和11年度		
				2号 保育	3号 1・2歳	3号 0歳	2号 保育	3号 1・2歳	3号 0歳	2号 保育	3号 1・2歳	3号 0歳	2号 保育	3号 1・2歳	3号 0歳	2号 保育	3号 1・2歳	3号 0歳
量の見込み(A)				1,558	1,096	219	1,515	1,094	218	1,465	1,083	216	1,430	1,074	217	1,418	1,069	216
確保方策	年度当初定員	特定教育・保育施設	認可保育所	1,753	931	211	1,753	931	211	1,753	931	211	1,753	931	211	1,753	931	211
			認定こども園 (区立)	72	24	0	72	24	0	72	24	0	72	24	0	72	24	0
			認定こども園 (私立)	0	33	0	0	33	0	0	33	0	0	33	0	0	33	0
		特定地域型保育事業	家庭的保育	0	75	17	0	75	17	0	73	17	0	73	17	0	68	17
			小規模保育A型	0	45	17	0	45	17	0	45	17	0	45	17	0	45	17
			小規模保育B型	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	年度当初定員	認可外保育施設	認証保育所	32	83	22	32	83	22	32	83	22	32	83	22	32	83	22
			公設民営認可外	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		確保方策合計(B)			1,857	1,191	267	1,857	1,191	267	1,857	1,189	267	1,857	1,189	267	1,857	1,184
	過不足(C)=(B)-(A)				299	95	48	342	97	49	392	106	51	427	115	50	439	115

《年度中の整備計画》・・・年度中に整備された確保方策が次年度の確保に反映されます。

		令和7年度			令和8年度			令和9年度			令和10年度			令和11年度		
		2号 保育	3号 1・2歳	3号 0歳	2号 保育	3号 1・2歳	3号 0歳	2号 保育	3号 1・2歳	3号 0歳	2号 保育	3号 1・2歳	3号 0歳	2号 保育	3号 1・2歳	3号 0歳
年度中整備																
特定地域型保育事業	家庭的保育	0	0	0	0	△2	0	0	0	0	0	△5	0	0	0	0
確保方策合計		0	0	0	0	△2	0	0	0	0	0	△5	0	0	0	0

※ 2号：保育を必要とする3～5歳

※ 3号：保育を必要とする0～2歳

4 「教育・保育」の量の見込みと確保方策

(力) 提供区域6（新田地域）

a 令和6年4月の施設・事業所数

保育施設	施設数
認可保育所	5 所
認定こども園（区立）	0 園
認定こども園（私立）	0 園
小規模保育	1 施設

保育施設	施設数
家庭的保育（保育ママ）	0 事業所
認証保育所	1 所
公設民営認可外	1 園

b 令和6年4月の保育需要数（実績）

2号（3～5歳）	3号（1・2歳）	3号（0歳）
237 人	164 人	25 人

c 令和7年度～11年度の量の見込みと確保方策

- ① 区域全体の定員は充足しているため、現在、新たな確保方策は予定していません。
- ② 近年、就学前児童の人口が大きく減少しているため、必要な定員を確保した上で保育供給量を調整します。

単位：人

				令和7年度			令和8年度			令和9年度			令和10年度			令和11年度		
				2号 保育	3号 1・2歳	3号 0歳	2号 保育	3号 1・2歳	3号 0歳	2号 保育	3号 1・2歳	3号 0歳	2号 保育	3号 1・2歳	3号 0歳	2号 保育	3号 1・2歳	3号 0歳
量の見込み(A)				226	169	23	216	151	23	198	151	23	189	150	23	177	149	24
確保方策	特定教育 保育施設	認可保育所		232	134	28	232	134	28	232	134	28	232	134	28	232	134	28
		認定こども園 （区立）		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		認定こども園 （私立）		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	特定地域型 保育事業	家庭的保育		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		小規模保育A型		0	12	3	0	12	3	0	12	3	0	12	3	0	12	3
		小規模保育B型		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	認可外 保育施設	認証保育所		0	24	6	0	24	6	0	24	6	0	24	6	0	24	6
		公設民営認可外		41	20	0	41	20	0	41	20	0	0	0	0	0	0	0
	確保方策合計(B)			273	190	37	273	190	37	273	190	37	232	170	37	232	170	37
	過不足(C)=(B)-(A)			47	21	14	57	39	14	75	39	14	43	20	14	55	21	13

《年度中の整備計画》・・・年度中に整備された確保方策が次年度の確保に反映されます。

		令和7年度			令和8年度			令和9年度			令和10年度			令和11年度		
		2号 保育	3号 1・2歳	3号 0歳	2号 保育	3号 1・2歳	3号 0歳	2号 保育	3号 1・2歳	3号 0歳	2号 保育	3号 1・2歳	3号 0歳	2号 保育	3号 1・2歳	3号 0歳
年度中整備																
認可外保育施設	公設民営認可外	0	0	0	0	0	0	△41	△20	0	0	0	0	0	0	0
確保方策合計		0	0	0	0	0	0	△41	△20	0	0	0	0	0	0	0

※ 2号：保育を必要とする3～5歳

※ 3号：保育を必要とする0～2歳

5 「地域子ども・子育て支援事業」の量の見込みと確保方策

(1) 放課後児童健全育成事業（学童保育室）

ア 施設の概要

学童保育は、保護者が就労等で保育ができない家庭の小学校6年生までの児童に対し、放課後等に適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業です。

令和6年度の状況（令和6年4月1日現在）

	室 数	受入可能数※	入室者数	小学校
学童保育室	110 箇所<125 室>	5,503	5,204	67 校

※ 受入可能数とは、学童保育室の定員に、定員の弾力化分として定員の1割程度の人数を加えたものです。

イ 学童保育室における量の見込みと確保方策に関する基本的な考え方

- 小学生が徒歩にて1人で通える範囲内での利用になるため、利用可能な範囲がほぼ限定されており、小学校の通学区域程度の広さが利用に適した範囲になっています。
- (ア) 11 地区に細分化したうえで地区ごとに量の見込み（需要）が確保（受入数）を上回ることが見込まれる場合には、定員や配置の見直し等の検討を行っていきます。
- (イ) 利用者の需要が多い小学校内の学童保育室整備を推進します。
- (ウ) 学童保育室以外に、児童館特例¹の利用や放課後子ども教室²との連携、小学校近隣の公共施設の活用等、総合的に放課後の居場所を確保していきます。

令和5年度の「量の見込み」と実績

単位：人

区全域				見込み	実績
量の見込み		低学年		4,413	4,797
		高学年		1,068	747
		合計 A		5,481	5,544
確保方策	前年度中整備	①年度当初受入可能数		5,552	5,448
		②定数見直し・増室		0	12※
		合計（①+②）		5,552	5,460
	その他	③児童館特例利用	全学年	458	591
過不足 (①+②+③)-A				529	507

※ 3室の学童保育室の整備（67人増）及び1室の学童保育室閉室（55人減）を実施したため。

1 小学校から一旦帰宅せずに、ランドセルを持ったまま児童館を利用できる制度（登録制）

2 平日の放課後、小学校の校庭や図書室等で、自主的・自由に参加し活動できる場所

ウ 量の見込みと確保方策（区全域）

- ① 学齢人口は一部地域を除いて、減少の見込みですが、申請率上昇に伴い学童保育室の需要は増加する見込みです。
- ② 需要の増加への対応策については、利用者の需要が多い小学校内の学童保育室整備を推進します。
- ③ 児童館特例の利用や放課後子ども教室との連携、小学校近隣の公共施設の活用等、総合的に放課後の居場所を確保していきます。

【 区全域 】

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(A)	6,075	6,213	6,231	6,320	6,428
低学年 ^{※1}	5,209	5,327	5,317	5,376	5,468
高学年 ^{※1}	866	886	914	944	960
確保方策					
年度当初受入可能数 ^{※2}	5,763	5,863	5,863	5,913	5,913
放課後の居場所 ^{※3} 利用数	342	384	430	485	614
確保方策合計(B)	6,105	6,247	6,293	6,398	6,527
過不足(C)=(B)-(A)	30	34	62	78	99

※¹ 低学年…1年生～3年生、高学年…4年生～6年生

※² 年度当初受入可能数は、地域内にある学童保育室の定員（弾力化含む）の合計

※³ 放課後の居場所…令和7年度以降の確保方策には、放課後子ども教室、児童館特例利用、近隣の公共施設等を活用した放課後の居場所を含めています。

エ 量の見込みと確保方策（提供区域別）

（ア）提供区域1（千住地域）

a 令和6年度の状況（令和6年4月1日現在）

	室数	受入可能数	入室者数	小学校
学童保育室	16	695	672	6校

b 令和7年度～11年度の量の見込みと確保方策

- ① 今後も学童保育室の需要の増加が見込まれるため、学童保育室の拡充または放課後の居場所確保を総合的に推進していきます。
- ② 需要が多い小学校内の学童保育室の拡充を図ります。

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(A)	826	863	872	945	972
低学年 ^{※1}	690	716	718	775	798
高学年 ^{※1}	136	147	154	170	174
確保方策					
年度当初受入可能数 ^{※2}	735	765	765	815	815
放課後の居場所 ^{※3} 利用数	91	98	107	130	157
確保方策合計(B)	826	863	872	945	972
過不足(C)=(B)-(A)	0	0	0	0	0

^{※1} 低学年…1年生～3年生、高学年…4年生～6年生^{※2} 年度当初受入可能数は、地域内にある学童保育室の定員（弾力化含む）の合計^{※3} 放課後の居場所…令和7年度以降の確保方策には、放課後子ども教室、児童館特例利用、近隣の公共施設等を活用した放課後の居場所を含めています。

(イ) 提供区域2（綾瀬地域）

a 令和6年度の状況（令和6年4月1日現在）

	室数	受入可能数	入室者数	小学校
学童保育室	14	650	583	7校

b 令和7年度～11年度の量の見込みと確保方策

- ① 今後も学童保育室の需要の増加が見込まれるため、学童保育室の拡充または放課後の居場所確保を総合的に推進していきます。
- ② 需要が多い小学校内の学童保育室の拡充を図ります。

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(A)	723	757	753	760	795
低学年 ^{※1}	660	696	691	700	735
高学年 ^{※1}	63	61	62	60	60
確保方策					
年度当初受入可能数 ^{※2}	680	720	720	720	720
放課後の居場所 ^{※3} 利用数	43	37	33	40	75
確保方策合計(B)	723	757	753	760	795
過不足(C)=(B)-(A)	0	0	0	0	0

※¹ 低学年…1年生～3年生、高学年…4年生～6年生

※² 年度当初受入可能数は、地域内にある学童保育室の定員（弾力化含む）の合計

※³ 放課後の居場所…令和7年度以降の確保方策には、放課後子ども教室、児童館特例利用、近隣の公共施設等を活用した放課後の居場所を含めています。

(ウ) 提供区域3 (大谷田・佐野地域)

a 令和6年度の状況(令和6年4月1日現在)

	室数	受入可能数	入室者数	小学校
学童保育室	8	324	311	5校

b 令和7年度～11年度の量の見込みと確保方策

- ① 学齢人口が減少していくため、学童保育需要は減少していく見込みです。
- ② 供給過多となっている学童保育室の配置見直しや定員の縮小を検討していきます。

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(A)	323	321	299	291	282
低学年 ^{※1}	268	264	240	232	222
高学年 ^{※1}	55	57	59	59	60
確保方策					
年度当初受入可能数 ^{※2}	324	324	324	324	324
放課後の居場所 ^{※3} 利用数	0	0	0	0	0
確保方策合計(B)	324	324	324	324	324
過不足(C)=(B)-(A)	1	3	25	33	42

※¹ 低学年…1年生～3年生、高学年…4年生～6年生

※² 年度当初受入可能数は、地域内にある学童保育室の定員(弾力化含む)の合計

※³ 放課後の居場所…令和7年度以降の確保方策には、放課後子ども教室、児童館特例利用、近隣の公共施設等を活用した放課後の居場所を含めています。

(工) 提供区域4 (中央本町地域)

a 令和6年度の状況(令和6年4月1日現在)

	室数	受入可能数	入室者数	小学校
学童保育室	10	442	424	6校

b 令和7年度～11年度の量の見込みと確保方策

- ① 学齢人口は減少しますが、学童保育室の申請率は増加する見込みです。
- ② 今後も学童保育室の需要の増加が見込まれるため、学童保育室の拡充または放課後の居場所確保を総合的に推進していきます。

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(A)	479	506	510	521	522
低学年 ^{※1}	412	438	439	446	440
高学年 ^{※1}	67	68	71	75	82
確保方策					
年度当初受入可能数 ^{※2}	482	482	482	482	482
放課後の居場所 ^{※3} 利用数	0	24	28	39	40
確保方策合計(B)	482	506	510	521	522
過不足(C)=(B)-(A)	0	0	0	0	0

※¹ 低学年…1年生～3年生、高学年…4年生～6年生

※² 年度当初受入可能数は、地域内にある学童保育室の定員(弾力化含む)の合計

※³ 放課後の居場所…令和7年度以降の確保方策には、放課後子ども教室、児童館特例利用、近隣の公共施設等を活用した放課後の居場所を含めています。

(オ) 提供区域5（花畑・保塚地域）

a 令和6年度の状況（令和6年4月1日現在）

	室数	受入可能数	入室者数	小学校
学童保育室	12	543	518	8校

b 令和7年度～11年度の量の見込みと確保方策

- ① 学齢人口は減少しますが、学童保育室の申請率は増加する見込みです。
- ② 今後も学童保育室の需要の増加が見込まれるため、学童保育室の拡充または放課後の居場所確保を総合的に推進していきます。

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(A)	587	597	599	612	631
低学年 ^{※1}	520	528	528	540	556
高学年 ^{※1}	67	69	71	72	75
確保方策					
年度当初受入可能数 ^{※2}	583	583	583	583	583
放課後の居場所 ^{※3} 利用数	4	14	16	29	48
確保方策合計(B)	587	597	599	612	631
過不足(C)=(B)-(A)	0	0	0	0	0

※¹ 低学年…1年生～3年生、高学年…4年生～6年生

※² 年度当初受入可能数は、地域内にある学童保育室の定員（弾力化含む）の合計

※³ 放課後の居場所…令和7年度以降の確保方策には、放課後子ども教室、児童館特例利用、近隣の公共施設等を活用した放課後の居場所を含めています。

(力) 提供区域6 (竹の塚・六月地域)

a 令和6年度の状況(令和6年4月1日現在)

	室 数	受入可能数	入室者数	小学校
学童保育室	11	486	452	7 校

b 令和7年度～11年度の量の見込みと確保方策

- ① 学齢人口は減少しますが、学童保育室の申請率は増加する見込みです。
- ② 今後も学童保育室の需要の増加が見込まれるため、学童保育室の拡充または放課後の居場所確保を総合的に推進していきます。

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(A)	546	550	554	549	562
低学年 ^{※1}	444	445	446	438	450
高学年 ^{※1}	102	105	108	111	112
確保方策					
年度当初受入可能数 ^{※2}	486	486	486	486	486
放課後の居場所 ^{※3} 利用数	60	64	68	63	76
確保方策合計(B)	546	550	554	549	562
過不足(C)=(B)-(A)	0	0	0	0	0

※¹ 低学年…1年生～3年生、高学年…4年生～6年生

※² 年度当初受入可能数は、地域内にある学童保育室の定員(弾力化含む)の合計

※³ 放課後の居場所…令和7年度以降の確保方策には、放課後子ども教室、児童館特例利用、近隣の公共施設等を活用した放課後の居場所を含めています。

(キ) 提供区域7（梅島地域）

a 令和6年度の状況（令和6年4月1日現在）

	室数	受入可能数	入室者数	小学校
学童保育室	11	477	468	5校

b 令和7年度～11年度の量の見込みと確保方策

- ① 学齢人口は減少しますが、学童保育室の申請率は増加する見込みです。
- ② 今後も学童保育室の需要の増加が見込まれるため、学童保育室の拡充または放課後の居場所確保を総合的に推進していきます。

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(A)	553	581	599	606	619
低学年 ^{※1}	468	496	509	511	519
高学年 ^{※1}	85	85	90	95	100
確保方策					
年度当初受入可能数 ^{※2}	517	547	547	547	547
放課後の居場所 ^{※3} 利用数	36	34	52	59	72
確保方策合計(B)	553	581	599	606	619
過不足(C)=(B)-(A)	0	0	0	0	0

※¹ 低学年…1年生～3年生、高学年…4年生～6年生

※² 年度当初受入可能数は、地域内にある学童保育室の定員（弾力化含む）の合計

※³ 放課後の居場所…令和7年度以降の確保方策には、放課後子ども教室、児童館特例利用、近隣の公共施設等を活用した放課後の居場所を含めています。

(ク) 提供区域8（西新井・江北地域）

a 令和6年度の状況（令和6年4月1日現在）

	室 数	受入可能数	入室者数	小学校
学童保育室	14	601	558	8 校

b 令和7年度～11年度の量の見込みと確保方策

- ① 学齢人口は減少しますが、学童保育室の申請率は増加する見込みです。
- ② 今後も学童保育室の需要の増加が見込まれるため、学童保育室の拡充または放課後の居場所確保を総合的に推進していきます。
- ③ 需要が多い小学校内の学童保育室の拡充を図ります。

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(A)	675	681	691	701	734
低学年 ^{※1}	591	598	611	622	660
高学年 ^{※1}	84	83	80	79	74
確保方策					
年度当初受入可能数 ^{※2}	631	631	631	631	631
放課後の居場所 ^{※3} 利用数	44	50	60	70	103
確保方策合計(B)	675	681	691	701	734
過不足(C)=(B)-(A)	0	0	0	0	0

※¹ 低学年…1年生～3年生、高学年…4年生～6年生※² 年度当初受入可能数は、地域内にある学童保育室の定員（弾力化含む）の合計※³ 放課後の居場所…令和7年度以降の確保方策には、放課後子ども教室、児童館特例利用、近隣の公共施設等を活用した放課後の居場所を含めています。

(ケ) 提供区域9 (伊興地域)

a 令和6年度の状況 (令和6年4月1日現在)

	室 数	受入可能数	入室者数	小学校
学童保育室	10	431	412	5 校

b 令和7年度～11年度の量の見込みと確保方策

- ① 学童保育室需要はほぼ横ばいで推移していく見込みです。
- ② 放課後の居場所も確保しながら、量の見込み（需要）と確保（受入数）のバランスを保っていきます。

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(A)	490	492	483	484	481
低学年 ^{※1}	434	436	425	426	423
高学年 ^{※1}	56	56	58	58	58
確保方策					
年度当初受入可能数 ^{※2}	471	471	471	471	471
放課後の居場所 ^{※3} 利用数	19	21	12	13	10
確保方策合計(B)	490	492	483	484	481
過不足(C)=(B)-(A)	0	0	0	0	0

※¹ 低学年…1年生～3年生、高学年…4年生～6年生※² 年度当初受入可能数は、地域内にある学童保育室の定員（弾力化含む）の合計※³ 放課後の居場所…令和7年度以降の確保方策には、放課後子ども教室、児童館特例利用、近隣の公共施設等を活用した放課後の居場所を含めています。

(コ) 提供区域10（鹿浜・舎人地域）

a 令和6年度の状況（令和6年4月1日現在）

	室数	受入可能数	入室者数	小学校
学童保育室	12	513	485	8校

b 令和7年度～11年度の量の見込みと確保方策

- ① 学童保育室需要はほぼ横ばいで推移していく見込みです。
- ② 放課後の居場所も確保しながら、量の見込み（需要）と確保（受入数）のバランスを保っていきます。

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(A)	558	555	567	555	546
低学年 ^{※1}	472	465	474	460	453
高学年 ^{※1}	86	90	93	95	93
確保方策					
年度当初受入可能数 ^{※2}	513	513	513	513	513
放課後の居場所 ^{※3} 利用数	45	42	54	42	33
確保方策合計(B)	558	555	567	555	546
過不足(C)=(B)-(A)	0	0	0	0	0

※¹ 低学年…1年生～3年生、高学年…4年生～6年生

※² 年度当初受入可能数は、地域内にある学童保育室の定員（弾力化含む）の合計

※³ 放課後の居場所…令和7年度以降の確保方策には、放課後子ども教室、児童館特例利用、近隣の公共施設等を活用した放課後の居場所を含めています。

(サ) 提供区域 1 1 (新田・江南地域)

a 令和6年度の状況(令和6年4月1日現在)

	室 数	受入可能数	入室者数	小学校
学童保育室	7	341	321	2 校

b 令和7年度～11年度の量の見込みと確保方策

- ① 学齢人口がやや減少していくため、学童保育需要は減少していく見込みです。
- ② 供給過多となっている学童保育室の配置見直しや定員の縮小を検討していきます。

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(A)	315	310	304	296	284
低学年 ^{※1}	250	245	236	226	212
高学年 ^{※1}	65	65	68	70	72
確保方策					
年度当初受入可能数 ^{※2}	341	341	341	341	341
放課後の居場所 ^{※3} 利用数	0	0	0	0	0
確保方策合計(B)	341	341	341	341	341
過不足(C)=(B)-(A)	26	31	37	45	57

※¹ 低学年…1年生～3年生、高学年…4年生～6年生

※² 年度当初受入可能数は、地域内にある学童保育室の定員(弾力化含む)の合計

※³ 放課後の居場所…令和7年度以降の確保方策には、放課後子ども教室、児童館特例利用、近隣の公共施設等を活用した放課後の居場所を含めています。

(2) 子育てサロン事業

ア 事業の概要

子育てサロン事業は、乳幼児とその保護者が安心して自由に遊び、利用者同士の交流やスタッフへの相談を行うことなどを通じて、子育てに伴う不安や負担の軽減と育児の孤立防止を図ることにより、健全な子育てを応援している事業です。

【令和5年度の利用実績】

	施設数	延べ利用人数
子育てサロン	64 か所	302,976 人回/年

子育てサロンの利用者に応じた3タイプの役割

◆商業施設等内の子育てサロン【気づき（発見）】

- ・ 相談に行き難いと感じている親も利用しやすい環境をつくる。
- ・ 子育てについての問題を抱えてはいるが、自覚していない保護者を取り込む。
- ・ 拠点型子育てサロンや保健センター等の関係機関につなぐ。
- ・ 父親等の育児参加や、プレママ・プレパパの利用の促進を図る。
- ・ 専門的な相談に応じられる専門職や、リスク等を発見・対応できるスキルを持つスタッフの配置。

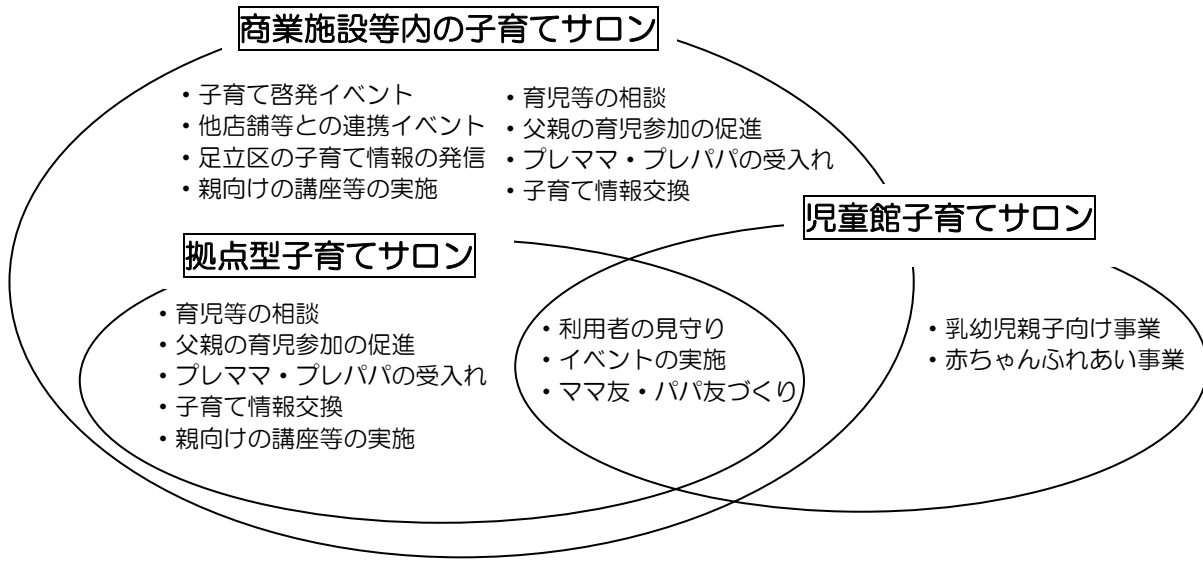
◆拠点型子育てサロン【寄り添い（解決）】

- ・ 子育てについての問題を自覚しており、解決したい、解決方法を知りたい保護者に対応する。
- ・ 問題が解決したら、身近な児童館での利用につなぐ。
- ・ 利用者の利用目的を見極め、利用者に寄り添った相談や対応ができるスタッフを配置する。

◆児童館子育てサロン【居場所（自立）】

- ・ ママ友同士の集まりや、居場所をもとめている保護者に場を提供する。
- ・ 必要な支援に応じて、専門スタッフがいる拠点型子育てサロンにつなぐ。

【位置付けと事業内容】



ウ 子育てサロンにおける量の見込みと確保方策に関する基本的な考え方

子育てサロン全体では、計画最終の令和11年度までに定員を確保できる状況にあります。令和9年度に大規模改修工事の影響により不足状態になりますが、令和5年度・6年度の利用率（約65%）を考慮すると十分に確保できる状況です。

利用者のニーズに応じた、機能別の子育てサロンを提供することで、子育てしやすい環境を整備していきます。

エ 量の見込みと確保方策（区全域）

【 区全域 】

単位：人回/年

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
サロン数	64	59	59	60	61
量の見込み(A)	495,405	456,543	454,124	452,031	448,729
確保方策 (年度当初定員)(B)	518,304	495,918	437,893	455,442	456,701
過不足(C)=(B)-(A)	22,899	39,375	△16,231	3,411	7,972

※ 量の見込みについては、区が実施したニーズ調査の結果を踏まえて算出しました。

〈再掲〉

	種別	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
確保方策	拠点型	288,353	286,389	221,098	234,132	234,132
	児童館	229,951	209,529	216,795	221,310	222,569

オ 量の見込みと確保方策（提供区域別）

（ア）提供区域1（千住地域）

a 令和5年度の施設数と利用実績

	施設数	延べ利用人数
子育てサロン	6 か所	56,151 人回/年

b 令和7年度～11年度の量の見込みと確保方策

- ① 令和8年度、9年度に千住庁舎（子育てサロン千住）の大規模改修、令和11年度には千住本町住区センターの大規模改修を実施する予定です。
- ② 工事のための一時的な不足状態であるため、千住地域に限らず、他の子育てサロンを案内するなどの対応を行います。

単位：人回/年

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
サロン数	6	5	5	6	5
量の見込み(A)	65,703	65,293	64,947	64,648	64,176
確保方策 (年度当初定員)(B)	64,940	57,085	57,085	64,940	62,060
過不足(C)=(B)-(A)	△763	△8,208	△7,862	292	△2,116

〈再掲〉

	種別	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
確保方策	拠点型	45,386	37,531	37,531	45,386	45,386
	児童館	19,554	19,554	19,554	19,554	16,674

(イ) 提供区域2（綾瀬・佐野地域）

a 令和5年度の施設数と利用実績

	施設数	延べ利用人数
子育てサロン	12 か所	44,832 人回/年

b 令和7年度～11年度の量の見込みと確保方策

- ① 令和7～8年度は長門住区センター、令和10年度は六木住区センターの大規模改修を予定しています。
- ② 令和7年度に北綾瀬駅前の商業施設内に子育てサロンを新設する予定です（夏頃開設予定）。
- ③ 量の見込みに対して確保方策は不足していますが、令和5年度・6年度の確保方策（定員）に対する利用率は69%であるため、令和7年度以降の量の見込みに対し利用率を考慮すると、確保できると見込んでいます。

単位：人回/年

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
サロン数	12	12	13	12	13
量の見込み(A)	96,349	95,749	95,241	94,803	94,110
確保方策 (年度当初定員)(B)	78,056	83,947	86,827	83,947	86,827
過不足(C)=(B)-(A)	△18,293	△11,802	△8,414	△10,856	△7,283

〈再掲〉

	種別	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
確保方策	拠点型	42,467	48,358	48,358	48,358	48,358
	児童館	35,589	35,589	38,469	35,589	38,469

(ウ) 提供区域3 (梅田・中央本町地域)

a 令和5年度の施設数と利用実績

	施設数	延べ利用人数
子育てサロン	11 か所	29,678 人回/年

b 令和7年度～11年度の量の見込みと確保方策

- ① 量の見込みに対して、確保方策は充足しています。
- ② 令和8～9年度に青井住区センター、令和9年度に梅島住区センターの大規模改修を予定しています。
- ③ 令和10年度は、子育てサロン関原が梅田八丁目複合施設内に移転予定です。その際、現在の「月～土曜日」の開設日から「日～土曜日（休日含む）」に変更する予定です。

単位：人回/年

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
サロン数	11	10	10	11	11
量の見込み(A)	64,652	64,249	63,908	63,614	63,149
確保方策 (年度当初定員)(B)	78,380	72,228	72,424	83,559	83,559
過不足(C)=(B)-(A)	13,728	7,979	8,516	19,945	20,410

<再掲>

	種別	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
確保方策	拠点型	33,380	33,380	33,380	38,559	38,559
	児童館	45,000	38,848	39,044	45,000	45,000

(工) 提供区域4 (竹の塚・六町地域)

a 令和5年度の施設数と利用実績

	施設数	延べ利用人数
子育てサロン	19 か所	125,459 人回/年

b 令和7年度～11年度の量の見込みと確保方策

- ① 住区センターの大規模改修については、東伊興生活館が令和8～9年度、花畑住区センターが令和8～9年度、伊興住区センターが令和10～11年度、湊江住区センターが令和11年度に予定しています。
- ② 子育てサロン西新井（ギャラクシティ）の大規模改修も令和9年度から実施される予定です。
- ③ 令和9年度から不足状態になるが、工事のための一時的な不足状態であるため、区域外の子育てサロンも案内するなどの対応を行っていきます。

単位：人回/年

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
サロン数	19	16	17	17	16
量の見込み(A)	107,398	106,729	106,165	105,674	104,903
確保方策 (年度当初定員)(B)	167,842	154,700	98,231	99,670	92,289
過不足(C)=(B)-(A)	60,444	47,971	△7,934	△6,004	△12,614

〈再掲〉

	種別	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
確保方策	拠点型	106,896	106,896	41,605	41,605	41,605
	児童館	60,946	47,804	56,626	58,065	50,684

(才) 提供区域5（江北・鹿浜・舎人地域）

a 令和5年度の施設数と利用実績

	施設数	延べ利用人数
子育てサロン	13 か所	35,160 人回/年

b 令和7年度～11年度の量の見込みと確保方策

- ① 住区センターの大規模改修は、江北コミュニティセンターが令和7～8年度、西新井本町住区センターが令和9～10年度、押皿谷住区センターが令和8～10年度に予定しています。
- ② 量の見込みに対して、確保方策は充足しています。

単位：人回/年

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
サロン数	13	13	12	12	14
量の見込み(A)	82,579	82,065	81,630	81,254	80,660
確保方策 (年度当初定員)(B)	100,051	98,923	97,171	97,171	102,931
過不足(C)=(B)-(A)	17,472	16,858	15,541	15,917	22,271

〈再掲〉

	種別	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
確保方策	拠点型	34,069	34,069	34,069	34,069	34,069
	児童館	65,982	64,854	63,102	63,102	68,862

(力) 提供区域6 (新田地域)

a 令和5年度の施設数と利用実績

	施設数	延べ利用人数
子育てサロン	3 か所	11,696 人回/年

b 令和7年度～11年度の量の見込みと確保方策

- ① 令和9～10年度に、新田住区センターの大規模改修を予定しています。
- ② 不足状態が継続しますが、令和5年度・6年度の確保方策（定員）に対する利用率は39%であるため、令和7年度以降の量の見込みに対し利用率を考慮すると、確保できると見込んでいます。

単位：人回/年

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
サロン数	3	3	2	2	2
量の見込み(A)	42,724	42,458	42,233	42,038	41,731
確保方策 (年度当初定員)(B)	29,035	29,035	26,155	26,155	29,035
過不足(C)=(B)-(A)	△13,689	△13,423	△16,078	△15,883	△12,696

〈再掲〉

	種別	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
確保方策	拠点型	26,155	26,155	26,155	26,155	26,155
	児童館	2,880	2,880	0	0	2,880

(3) 平日の定期的な延長保育事業（18時30分以降）

ア 事業の概要

認可保育所では、基本の保育時間（18時30分まで）以外に保育が必要な世帯を対象に、延長保育を実施しています。また、認証保育所や私立認定こども園についても、18時30分より開所時間を長く設定している園については、本事業に位置付けます。

【令和5年度の利用実績】

	園数	利用人数
認可保育所	119 園	2,892 人
公設民営認可外	2 園	22 人
認証保育所	33 園	107 人
私立認定こども園	3 園	49 人

イ 量の見込みと確保方策（区全域）

- (ア) ニーズ調査で把握した利用意向率をもとに、量の見込みを算出しました。
- (イ) 国の手引きの考えでは、延長保育の量の見込み・確保方策について「時間別」の概念はありませんが、区では「時間別」で分析しました。
- (ウ) 計画期間内の量の見込みに対して、供給量は確保されています。
- (エ) 働き方が多様化しているため、今後も利用者のニーズを注視していきます。

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(A)	5,053	5,019	4,991	4,970	4,933
確保方策(B)	12,810	12,870	12,866	12,805	12,805
過不足(C)=(B)-(A)	7,757	7,851	7,875	7,835	7,872

ウ 量の見込みと確保方策（提供区域別）

（ア）提供区域 1（千住地域）

a 令和5年度実績

	園数	利用人数
認可保育所・公設民営認可外	19 園	581 人
認証保育所	6 園	25 人

b 令和7年度～11年度の量の見込みと確保方策

単位：人

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (A)	19時まで	844	838	834	830	824
	20時まで	28	28	28	27	27
	21時まで	13	13	13	13	12
	合計	885	879	875	870	863
確保方策 (B)	19時まで	146	146	146	146	146
	20時まで	984	1,044	1,044	1,044	1,044
	21時まで	755	755	755	755	755
過不足 (C) = (B) - (A)	19時まで	整備不要	整備不要	整備不要	整備不要	整備不要
	20時まで	整備不要	整備不要	整備不要	整備不要	整備不要
	21時まで	整備不要	整備不要	整備不要	整備不要	整備不要

(イ) 提供区域2（綾瀬・佐野地域）

a 令和5年度実績

	園数	利用人数
認可保育所	29 園	595 人
認証保育所	6 園	28 人

b 令和7年度～11年度の量の見込みと確保方策

単位：人

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (A)	19時まで	826	821	816	813	807
	20時まで	136	135	134	134	133
	21時まで	0	0	0	0	0
	合計	962	956	950	947	940
確保方策 (B)	19時まで	389	389	389	389	389
	20時まで	1,497	1,497	1,497	1,497	1,497
	21時まで	862	862	862	862	862
過不足(C) = (B) - (A)	19時まで	整備不要	整備不要	整備不要	整備不要	整備不要
	20時まで	整備不要	整備不要	整備不要	整備不要	整備不要
	21時まで	整備不要	整備不要	整備不要	整備不要	整備不要

5 「地域子ども・子育て支援事業」の量の見込みと確保方策

(ウ) 提供区域3 (梅田・中央本町地域)

a 令和5年度実績

	園数	利用人数
認可保育所・公設民営認可外	28 園	662 人
認証保育所	7 園	16 人

b 令和7年度～11年度の量の見込みと確保方策

単位：人

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (A)	19時まで	885	880	875	871	865
	20時まで	99	98	97	97	96
	21時まで	33	33	32	32	32
	合計	1,017	1,011	1,004	1,000	993
確保方策 (B)	19時まで	186	186	186	186	186
	20時まで	1,099	1,095	1,095	1,095	1,095
	21時まで	1,166	1,174	1,174	1,174	1,174
	21時以降	—	—	—	—	—
過不足 (C) = (B) - (A)	19時まで	整備不要	整備不要	整備不要	整備不要	整備不要
	20時まで	整備不要	整備不要	整備不要	整備不要	整備不要
	21時まで	整備不要	整備不要	整備不要	整備不要	整備不要

(工) 提供区域4 (竹の塚・六町地域)

a 令和5年度実績

	園数	利用人数
認可保育所・公設民営認可外	26 園	765 人
認証保育所	8 園	32 人
私立認定こども園	1 園	10 人

b 令和7年度～11年度の量の見込みと確保方策

単位：人

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (A)	19時まで	928	922	917	913	906
	20時まで	16	16	16	16	16
	21時まで	0	0	0	0	0
	合計	944	938	933	929	922
確保方策 (B)	19時まで	35	35	35	35	35
	20時まで	1,225	1,221	1,217	1,217	1,217
	21時まで	1,445	1,445	1,445	1,445	1,445
過不足 (C) = (B) - (A)	19時まで	整備不要	整備不要	整備不要	整備不要	整備不要
	20時まで	整備不要	整備不要	整備不要	整備不要	整備不要
	21時まで	整備不要	整備不要	整備不要	整備不要	整備不要

(オ) 提供区域5（江北・鹿浜・舎人地域）

a 令和5年度実績

	園数	利用人数
認可保育所・公設民営認可外	28 園	635 人
認証保育所	5 園	2 人
私立認定こども園	2 園	39 人

b 令和7年度～11年度の量の見込みと確保方策

単位：人

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (A)	19時まで	888	882	877	873	867
	20時まで	53	52	52	52	51
	21時まで	0	0	0	0	0
	合計 ※21時以降の ニーズを含む	958	950	945	941	934
確保方策 (B)	19時まで	274	274	274	274	274
	20時まで	1,403	1,403	1,403	1,403	1,403
	21時まで	949	949	949	949	949
過不足(C) = (B) - (A)	19時まで	整備不要	整備不要	整備不要	整備不要	整備不要
	20時まで	整備不要	整備不要	整備不要	整備不要	整備不要
	21時まで	整備不要	整備不要	整備不要	整備不要	整備不要

(参考)：区域別の21時以降のニーズについて

21時以降のニーズは、参考表記とします。調査回答の際に、希望の延長保育時間を24時間単位で回答していただくところ、12時間単位で回答された可能性の高いケースが多く(9割弱)、適正な見込みが把握できないためです。

しかしながら当区域において、ニーズ調査によると一定のニーズは見込まれるため、今後は必要に応じて21時以降の延長保育について検討していきます。

単位：人

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
21時以降の 量の見込み	提供区域5	17	16	16	16	16

(力) 提供区域6 (新田地域)

a 令和5年度実績

	園数	利用人数
認可保育所	4 園	124 人
認証保育所	1 園	4 人

b 令和7年度～11年度の量の見込みと確保方策

単位：人

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (A)	19時まで	240	239	238	237	235
	20時まで	47	46	46	46	46
	21時まで	0	0	0	0	0
	合計	287	285	284	283	281
確保方策 (B)	19時まで	—	—	—	—	—
	20時まで	271	271	271	210	210
	21時まで	127	127	127	127	127
過不足(C) = (B) - (A)	19時まで	整備不要	整備不要	整備不要	整備不要	整備不要
	20時まで	整備不要	整備不要	整備不要	整備不要	整備不要
	21時まで	整備不要	整備不要	整備不要	整備不要	整備不要

(4-1) 【幼稚園型】一時預かり等の利用

ア 事業の概要

平日（月曜日～金曜日）の4時間を標準とする私立幼稚園・区立認定こども園の教育時間の前後や土曜、長期休暇期間中（春・夏・冬）に、幼稚園での一時預かりを実施しています。

【令和5年度の利用実績】

	実施園数	延べ利用人数
私立幼稚園・区立認定こども園	53 園	288,417 人日／年

イ 量の見込みと確保方策（区全域）

- ① ニーズ調査をもとに、量の見込みを算出しました。
- ② 現在の預かり保育の受入れ可能人数をもって、量の見込みに対して十分な供給量が確保されています。
- ③ 現在の各園における預かり保育の取り組みが後退しないよう、一時預かり事業（幼稚園型）の制度充実を図っていきます。

単位：人日／年

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(A)	151,072	149,437	149,481	148,275	148,637
1号認定	41,854	41,400	41,413	41,079	41,179
2号認定	109,218	108,037	108,068	107,196	107,458
確保方策(B)	194,931	194,931	194,931	194,931	194,931
過不足(C)=(B)-(A)	43,859	45,494	45,450	46,656	46,294

(4-2) 【幼稚園型を除く】不定期の一時預かり等の利用

ア 事業の概要

保護者の通院、冠婚葬祭への出席や急な外出、買い物に出かけたい時、リフレッシュしたい時など、理由を問わず一時的に保育施設等で子どもを預かります。

【令和5年度の利用実績】

	実施か所数	延べ利用人数
一時預かり事業（認可保育所）	20 所	3,154 人日／年
認証保育所・小規模保育	34 所	945 人日／年
子育てサロン西新井	1 所	1,120 人日／年
あだちファミリー・サポート・センター事業※ ¹ ／子ども預かり・送迎等支援事業※ ²	-	15,076 人日／年
派遣型トワイライトステイ※ ³	-	3,944 人日／年

イ 量の見込みと確保方策（区全域）

- ① ニーズ調査で把握した利用意向率をもとに、量の見込みを算出しました。
- ② 量の見込みに対して、十分な供給量が確保されています。
- ③ 認可保育所や子育てサロン等における一時預かりを継続していきます。
- ④ 認証保育所や小規模保育においては、園児が定員を満たしている場合は一時預かりを利用できないなど、条件付きであるため、確保方策に組み入れないものとしします。

単位：人日／年

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(A)	25,977	26,018	25,855	25,658	25,560
確保方策					
一時預かり事業 (認可保育所)	17,253	17,253	17,253	17,253	17,253
子育てサロン西新井	1,344	1,344	1,344	2,688	2,688
ファミサポ／子ども預かり・ 送迎等支援事業	18,876	19,268	19,661	20,053	20,446
派遣型トワイライトステイ	4,781	4,805	4,829	4,853	4,877
確保方策合計(B)	42,254	42,670	43,087	44,847	45,264
過不足(C)=(B)-(A)	16,277	16,652	17,232	19,189	19,704

※1 ファミサポ（あだちファミリー・サポート・センター事業）とは、地域において子育てを援助したい提供会員と援助を受けたい利用会員を結びつける仕組みで、提供会員宅で子どもの預かりや保育施設等への送迎を行うサービス。

※2 子ども預かり・送迎等支援事業とは、足立区が認定した子育てホームサポーターが、自宅または子育てホームサポーター宅で、子どもの預かりや保育施設等への送迎を行うサービス。

※3 派遣型トワイライトステイとは、平日の夜間または休日に実施する子どもの一時的な預かり。

(5) こどもショートステイ事業（在宅型・施設型）

ア 事業の概要

保護者の病気や出産等で一時的に子どもの養育ができない時に、養育協力家庭宅または児童養護施設において、子どもを預かります。

【令和5年度の利用実績】

	延べ利用日数
養育協力家庭宅（在宅型）	0 日／年
児童養護施設（施設型）	2,790 日／年

イ 量の見込みと確保方策（区全域）

- ① 過去3年間の実績をもとに量の見込みを算出しました。
- ② 量の見込みに対して、供給量は整備されています。
- ③ 児童養護施設とともに、引き続き養育在宅型による新たな養育協力家庭の獲得に努め、こどもショートステイ事業の充実を図っていきます。

単位：日／年

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(A)	2,598	2,598	2,598	2,598	2,598
確保方策(B)	3,590	3,590	3,590	3,590	3,590
過不足(C)=(B)-(A)	992	992	992	992	992

(6) あだちファミリー・サポート・センター事業/子ども預かり・送迎等支援事業（小学生）

ア 事業の概要

保護者の通院、冠婚葬祭への出席や急な外出、買い物に出かけたい時、リフレッシュしたい時など、理由を問わず、利用者宅または支援者宅で一時的な子どもの預かり等を実施しています。

【令和5年度の利用実績】

	延べ利用人数（小学生）
あだちファミリー・サポート・センター事業/ 子ども預かり・送迎等支援事業（小学生）	7,377 人

イ 量の見込みと確保方策（区全域）

- ① 過去の実績値を参考にして、量の見込みを算出しました。
- ② 量の見込みに対して、十分な供給量が整備されています。
- ③ 様々なニーズに対応できるよう、提供会員及び子育てホームサポーターの確保に努めるとともに、安心して事業を利用してもらえるよう研修等を実施することで、サービスの質の向上も図っていきます。

単位：人日/年

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(A)	7,844	8,006	8,167	8,329	8,490
確保方策					
確保方策(B)	9,413	9,607	9,801	9,995	10,188
過不足(C)=(B)-(A)	1,569	1,601	1,634	1,666	1,698

(7) 病気の際の対応

ア 事業の概要

- ① 病気やケガの回復期の子どもを預けられる病後児保育を認可保育園2園で実施しています。
- ② 病気にかかっている子どもを預けられる病児保育を東部地域病院内で実施しています。

【令和5年度の利用実績】

	延べ利用人数
病後児保育（保育所）	148 人日／年
病児保育（東部地域病院内）	162 人日／年

イ 量の見込みと確保方策（区全域）

- ① ニーズ調査をもとに、量の見込みを算出しました。
- ② 令和7年度～9年度にかけて供給量が足りない状況です。
- ③ 病後児保育については、認可保育園2園での実施を継続していきます。
- ④ 病児保育は、東部地域病院のほか、区西側の設置について検討していきます。

単位：人日／年

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(A)	3,159	3,149	3,137	3,112	3,108
確保方策					
公立保育園	1,176	1,176	1,176	1,176	1,176
私立保育園	972	972	972	972	972
病児保育	972	972	972	972	972
確保方策合計(B)	3,120	3,120	3,120	3,120	3,120
過不足(C)=(B)-(A)	△39	△29	△17	8	12

(8) 要保護児童等に対する支援及び児童虐待予防の周知・啓発事業

ア 事業の概要

- ① 子育てに関する支援が必要と認められる家庭に対し、養育が適切に行われるよう支援を行っています。
- ② 虐待を受けた児童や養育困難家庭が適切な支援を受けられよう、要保護児童対策地域協議会を開催し、各機関と連携・協力のもと支援にあたっています。
- ③ 児童虐待予防の周知と啓発のための講座やキャンペーン等を実施しています。

【令和5年度の利用実績】

	支援回数
(ア) 養育支援訪問事業	1, 059 回
(イ) 要保護児童対策地域協議会の開催回数	284 回
(ウ) 児童虐待予防講座の開催回数	13 回

イ 量の見込みと確保方策（区全域）

(ア) 養育支援訪問事業（相談員による専門的相談支援）

単位：回/年

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1,135	1,135	1,135	1,135	1,135
確保方策の考え方	○ 引き続き、養育支援が特に必要と判断した家庭（要支援家庭）に対し、専門的相談支援を行っていきます。				

※ ニーズ調査によらず、過去3年間の支援回数から量の見込みを算出しました。

(イ) 要保護児童対策地域協議会の開催

(ウ) 児童虐待予防講座等の実施

単位：回

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み					
要保護児童対策地域協議会の開催	284	284	284	284	284
児童虐待予防講座等の実施	13	13	13	13	13
確保方策の考え方	○ 要保護児童対策地域協議会地区連絡会議（年 7 回）、虐待ケース調整会議（毎月 1 回）、及び個別ケース会議（個別の要保護児童について関係する各機関の担当者が集まり開催）等により関係機関の連携強化を図り、支援します。 ○ 児童虐待予防講座（イライラしない子育て講座等）や児童虐待防止推進月間事業（オレンジリボンキャンペーン等）を継続実施することで、児童虐待の未然防止を推進します。				

※ ニーズ調査によらず、これまでの実績等から量の見込みを算出しました。

(9) 乳児家庭全戸訪問事業

ア 事業の概要

生後3か月までの乳児がいる全家庭を助産師・保健師が訪問し、新生児の発育・栄養状態、生活環境の確認や相談、育児に必要なアドバイスを行っています。また、子育て支援に関する情報提供や、母親のメンタルフォローの場にもなっています。

【令和5年度の利用実績】

	訪問件数（割合）
乳児家庭全戸訪問事業	3,936 件（99.9%）

※ 令和5年度内に出生した訪問希望者（訪問連絡票届出件数）に対する訪問指導件数・割合

イ 量の見込みと確保方策（区全域）

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	3,750	3,750	3,700	3,700	3,650
確保方策の考え方	○実施体制：児童福祉法による「乳児家庭全戸訪問事業」の一環として、「こんにちは赤ちゃん訪問事業」は、委託訪問指導員・保健師が自宅を訪問します。 ○案内：妊娠届出時に母子健康手帳へ綴じ込んだ訪問連絡票（申込ハガキ）を配付し、スマイルママ面接などで案内しています。オンライン申請による申し込みも可能です。 訪問の際、「妊婦のための支援給付」に関する手続きを案内しており、経済的支援にもつながるよう訪問率の向上に努めていきます。				

※ 人口推計の当年出生数×訪問率×過去の実績に基づく調整率から、量の見込みを算出しています。

(10) 妊婦に対して健康診査を実施する事業

ア 事業の概要

妊婦健康診査の受診により、健康管理、流・早産の防止、妊産婦・乳幼児死亡率の低下、未熟児出生防止に努めています。

【令和5年度の利用実績】

	受診回数
妊婦健康診査	48,634 人回／年

イ 量の見込みと確保方策（区全域）

単位：人回／年

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	50,500	50,200	50,000	49,700	49,400
確保方策の考え方	○実施場所：都内委託医療機関・助産所、里帰り等助成（都外医療機関・助産所） ○検査項目・実施回数：妊婦健康診査 14 回／妊婦超音波検査 4 回／子宮頸がん検診 1 回 ○案内：妊娠届出及び妊婦訪問時に妊婦健診の受診勧奨を実施しています。				

※ （人口推計の当年出生数×1.10）×平均受診回数1.1回から、量の見込みを算出しています。

(11) 利用者支援に関する事業

ア 事業の概要

- ① 子どもまたはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。
- ② 妊娠期から子育て期の妊産婦に、保健師等がきめ細やかに指導や相談・助言等の支援を行い、妊娠期から切れ目のない母子保健事業を推進しています。

イ 量の見込みと確保方策（区全域）

単位：か所

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み					
基本型・特定型	1	1	1	1	1
こども家庭センター型	6	6	6	6	6
確保方策の考え方	○ 既に幼稚園・地域保育課窓口での相談や子育てサロン等での出張相談の体制を構築しています。 ○ 今後も引き続き実施し、より適切で的確な保育サービス、子育てサービス等の選択、利用に繋がるよう支援していきます。 ○ 保健予防課と各保健センター等での「あだちスマイルママ＆エンジェルプロジェクト(ASMAP)」において、妊娠届出書の内容から支援が必要な妊婦を把握し、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を行います。 ○ 関係機関と連携することで育児不安や生活上の困難な状況も改善します。				

※ ニーズ調査によらず、量の見込みを算出しています。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

ア 事業の概要

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

イ 確保方策（区全域）

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1,080	980	980	960	960
確保方策の考え方	過去の利用実績を踏まえ、適切な給付を行えるよう実施していきます。				

※ ニーズ調査によらず、量の見込みを算出しています。

(13) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

ア 新規参入施設等への巡回支援

(ア) 事業の概要

教育・保育施設、地域子ども・子育て支援事業に新規参入する事業者に対して、事業経験のある者を活用した巡回支援等を行う事業です。

(イ) 確保方策

今後、事業者の公募などで新規参入があった場合は、個々の状況に応じて適切な支援を実施していきます。

イ 認定こども園特別支援教育・保育経費

(ア) 事業の概要

私学助成（幼稚園特別支援教育経費）や障がい児保育事業の対象とならない特別な支援が必要な子どもを認定こども園で受け入れるための職員の加配を促進するための事業です。

(イ) 確保方策

事業の実施については、私学助成等による支援内容を踏まえて検討していきます。

ウ 地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援

(ア) 事業の概要

地域や保護者のニーズに応じて地域において重要な役割を果たしている、小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動について、当該集団活動を利用する幼児の保護者の経済的負担を軽減する観点から、その利用料の一部を給付する事業です。当区では令和4年度から補助を実施しています。

(イ) 確保方策

単位：人／年

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	20	20	20	20	20
確保方策の考え方	対象施設に対し定期的に補助事業を周知することで、適切な補助が行えるよう支援していきます。				

(14) 子育て世帯訪問支援事業

ア 事業の概要

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭を訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とした事業です。

【令和5年度の利用実績】

	支援日数
①育児・家事支援②預かり・送迎支援 ③生活指導支援	1,219 日／年

イ 量の見込みと確保方策（区全域）

単位：日／年

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1,350	1,350	1,350	1,350	1,350
確保方策の考え方	引き続き、各事業を NPO 法人等への委託により訪問支援員を確保し、支援を進めていきます。				

(15) 妊婦等包括相談支援事業

ア 事業の概要

妊婦のための支援給付と併せて、妊婦等に対する相談支援事業を実施し、妊娠期から子育て期までの切れ目のない伴走型支援を行う事業です。

【令和5年度の利用実績】

	面談実施件数（割合）
妊婦等包括相談支援事業	実施件数合計 9,713 件（75.0%）
① スマイルママ面接（妊娠届出時面接）	① 4,348 件（100.8%）
② 妊娠後期アンケート（妊娠8か月）	② 1,429 件（33.1%）
③ こんにちは赤ちゃん訪問（乳児家庭全戸訪問事業）	③ 3,936 件（90.5%）

※ 令和5年度の妊娠届出者（4,312 件）に対する面接実施件数・割合

※ 面接実施件は、転入・転出者、流産・死産のとなった方を含む。

イ 量の見込みと確保方策（区全域）

単位：件／年

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	9,700	9,700	9,750	9,750	9,800
確保方策の考え方	○実施体制：① 妊娠届出時等にスマイルママ面接を実施しています。 ② 妊娠後期（8ヶ月）にアンケートを実施しています。アンケートで相談を希望する妊婦には面接を実施します。 ③ 生後3か月までの乳児がいる家庭へ、訪問指導員や保健師による訪問により、育児に必要な事項についての指導・助言、子育て支援に関する情報を提供しています。 ○案内：妊娠届出時等に、スマイルママ面接などで各事業を案内しています。オンライン申請による申し込みも可能です。				

※ 人口推計の妊娠届出見込数×過去の実績に基づく調整率から、量の見込みを算出しています。

(16) 産後ケア事業

ア 事業の概要

退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行うことを目的とした事業です。

【令和5年度の利用実績】

	述べ人数
実施方法別産後ケア	産後ケア延べ人数 1,956 人
① 医療機関による宿泊型・日帰り型産後ケア	① 1,582 人
② NPO法人によるデイサービス型産後ケア	② 374 人
③ 訪問型（アウトリーチ型）産後ケア	③ 未実施

イ 量の見込みと確保方策（区全域）

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	3,900	3,900	3,900	3,900	3,900
確保方策の考え方	○実施体制：① 医療機関の運営による産後ケア（宿泊型・日帰り型）を実施しています。 ② NPO法人運営によるデイサービス型産後ケアをNPO法人の施設と「すこやかプラザ あだち」で実施しています。 ③ 助産所や助産師による訪問型（アウトリーチ型）産後ケアを実施しています。 ○案内：出産直後の育児不安の解消や休息の場の提供など、産婦と赤ちゃんの状況に応じた産後ケア事業を展開しています。スマイルママ面接で事業を案内しています。利用申請には、オンライン申請による申し込みも可能です。				

※ 人口推計の当年出生数×(利用見込数／全産婦数)×平均利用日数から、量の見込みを算出しています。

※ 流産・死産のとなった方を含む。

(17) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

ア 事業の概要

全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付制度です。

イ 量の見込みと確保方策（区全域）

単位：人日

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳児	量の見込み(延べ人数)	0	404	401	1,331	1,321
	確保方策(延べ人数)	0	418	418	1,342	1,342
1歳児	量の見込み(延べ人数)	0	518	515	1,702	1,698
	確保方策(延べ人数)	0	528	528	1,716	1,716
2歳児	量の見込み(延べ人数)	0	447	443	1,461	1,453
	確保方策(延べ人数)	0	462	462	1,474	1,453
量の見込み及び確保方策の考え方		○ 保育における提供区域のような考え方はせず、区全域で考えます。 ○ 令和8、9年度については経過措置期間として1人あたり月3時間の利用可能枠を想定しています。 ○ 0歳児は生後6カ月から利用可能となること、0歳の在園児のうち約84.4%が生後6カ月を超えていることを考慮し、量の見込みを算出しています。 ○ 全ての対象児童が利用することを前提として量の見込みを算出していますが、需要状況を見つつ、利用率の算出を検討します。 ○ 確保方策は以下の値を合計しています。 (1) 認可保育所における一時預かり事業の枠の半数 (2) 特定地域型保育事業及び幼稚園の空き枠				

(18) 児童育成支援拠点事業

ア 事業の概要

養育環境等に課題を抱える学齢期の児童に対して安全・安心な居場所を提供し、生活習慣の形成や食事の提供、学習のサポート等を行うことに加え、必要に応じて、保護者への寄り添い型の相談支援や関係機関との連絡調整を行うことを目的とした事業です。

区では、当該事業は実施していませんが、「生活困窮世帯の子どもに対する学習支援」「不登校児童・生徒に対する居場所支援事業」等を通じて、適切に支援していきます。

(19) 親子関係形成支援事業

ア 事業の概要

児童との関わり方や子育てに悩み・不安を抱えた保護者が、親子の関係性や発達に応じた児童との関わり方等の知識や方法を身につけるため、当該保護者に対して、講義、グループワーク、個別のロールプレイ等を内容としたペアレント・トレーニング等を実施するなど、健全な親子関係の形成に向けた支援を行う事業です。

区では、当該事業は実施していませんが、こども支援センターげんきや各保健センターでの「発達相談」や「ペアレント・トレーニング」等を通じて、適切に支援していきます。

第3期足立区子ども・子育て支援事業計画（案）概要版

1 「第3期足立区子ども・子育て支援事業計画」の策定について

- ① 足立区では、『子ども・子育て支援法』に基づき、平成27年3月に『足立区子ども・子育て支援事業計画』を策定し、さらに令和2年3月に『第2期足立区子ども・子育て支援事業計画』を策定しました。そして、「夢や希望を信じて生き抜く人づくり」という教育大綱の基本理念のもと、様々な取り組みを展開してきました。
- ② この度、これまでの子育て支援策に加え、支援が届きにくい子育て家庭にも必要な支援が行き届く仕組みを構築することが必要です。そこで、『第3期子ども・子育て支援事業計画』を策定し、支援体制の充実を図っていきます。

2 「第3期足立区子ども・子育て支援事業計画」の位置付けについて

- ① 本計画は、「足立区基本計画」の子ども・子育てに関連する部門の分野別計画に位置付けます。
- ② 本計画の対象は、就学前児童（0～6歳）とその保護者を基本としますが、青少年の成長支援である「ジュニアリーダーの育成」、「学童保育室」や「放課後子ども教室」といった子どもの居場所、「ユニバーサルデザイン教育」に関することは関連事業として小学校1年生から6年生の児童とその保護者を対象としています。

3 期間と進捗状況の管理について

- ① 国は、「子ども・子育て支援事業計画」を5年ごとに策定するものとしていることから、令和7年度から令和11年度までを第3期計画期間と定めます。

令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
第2期計画	第3期足立区子ども・子育て支援事業計画					次期計画
年度別評価	年度別評価	年度別評価	年度別評価	年度別評価	年度別評価	年度別評価

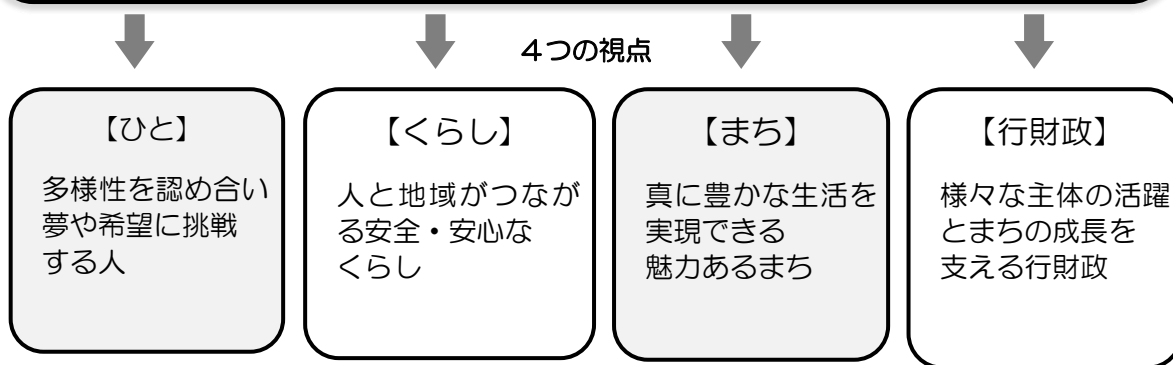
※ 年度別の評価を経て、計画内容と実態に乖離が生じた場合には、適宜計画の見直しを行います。

- ② 本計画で定めた子ども・子育て支援施策を実効性のあるものとするため、定期的に「足立区地域保健福祉推進協議会（子ども支援専門部会を含む。以下、「推進協」という。）」を開催し、PDCAサイクルのもと対象事業の実施状況等について客観的かつ専門的な立場から意見交換、調査・審議を行います。各年度に実施する計画の実施状況の点検・評価については、「推進協」での調査・審議を経た後、区ホームページ等で公表します。

4 施策の体系について

基本理念：夢や希望を信じて生き抜く人づくり （＝足立区教育大綱）

“これからを生き、将来、社会の担い手となる子どもたちをどのように育てあげるか” という、足立区の基本的な姿勢を示すもの



子ども・子育て支援事業計画の施策体系

柱立て	自己肯定感を持ち、生き抜く力を備えた人							
施策群	1 家庭・地域と連携し、子どもの学びを支え育む				2 妊娠から出産・子育てまで切れ目なく支える			
施策	1-1	1-2	1-3	1-4	2-1	2-2	2-3	2-4
	発達支援 子どもの心身の健全な	就学前からの学びの基礎づくり	子どもの状況に応じた 支援の充実	子どもが社会と関わる力を育む ための成長支援	妊娠、出産、子育てへの切れ目の ない支援の充実	多様なライフスタイルに応じた教育・ 保育サービス等の充実	配慮を要する子育て家庭への支援	安全・安心に子育てのできる 生活環境の整備
子支援					親支援・子育て支援			
各施策 参照 ページ	P34	P36	P38	P40	P42	P44	P46	P48

施策展開の横断的な視点

- ①子育て支援の質の向上
- ②ライフステージ間のつながりの強化

5 「量の見込み」と「確保方策」について

- ① 子ども・子育て支援法第61条第1項により、国が示す「基本指針」に即して、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保等に関する計画を定めました。
- ② 国が示した「第3期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方」を受けて、令和7年度から11年度の量の見込み(需要)を算出し、確保方策(供給)を定めました。

《教育・保育》

施設・事業名	該当ページ
(1) 教育（幼稚園、認定こども園）	P57
(2) 保育（保育所、認定こども園、特定地域型保育(家庭的保育・小規模保育)）	P58

《地域子ども・子育て支援事業》

施設・事業名	該当ページ
(1) 放課後児童健全育成事業（学童保育室）	P72
(2) 子育てサロン事業	P85
(3) 平日の定期的な延長保育事業（18時30分以降）	P93
(4-1) 【幼稚園型】一時預かり等の利用	P100
(4-2) 【幼稚園型を除く】不定期の一時預かり等の利用	P101
(5) こどもショートステイ事業（在宅型・施設型）	P102
(6) あだちファミリー・サポート・センター事業／子ども預かり・送迎等支援事業（小学生）	P103
(7) 病気の際の対応	P104
(8) 要保護児童等に対する支援及び児童虐待予防の周知・啓発事業	P105
(9) 乳児家庭全戸訪問事業	P106
(10) 妊婦に対して健康診査を実施する事業	P107
(11) 利用者支援に関する事業	P108
(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業	P108
(13) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業	P109
(14) 子育て世帯訪問支援事業	P110
(15) 妊婦等包括相談支援事業	P111
(16) 産後ケア事業	P112
(17) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	P113
(18) 児童育成支援拠点事業	P114
(19) 親子関係形成支援事業	P114